

目 次

○第1号（9月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告	5
日程第 4 報告第 7号 令和6年度吉岡町水道事業会計継続費精算報告書	7
日程第 5 議案第44号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例の一部を改正 する条例	8
日程第 6 議案第54号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一 部を改正する条例	9
日程第 7 議案第45号 吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進 委員の定数に関する条例の一部を改正する 条例	11
日程第 8 議案第46号 吉岡町公園条例	13
日程第 9 認定第 1号 令和6年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定につ いて	15
日程第10 認定第 2号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出 決算認定について	22
日程第11 認定第 3号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について	24
日程第12 認定第 4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について	27

日程第 1 3 認定第 5 号 令和 6 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 0
日程第 1 4 認定第 6 号 令和 6 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	3 2
日程第 1 5 認定第 7 号 令和 6 年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	3 7
日程第 1 6 議案第 4 7 号 令和 7 年度吉岡町一般会計補正予算（第 3 号）	4 3
日程第 1 7 議案第 4 8 号 令和 7 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 7
日程第 1 8 議案第 4 9 号 令和 7 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 8
日程第 1 9 議案第 5 0 号 令和 7 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 9
日程第 2 0 議案第 5 1 号 令和 7 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 1
日程第 2 1 議案第 5 2 号 令和 7 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）	5 2
日程第 2 2 議案第 5 3 号 令和 7 年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	5 3
日程第 2 3 同意第 1 号 吉岡町教育委員会教育長の任命について	5 5
日程第 2 4 同意第 2 号 吉岡町教育委員会委員の任命について	5 7
散 会	5 8

○第 2 号（9月 3 日）

議事日程 第 2 号	5 9
本日の会議に付した事件	5 9
出席議員	6 0
欠席議員	6 0
説明のため出席した者	6 0
事務局職員出席者	6 0
開 議	6 1
日程第 1 一般質問	6 1
◇廣嶋 隆君	6 1

◇山崎守人君	7 9
◇飯塚憲治君	9 6
◇宮内正晴君	1 1 1
◇秋山光浩君	1 2 0
◇春山和久君	1 3 6
散 会	1 4 1
○第3号（9月4日）	
議事日程 第3号	1 4 2
本日の会議に付した事件	1 4 2
出席議員	1 4 3
欠席議員	1 4 3
説明のため出席した者	1 4 3
事務局職員出席者	1 4 4
開 議	1 4 4
日程第 1 一般質問	1 4 4
◇飯島 衛君	1 4 4
◇大井俊一君	1 5 6
◇小池春雄君	1 6 9
◇坂田一広君	1 8 6
散 会	2 0 3

○第4号（9月16日）	
議事日程 第4号	2 0 4
本日の会議に付した事件	2 0 5
出席議員	2 0 6
欠席議員	2 0 6
説明のため出席した者	2 0 6
事務局職員出席者	2 0 6
開 議	2 0 7
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生・予算決算 各常任委 員長報告）	2 0 7
日程第 2 議案第44号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例の一部を改正	

する条例	214
日程第 3 議案第 54 号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	214
日程第 4 議案第 45 号 吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例	215
日程第 5 議案第 46 号 吉岡町公園条例	215
日程第 6 認定第 1 号 令和 6 年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について	215
日程第 7 認定第 2 号 令和 6 年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	216
日程第 8 認定第 3 号 令和 6 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	216
日程第 9 認定第 4 号 令和 6 年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	217
日程第 10 認定第 5 号 令和 6 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	217
日程第 11 認定第 6 号 令和 6 年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	218
日程第 12 認定第 7 号 令和 6 年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	218
日程第 13 議案第 47 号 令和 7 年度吉岡町一般会計補正予算（第 3 号）	219
日程第 14 議案第 48 号 令和 7 年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）	219
日程第 15 議案第 49 号 令和 7 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	220
日程第 16 議案第 50 号 令和 7 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	220
日程第 17 議案第 51 号 令和 7 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	221
日程第 18 議案第 52 号 令和 7 年度吉岡町水道事業会計補正予算（第 1 号）	221

日程第 19 議案第 53 号 令和 7 年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	221
日程第 20 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	222
日程第 21 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	222
日程第 22 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	222
日程第 23 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	222
日程第 24 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	222
日程第 25 自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続調査の申し出につい て	222
日程第 26 議会議員の派遣について	224
町長挨拶	224
閉 会	225

令和7年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和7年9月1日（月曜日）

議事日程 第1号

令和7年9月1日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告

（報告・質疑）

日程第 4 報告第 7号 令和6年度吉岡町水道事業会計継続費精算報告書

（報告・質疑）

日程第 5 議案第44号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第 6 議案第54号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第 7 議案第45号 吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関
する条例の一部を改正する条例

（提案・質疑・付託）

日程第 8 議案第46号 吉岡町公園条例

（提案・質疑・付託）

日程第 9 認定第 1号 令和6年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

（提案・質疑・付託）

日程第10 認定第 2号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

（提案・質疑・付託）

日程第11 認定第 3号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

（提案・質疑・付託）

日程第12 認定第 4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

（提案・質疑・付託）

日程第13 認定第 5号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

について

(提案・質疑・付託)

日程第14 認定第 6号 令和6年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(提案・質疑・付託)

日程第15 認定第 7号 令和6年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
(提案・質疑・付託)

日程第16 議案第47号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算(第3号)
(提案・質疑・付託)

日程第17 議案第48号 令和7年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)

日程第18 議案第49号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)

日程第19 議案第50号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)

日程第20 議案第51号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)

日程第21 議案第52号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)

日程第22 議案第53号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)
(提案・質疑・付託)

日程第23 同意第 1号 吉岡町教育委員会教育長の任命について
(提案・質疑・討論・表決)

日程第24 同意第 2号 吉岡町教育委員会委員の任命について
(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	山崎 守人君	2番	春山 和久君
3番	藤多 ゆかり君	4番	大井 俊一君
5番	秋山 光浩君	6番	宮内 正晴君
7番	小林 静弥君	8番	富岡 荣一君
9番	飯塚 憲治君	10番	廣嶋 隆君
11番	坂田 一広君	12番	飯島 衛君
13番	小池 春雄君		

欠席議員（1人）

14番 富岡 大志君

説明のため出席した者

町長	柴崎 徳一郎君	副町長	高田 栄二君
教育長	山口 和良君	総務課長	小林 康弘君
企画財政課長	齋藤 智幸君	住民課長	深谷 智洋君
健康福祉課長	一倉 哲也君	産業観光課長	渡部 英之君
建設課長	大澤 正弘君	税務会計課長	福島 良一君
上下水道課長	永井 勇一郎君	教育委員会事務局長	米沢 弘幸君

事務局職員出席者

事務局長 岸 一憲 係長 関 浩己

開会・開議

午前9時30分開会・開議

〔議会事務局長 岸 一憲君発言〕

議会事務局長（岸 一憲君） 開会の時間となりましたが、本日は富岡議長が欠席でございます。代わりに副議長に議長の職務を行っていただきますので、富岡副議長は議長席にお願いいたします。

副議長（富岡栄一君） それでは、今日1日議長の職を務めます副議長の富岡です。よろしくお願ひいたします。

それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は、13名です。定足数に達していますので、令和7年第3回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

副議長（富岡栄一君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第3回定例議会が、議員各位出席の下、開会できますことに感謝とお礼を申し上げます。

本定例会では、議案22件を上程させていただきました。慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げますとともに、議員皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

諸般の報告

副議長（富岡栄一君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。これをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の氏名

副議長（富岡栄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、

3番藤多ゆかり議員、4番大井俊一議員を指名します。

日程第2 会期の決定

副議長（富岡栄一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、廣嶋 隆委員長より委員長報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 廣嶋 隆君登壇〕

議会運営委員長（廣嶋 隆君） 議会運営委員会からの報告を行います。

令和7年8月25日月曜日、午前9時30分から第二会議室において、委員全員、議長、副議長、執行からは、町長、副町長、教育長、関係課長、局長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和7年第3回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日9月1日月曜日から9月16日火曜日までの16日間と決定することにいたしました。

議事日程は、本日9月1日が議案等の提案・質疑・付託、9月3日と4日に一般質問、9月5日に総務産業常任委員会、9月8日に文教厚生常任委員会、9月9日から12日までが予算決算常任委員会、9月16日に委員長報告、討論、表決となります。

なお、会期の日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上委員長報告といたします。

副議長（富岡栄一君） 委員長報告が終わりました。

廣嶋委員長は自席にお戻りください。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期を9月1日から9月16日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月1日から9月16日までの16日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりでございます。

日程第3 報告第6号 健全化比率及び資金不足比率報告について

副議長（富岡栄一君） 日程第3、報告第6号 健全化比率及び資金不足比率報告についてを議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてご説明を申し上げます。

町では、令和6年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業との資金不足比率を算定し、8月4日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、議会に報告するものであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため、比率なしです。実質公債費比率は6.0%で前年度比0.5%のマイナス、将来負担比率は比率なしから1.2%となりました。

また、資金不足については、資金不足額がないため、比率なしです。

なお、詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） それでは町長の補足説明をさせていただきます。

健全化判断比率及び資金不足比率報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。いずれも令和6年度決算に基づき算定した数値です。

なお、健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことと言います。

初めに、実質赤字比率ですが、これは一般会計、学校給食事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和6年度実質赤字額はありませんでしたので、実質赤字比率については比率なしです。

次に、連結実質赤字比率ですが、これは一般会計、特別会計及び水道事業会計など、町の全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となります。令和6年度は、全ての会計で赤字額がなかったため、連結実質赤字比率についても比率なしです。

次に、実質公債費比率ですが、これは地方債の元利償還金とこれに準ずる一部事務組合や公営企業会計の地方債の償還に対する負担金等の純元利償還金などが標準財政規模のうちどのくらいの割合を占めているかを指標化したものとなります。吉岡町の実質公債費比率は、6.0%で前年度比0.5%のマイナスです。0.5ポイント、率が改善した要因として、令和5年度と令和6年度の単年度比較においては、ほぼ横ばいですが、単年度比率は増加しました。しかし、単年度における比率は、増加しましたが、実質公債費比率は過去3か年の平均値をとるため、令和3年度の単年度比率より令和6年度の単年度比率のほうが小さかったため、結果として実質

公債費比率が昨年度に引き続き改善しました。

なお、早期健全化基準は、25%であり、吉岡町は基準以下となっています。

次に、将来負担比率ですが、将来負担比率は、一般会計などの借入金や一部事務組合へ支払っていくべき負担金など、現時点において将来、町が負担すべき残高の程度を指標化しているものです。早期健全化基準は、350%となっており、吉岡町の将来負担比率は、比率なしから1.2%となりました。これは分子において充当可能財源等を将来負担額が上回ったためです。率が発生した要因としては、将来負担額も減となりましたが、それ以上に財政調整基金の減などにより、充当可能財源等が減になったことによります。

次に、資金不足比率ですが、水道事業会計及び下水道事業会計いずれも資金の不足はなく、資金不足比率につきましては、比率なしとなっています。

なお、監査委員から令和7年8月4日に審査を実施し、令和7年8月8日付で審査結果報告をいただきしております、審査した結果、財政健全化に関する4指標については、適正に算定されており、健全であるとのご意見をいただきました。

本町の比率については、いずれの比率も早期健全化基準等を下回っておりますが、今後必要な事業を着実に実施していくためにも、各種事業の精査、自主財源の確保、また、国や県補助金及び交付税措置がある起債など、特定財源の有効活用を図ることにより、より一層、財政の健全化に取り組んでまいります。

副議長（富岡栄一君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

本件は、報告でございますので、これにて終結をいたします。

日程第4 報告第7号 令和6年度吉岡町水道事業会計継続費精算報告

副議長（富岡栄一君） 日程第4、報告第7号 令和6年度吉岡町水道事業会計継続費精算報告書を議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第7号 令和6年度吉岡町水道事業会計継続費精算報告書についてご報告を申し上げます。

上ノ原浄水場改修事業の継続年度が終了したことから、令和6年度吉岡町水道事業に係る継続費精算報告書を地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、報告第7号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

この事業は、相馬原飛行場等周辺水道施設設置助成事業として、令和4年度から3か年に渡り上ノ原浄水場の改修工事を進めていた案件であり、令和6年度をもって事業が終了し、実績額が確定しましたので、議会に報告するものであります。

それでは、2ページにあります継続費の精算報告書をご覧ください。1款資本的支出1項建設改良費、事業名は、上ノ原浄水場改修事業、全体計画として継続費の総額は、7億9,217万5,000円でした。実績として、支出総額は、7億8,064万8,000円であります。財源につきましては、企業債2億1,640万円と防衛省所管の国庫補助金3億5,715万3,000円を充てており、不足する2億709万5,000円は、損益勘定留保資金等で補填しております。

以上で、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

副議長（富岡栄一君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は、報告でございますので、これにて終結をいたします。

日程第5 議案第44号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

副議長（富岡栄一君） 日程第5、議案第44号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第44号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、国の基準に準じて所要の改正を行うものであります。

その他詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明させていただきます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に施行され、国政選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成等に係る公費負担の限度額が引上げられたことを受け、吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙においても、国の選挙公営に準じて同様の改定を行うものであります。

それでは、概要説明書をご覧ください。

まず、第6条及び第8条関係として、ビラの作成の公費負担の見直しについては、1枚当たりの作成単価の限度額を7円73銭から8円38銭に改めるものでございます。

次に第11条関係として、ポスターの作成の公費負担の見直しについては、1枚当たりの作成単価の限度額を541円31銭から586円88銭に改めるものでございます。

最後に附則の関係としまして、施行期日につきましては、公布の日からとしております。適用区分については、この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにこの期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとするものとしております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題になっております議案第44号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第54号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第6、議案第54号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第54号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その他詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、現行の部分休業を第1号部分休業とした上で、1年につき条例で定める範囲内において取得ができる第2号部分休業の導入に必要な所要の改正を行うとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、妊娠・出産等についての申出をした職員等に対する意向・配慮等を行うこと及び3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等を行うこととするため、所要の改正を行うものであります。

それでは、概要説明書をご覧ください。まず、第1条による改正関係としまして、吉岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、部分休業の取得について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態を第1号部分休業とし、1年につき10日を超えない範囲内の形態が第2号部分休業として設けられ、職員はいずれかの形態を選択することができるようになることに伴い、導入に当たり次の2つの規定を加えるものでございます。1つは、部分休業の取得を申し出る単位期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとするものとし、もう1つは、職員が1年につき取得できる第2号部分休業の上限は、第1号の期間につき、常勤職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とするものとしております。

次に、第2条による改正関係として、吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、任命権者は、妊娠・出産等を申し出た職員、または、3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児との両立に資する制度、措置等について知らせるとともに、これらの利用に係る意向を確認するための措置を講じることとする規定を設けるものでございます。

最後に、附則の関係として、施行期日については、令和7年10月1日としております。

また、経過措置として、第2号部分休業に関する経過措置については、令和7年度における第2号部分休業の請求可能期間に応じ、第2号部分休業の請求可能な時間数を平年の半分とするものとしております。子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現

するための措置に関する経過措置については、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について、漏れなく実施するための経過措置を設けるものとしております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第45号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第45号 吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

副議長（富岡栄一君） 日程第7、議案第45号 吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第45号 吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

吉岡町の農地面積の減少に伴い、農地利用最適化推進委員の定数を見直し、改正を行うものでございます。

概要につきましては、産業観光課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） それでは、議案第45号につきまして、概要説明書により説明をさせていただきます。

議案名及び提案理由については、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

概要の1としまして農地利用最適化推進委員の定数を8人から7人に変更するものです。

こちらについては、農業委員会等に関する法律施行令第8条で、農業委員会の推進委員の定数の基準が定められており、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数以下であること、また、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げるとなっております。農地利用最適化推進委員の制度については、平

成28年4月から施行されており、当時の吉岡町の農地の面積は約730ヘクタール、これを100で除して7.3、また、1未満の端数を切上げて8となることから、これまでの定数は8名となっております。現在の吉岡町の農地面積は約654.17ヘクタールですので、100で除して6.5417となります。また、1未満の端数を切上げて7となることから、その基準に合わせて定数を7名とする改正を行うものでございます。

次に概要の2施行期日につきましては、農業委員会等に関する法律第18条により、定数の変更は、任期満了の場合でなければ、できないと定められていますので、現在の推進委員の任期である令和8年4月26日の翌日、令和8年4月27日とするものでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 農地利用最適化推進員ですけども実際の実働、日数というのはどのぐらいになっておりますか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 今ちょっと手元にですね、そのまとめたものがございませんので、後で毎月でよろしいでしょうか、それとも年毎でよろしいでしょうか。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 月毎であるし、要するに日数であるし、時間もありますよね。この職務を行うのに、それが十分にこの人たちが、目的に沿って、十分にその仕事ができているかどうかという問題だから、単に多いから面積が少ないから減らすとか、多いから増やすというもののじゃなくて、ここにあります農地利用最適化推進委員さんがこの趣旨に沿って、する仕事としてその職務が十分に果たされているかどうかと果たしているかどうかと、その実態はどうかということで、減らすことが妥当なのかどうかっていうものを判断するわけですね。ですから実際には、この仕事をどれだけの時間を費やしているかということがもとに分からないと私たちは判断しうがないですよね。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 後ほどお示しさせていただきたいと思います。

副議長（富岡栄一君） 小池議員。それでいいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第45号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第46号 吉岡町公園条例

副議長（富岡栄一君） 日程第8、議案第46号 吉岡町公園条例を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第46号 吉岡町公園条例について、提案理由の説明を申し上げます。

公共の福祉の増進を目的とした都市公園の設置に係る基準を定め、並びに町立公園の設置及び管理に関する規定と合わせた吉岡町の公園に関する基本となる条例として新規に制定するものであります。

詳細につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町長の補足説明をさせていただきます。

概要説明書をご覧ください。

1 総則（第1章関係）は、この条例の趣旨、使用される用語の定義、都市公園及び町有公園の設置の方法、供用日等を定めるものです。

2 都市公園の設置基準等（第2章関係）は、都市公園法第3条及び第4条の規定による都市公園及び公園施設の設置に係る基準について、条例で定めるものです。

3 都市公園の管理（第3章関係）は、都市公園における行為の制限及び禁止、利用制限及び禁止、公園施設の設置管理、占用、工作物等の許可の取扱いについて定めるものです。

4 町有公園の管理（第4章関係）は、町有公園における公園施設の設置管理及び占用の許可、条文の準用について定めるものです。

5 雜則（第5章関係）は、有料公園施設、使用料、町立公園の指定管理者による管理等について定めるものです。

6 罰則（第6章関係）は、占用、禁止行為、監督処分、使用料に関する条文の規定に違反した場合に、過料を科すものです。

7 施行日（附則第1条関係）は、公布の日といたします。

8 条例の廃止及び経過措置（附則第2条及び第3条関係）は、本条例の施行により、吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例及び吉岡町緑地運動公園の設置及び管理に関する条例の2つの条例を廃止するものです。

また、この条例の施行の際、現に廃止される条例の規定によりなされた処分、手続

その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなすものです。

9 有料公園施設（別表第1関係）は、本条例により設置される都市公園に設けられる有料公園施設について規定するものです。

10 使用料（別表第2から別表第12までの関係）は、公園施設設置管理許可及び占用許可並びに有料公園施設利用許可及び制限行為の許可に係る使用料を規定するものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 吉岡町公園条例ということですが、都市公園という話が出たんですが、これは都市公園法の範囲内の都市公園といったら、都市公園法という法律がありますよね。この中にぴったり入るものなんですか。

今まで都市公園、この問題で都市公園法に基づく都市公園というものを議会等で質問なんかしたことあるんですけども、それに基づいた都市公園にすべきだというふうな発言をした覚えがあるんですけども、これまでの形態とそのいわゆる都市公園法という法律の中に位置づけられた都市公園。これは新たにどういうふうに変わってくるのか。

あるいは、公園の設備等で都市公園法であれば、その設備の中で、補助金を一定額受けられるとか、その規制があつたりもすると思うんですよね。その辺の中身っていうのはちょっと今言われただけだと、分からんんですけども、都市公園法に基づく都市公園というのは、そういう定義そのものがどういうもので、今までのものとはどういう変わりますという説明がないものですから、その辺の説明をしてください。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） まず、基本的には今までの条例にありました2つの条例があったんですけども、そのものと中身的には基本的に変わらないんですけども、いわゆる都市公園法第2条第1項に規定する公園に今回当てはめております。

この条例に位置づけることによりまして、例えば公園を整備するときに、交付金・補助金の該当になるものとか、あと1番大きいのは、地方交付税措置がとれることが1番の大きな違いです。以上です。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 詳細については、また、委員会で質問します。

副議長（富岡栄一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務産業常任委員会に付託します。

副議長（富岡栄一君） ここで監査委員を入場させますので、休憩とします。再開を10時25分再開をいたします。

午前10時05分休憩

午前10時25分再開

副議長（富岡栄一君） 会議を再開します。

日程第9 認定第1号 令和6年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

副議長（富岡栄一君） 日程第9、認定第1号 令和6年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より、提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第1号 令和6年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

以下、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

〔税務会計課長 福島良一君発言〕

税務会計課長（福島良一君） それでは、ご説明をいたします。

本決算書は、1ページから370ページまでとなっております。

また、別冊として、1ページから171ページまでの主要施策の成果説明書を添付いたしました。この成果説明書は、款項目順に作成し、決算書と合わせて見やすいたものになります。この成果説明書については、議員皆様に見ていただき、議員皆様の意見を聞きながら、今後も分かりやすい成果説明書の作成に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

それでは、決算書の説明をさせていただきます。

初めに3ページをご覧ください。

一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書で、歳入総額87億7,939万7,316円、歳出総額85億9,423万4,565円。歳入歳出差引額は、1億8,516万2,751円。翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額は、

1億3, 729万4, 000円となります。

実質収支額は、4, 786万8, 751円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては、6億2, 109万2, 320円の増、増減率では、7. 6%の増でした。

歳出総額につきましては、4億8, 797万3, 481円の増、6. 0%増でした。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続いて、決算書4ページから7ページは、一般会計歳入歳出決算書の歳入、8ページから11ページは歳出となっております。12ページ、13ページは歳入歳出事項別明細書の総括で、歳入となっております。14ページ、15ページから事項別明細書を説明させていただきます。

初めに1款町税の収入済額合計は、31億616万3, 820円。前年度と比較しますと、2億440万5, 258円の増、増減率では7. 0%の増となっております。収納率は98. 3%で、前年度と比べますと0. 3%の増でした。1款1項の町民税は、収入済額13億5, 142万2, 637円。不納欠損額229万2, 166円。収入未済額、2, 607万6, 986円でした。不納欠損の該当者は、個人が21人、法人が6社でした。収入未済の該当者は、個人が179人、法人が61社でした。

次に2項固定資産税は、収入済額14億5, 883万1, 729円。不納欠損額228万5, 482円、収入未済額2, 114万3, 820円でした。不納欠損の該当者は、個人8人、法人7社。収入未済の該当者は、個人114人、法人19社でした。

3項軽自動車税は、収入済額1億130万2, 831円。不納欠損額5万2, 847円。収入未済額139万917円でした。不納欠損の該当者は、個人4人。収入未済の該当者は個人94人、法人1社でした。

次に、4項町たばこ税、収入済額1億8, 199万9, 333円。

5項入湯税は、収入済額1, 260万7, 290円でした。

次に、2款地方譲与税は、収入済額9, 168万7, 000円、前年度比44万2, 000円の減、0. 5%の減でした。

16ページ、17ページに移りまして、3款利子割交付金は、収入済額123万5, 000円。前年度比34万7, 000円の増、39. 1%の増でした。

4款配当割交付金は、収入済額2, 464万1, 000円、前年度比791万5, 000円の増、47. 3%の増でした。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額3, 341万1, 000円、前年度比

1, 217万7, 000円の増、57.3%の増でした。

6款法人事業税交付金は、収入済額4, 493万3, 000円。前年度比466万円の増、11.6%の増でした。

7款地方消費税交付金は、収入済額5億4, 050万円、前年度比2, 219万1, 000円の増でした。4.3%の増でした。

8款ゴルフ場利用税交付金は、収入済額124万2, 600円、前年度比4万1, 980円の増、3.5%の増でした。

9款環境性能割交付金は、収入済額1, 346万6, 000円、前年度比12万7, 000円の増、1.0%の増でした。

18ページ、19ページに移りまして、10款地方特例交付金は、収入済額1億6, 248万4, 000円、前年度比1億920万3, 000円の増、205.0%の増でした。

11款地方交付税は、収入済額14億9, 464万4, 000円、前年度比3, 613万9, 000円の増、2.5%の増でした。

12款交通安全対策特別交付金は、収入済額319万1, 000円、前年度比3, 000円の減、0.1%の減でした。

13款分担金及び負担金は、収入済額265万7, 715円、前年度比2万5, 135円の増、1.0%の増でした。

次のページに移りまして、14款使用料及び手数料は、収入済額2, 709万8, 121円、前年度比101万2, 678円の減、3.6%の減でした。主な内訳は、2目土木使用料で、収入済額1, 135万1, 038円、2節住宅使用料は、収入済額816万2, 700円。収入未済額は、346万4, 280円で収入未済の該当者は7人でございました。

続きまして、22ページ、23ページに移りまして下段、15款国庫支出金は、収入済額18億2, 586万7, 559円、前年度比1億9, 682万7, 731円の増、12.1%の増でした。国庫支出金の主なものは、次のページに移りまして上段、1項1目2節児童運営費国庫負担金で収入済額6億1, 567万5, 647円、すぐ下3節、障害者福祉費国庫負担金は、2億9, 812万9, 828円、4節児童手当国庫負担金は、3億4, 058万9, 218円でした。2項国庫補助金の1目1節総務費国庫補助金の1番下になります。物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金2億8, 079万7, 206円でした。

30ページ、31ページに移りまして、16款県支出金は、収入済額8億3, 690万654円、前年度比4, 865万6, 683円の増、6.2%の増でした。県支出金の主なものは、1項1目2節児童県負担金、収入済額2億4, 486万8,

006円。3節の障害福祉費県負担金、収入済額1億4,906万4,914円でした。

次の38ページ、39ページに移りまして、下段、17款財産収入は、収入済額2,090万7,522円、前年度比419万9,096円の増、25.1%の増でした。

40ページ、41ページに移りまして中段、18款寄附金は、収入済額2,589万2,700円、前年度比864万5,603円の増、50.1%増でした。内訳といたしましては、一般寄附金が3件で97万7,700円、ふるさと納税は、1,506件で1,796万3,000円。ふるさと納税（クラウドファンディング）は、87件で195万2,000円。企業版ふるさと納税は、4件で500万円でした。

続きまして、19款繰入金、収入済額2億5,216万5,123円、前年度比1億2,445万2,092円の増、97.4%の増でした。

続きまして、42ページ、43ページに移りまして中段、20款繰越金は、収入済額5,204万3,912円、前年度比1億3,046万2,460円の減、71.5%の減でした。

21款諸収入は、収入済額5,890万3,590円、前年度比1,112万4,120円の減、15.9%の減でした。諸収入の中の1項1目1節の延滞金は、収入済額787万9,942円で該当は961件がありました。

続きまして、50ページ、51ページに移りまして中段、22款町債は、収入済額1億5,936万2,000円、前年度比1,587万6,000円の減、9.1%の減でした。

52ページ、53ページの1番下の行、歳入の合計は、収入済額87億7,939万7,316円。不納欠損額は、478万2,495円。収入未済額は、1億4,664万512円でした。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書の54ページ、55ページは歳出の総括となります。56ページ、57ページから事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに1款議会費、支出済額1億321万3,870円、前年度と比較しますと、1,354万7,832円の増、15.1%の増でした。

58ページ、59ページに移りまして、2款総務費、支出済額12億9,214万858円、前年度と比較しますと、3億1,171万6,716円の増、31.8%の増でした。主な支出は、決算書62ページ、63ページの上段、1項1目12節委託料の中で、自治会事務委託料4,344万9,600円を支出しております。

す。主要施策の成果説明書8ページをご覧ください。

自治会事務委託料等が掲載されておりますので、参考にご覧いただければと思います。

続きまして、決算書に戻っていただきまして、66ページ、67ページの下段、5目財産管理費12節委託料の中で、公共施設樹木管理除草等業務委託料3,979万2,363円、委託内容は、町内を5工区に分けて発注し、除草等を行いました。

次のページに移りまして、14節の工事請負費の中で、庁舎等整備工事で1億153万8,000円、工事内容は、庁舎の空調設備の更新工事を行いました。主要施策の成果説明書13ページをご覧ください。

庁舎等整備工事の名前と工事費が掲載をされておりますので、参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻っていただきいて、その下、6目企画費の中で、ふるさと納税事業は、10節需用費から13節使用料及び賃借料まで総事業費は、合計で727万3,841円を支出しております。ふるさと納税については、主要施策の成果説明書20ページをご覧ください。

ふるさと納税に要した経費が掲載されておりますので、参考にご覧いただければと思っております。

続きまして、また、決算書のほうに戻っていただきまして、74ページ、75ページ中段、12目電子計算費支出済額1億4,166万6,384円、主な支出は、庁舎内ネットワーク、基幹系システム、庁舎内パソコン等のハード製品、セキュリティ関係、DX関連を含む各種システム等の構築・管理・運用・導入・保守を行っています。主要施策にいきます。主要施策の28ページから30ページに電子計算費関係が掲載されておりますので、参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻りまして、86ページ、87ページをご覧ください。

3款民生費、支出済額37億1,067万6,912円、前年度と比較しますと、1億2,835万7,441円の増、3.6%の増となっております。主なものは、92ページ、93ページ上段、3款1項1目19節扶助費で物価高騰による経済的な負担の増加に伴い、低所得世帯等の支援給付になります。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し対応しております。主要施策の成果説明書51ページから55ページ、57ページから59ページに掲載をされておりますので、参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻っていただきまして、102ページ、103ページの下段、2項3目児童保育費の中の主な支出は、子どものための教育・保育給付を行っています。12節委託料で、保育所運営委託料9億7,327万6,200円、18節負担金、

補助金及び交付金、次のページに行きまして、施設型給付費は、3億2, 846万5, 726円を支出しております。以上のものが主なものです。

決算書106ページ、107ページに移りまして下段、4款衛生費、支出済額8億6, 203万6, 824円、前年度と比較しますと3, 999万8, 613円の増、4. 9%の増でした。主な支出は、110ページ、111ページの下段、1項2目予防費の12節、委託料で予防接種委託料1億886万2, 345円で、予防接種法に基づく定期接種や任意接種を実施いたしました。主要施策の成果説明書86ページに予防接種について掲載されておりますので、こちらもご参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻りまして、112ページ、113ページの中段、3目母子衛生費では、全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができるように給付を行いました。こちらも主要施策の87ページ、88ページに町民が安心して子育てできる環境を整える取組みが掲載されておりますので、ご参考にご覧いただければと思います。

次に、118ページ、119ページの中段、5款労働費、支出済額467万305円、前年度と比較しますと、280万7, 394円の減、37. 5%の減でした。

続いて、6款農林水産業費、支出済額2億9, 331万6, 075円、前年度と比較しますと3, 358万9, 465円の減、10. 3%の減でした。主な支出は、決算書126ページ、127ページ中段の6目地籍調査費、3, 105万4, 276円で6年度は、大久保5地区の現地調査を行いました。主要施策の成果説明書105ページ、そちらのほうに掲載されておりますので、参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻りまして、130ページ、131ページ中段。7款商工費は、支出済額9, 853万7, 770円、前年度と比較しますと、2, 014万8, 071円の増、25. 7%の増でした。主な支出は、132ページ、133ページの下段、1項2目12節委託料の中で、リバートピア吉岡及び緑地運動公園（河川敷公園）指定管理料2, 754万円を支出しました。こちらの主要施策の成果説明書111ページに掲載されておりますので、ご参考に見ていただければと思います。

決算書に戻りまして、134ページ、135ページ、8款土木費、支出済額4億8, 095万9, 707円。前年度と比較しますと、9, 626万7, 051円の減、16. 7%の減でした。主な支出は、決算書136ページ、137ページの下段で、2項2目道路維持費の14節工事請負費で9, 244万1, 750円を支出しております。工事内容は、道路維持補修工事で道路の緊急補修、側溝・排水路の緊急補修、フェンス等の緊急補修、樹木伐採等の緊急対応となっております。138ページ、139ページ上段、2項3目道路新設改良費の14節工事請負費で通学

路安全対策工事として、1, 111万1, 100円を支出しております。主要施策の成果説明書116ページに掲載されておりますので、参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻っていただきまして、144ページ、145ページ。9款消防費は、支出済額3億7, 609万3, 602円、前年度と比較しますと1, 650万4, 100円の増、4. 6%の増でした。主な支出は、決算書146ページ、147ページ上段で1項2目消防施設費18節負担金、補助及び交付金で渋川広域負担金（消防救急等）に3億3, 886万4, 000円を支出しました。

続きまして、148ページ、149ページに移りまして、10款教育費、支出済額8億8, 633万8, 572円、前年度と比較しますと7, 112万8, 853円の増、8. 7%の増でした。主な支出は、決算書154ページ、155ページ上段、1項2目27節繰出金、学校給食事業特別会計繰出金で食材費助成分で500万円。同じくすぐ下、第3子以降給食費無料化分で、680万9, 640円、食材費高騰分で1, 500万円を支出しております。

次に、178ページ、179ページ上段をご覧ください。4項4目文化センター費14節工事請負費の中で女子トイレ洋式転換工事で125万9, 500円を支出しました。

次に、184ページ、185ページに移りまして、中段6項1目給食センター費12節委託料の中で、調理業務等委託料6, 358万円を支出いたしました。その下、学校給食センター整備基本計画策定及び整備事業化調査等業務委託料に1, 000万円を支出いたしました。

主なものは以上となりまして、次に186ページ、187ページに移りまして中段、11款災害復旧費の支出はございません。

次のページに移りまして、上段、12款公債費、支出済額4億8, 624万9, 070円、前年度と比較しますと、1, 923万6, 310円の増、4. 1%の増でした。

次に、13款諸支出金は、支出済額1, 000円、前年と同額でした。

次の14款予備費の支出はございませんでした。

1番下の行になりまして、歳出の合計額は85億9, 423万4, 565円、翌年度繰越額は、2億9, 385万6, 000円、不用額は、3億9, 783万3, 235円でした。

以上、一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで監査委員報告を求めます。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和6年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、令和7年8月6日監査委員 坂田一広さんとともに監査をいたしましたのでご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出 決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、 関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

副議長（富岡栄一君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題になっております認定第1号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第10 認定第2号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

副議長（富岡栄一君） 日程第10、認定第2号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第2号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

〔税務会計課長 福島良一君発言〕

税務会計課長（福島良一君） それでは、決算書の193ページをお願いいたします。実質収支に関する調書で、歳入総額は、1億4,034万4739円、歳出総額は、1億3,951万1,991円、歳入歳出差引額は、83万2,748円、実質収支額も同様の83万2,748円でした。前年度と比較いたしますと、歳入総額につき

ましては、79万8,419円の増、増減率では0.6%の増でした。歳出総額につきましては、67万3,955円の増、増減率では0.5%の増でした。

次に、194ページ、195ページをお願いいたします。令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。196ページ、197ページは、その歳出です。198ページ、199ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。200ページ、201ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款給食費納入金は、収入済額9,053万2,182円、収入未済額367万5,685円でした。収入未済額の該当者は、104人でした。内訳といたしまして、1節現年度分8,979万2,530円で、教職員給食費が、935万2,500円、給食センター職員等給食費が、104万5,160円、児童生徒給食費が、7,935万6,910円、ひばりの家給食費が、3万7,960円となっております。

次の2節過年度分は、73万9,652円となっております。別冊の主要施策の成果説明書153ページをご覧ください。中段の3に給食費の納入状況を掲載しております。ご参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻りまして中段、2款繰入金、収入済額4,898万1,640円で、内訳といたしまして、給食費補助分繰入金が、明小・駒小・吉中3校併せて、2,213万5,000円、食材費助成分繰入金が500万円、第3子以降給食費無料化分繰入金が680万9,640円、物価高騰分繰入金が1,500万円を繰入れました。

次に3款繰越金は、収入済額70万8,284円、前年度からの繰越金となります。

4款諸収入は、収入済額12万2,633円は、食費代、廃油回収等によるものでございます。

1番下の行に行きまして、歳入合計は、収入済額1億4,034万4,739円、収入未済額は、367万5,685円でした。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書202ページ、203ページは、事項別明細書総括の歳出です。204ページ、205ページの事項別明細書のところで説明をさせていただきます。

1款学校給食費は、支出済額1億3,951万1,991円で、内訳といたしましては、10節の需用費、給食用食材料費が、1億3,928万2,691円、26節の公課費、消費税が22万9,300円を支出いたしました。

1番下の行に行きまして、歳出の総額は、支出済額1億3,951万1,991円、不用額は、298万2,009円でした。

以上、学校給食事業特別会計歳入歳出決算書の説明とさせていただきます。どうぞ

よろしくお願ひいたします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。ここで監査委員報告を求めます。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和7年8月8日監査委員坂田一広さんとともに監査いたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

副議長（富岡栄一君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第2号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第11 認定第3号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

副議長（富岡栄一君） 日程第11、認定第3号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第3号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

〔税務会計課長 福島良一君発言〕

税務会計課長（福島良一君） それでは補足説明をさせていただきます。

それでは、決算書の209ページをお願いします。実質収支に関する調書で歳入総額は、18億6,739万6,556円、歳出総額は、18億4,879万4,457円、歳入歳出差引額は、1,860万2,099円、実質収支額も同額の1,

860万2,099円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては、995万3,774円の減、増減率では0.5%の減でした。歳出総額につきましては、726万1,163円の減、0.4%の減でした。

次に、210ページ、211ページをお願いします。令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。212ページ、213ページはその歳出です。214ページ、215ページは歳入歳出事項別明細書の歳入の総括です。216ページ、217ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款国民健康保険税は、収入済額は、4億462万3,357円、不納欠損額は、804万9,335円、収入未済額は、5,386万9,341円でした。不納欠損の該当者は、29人、収入未済の該当者は、308人でした。別冊の主要施策の成果説明書155ページをご覧ください。国民健康保険の加入状況を年度ごとに掲載しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

決算書216ページ、217ページにお戻りください。下段、2款一部負担金の収入済額はございませんでした。

次のページに移りまして、3款使用料及び手数料は、収入済額2,219円。

4款国庫支出金は、収入済額270万3,000円。

5款県支出金は、収入済額12億9,563万1,045円。

6款財産収入は、収入済額5万152円、こちらは国保基金利子です。

続きまして、7款繰入金、収入済額1億1,802万1,838円でした。内訳につきましては、1節が保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）で6,087万8,055円、2節が保険基盤安定繰入金（保険者支援分）で3,406万5,162円、3節未就学児均等割保険税繰入金で151万9,411円、4節職員給与費等繰入金で741万8,519円、5節産前産後保険税繰入金で20万5,126円、6節出産育児一時金等繰入金で398万4,000円、7節財政安定化支援事業繰入金で532万7,000円、8節その他一般会計繰入金で462万4,565円となっております。

次に8款繰越金は、収入済額2,129万4,710円でした。

続いて9款諸収入は、収入済額2,507万235円でした。

次のページに行きまして1番下、歳入合計は、収入済額18億6,739万6,556円、不納欠損額は、804万9,335円、収入未済額は5,386万9,341円でした。

次に歳出の説明をさせていただきます。決算書224ページ、225ページは事項別明細書の歳出の総括です。226ページ、227ページから事項別明細書で説明

させていただきます。

1款総務費、支出済額1, 010万7, 519円。

2款保険給付費は、支出済額12億4, 830万8, 307円。主な支出は、1項の療養諸費で支出済額10億7, 322万6, 077円。

次のページに移りまして、2項の高額療養費は、支出済額1億6, 775万3, 920円。下段に行きまして、4項出産育児諸費は、支出済額597万8, 310円で、その中の出産育児一時金の該当者は12件でした。その下、5項葬祭費は支出済額135万円、こちらの該当者は27件でした。別冊の主要施策の成果説明書155ページをご覧ください。2の主な歳出に、療養給付費、出産育児一時金、葬祭費、高額療養費支給額の年度別の件数や支給額等を掲載しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻っていただきまして、230ページ、231ページをご覧ください。3款国民健康保険事業費納付金、支出済額5億4, 992万8, 443円。内訳としては、1項医療費給付費分は、支出済額3億7, 003万5, 575円、2項後期高齢者支援金等分は、支出済額1億3, 508万9, 982円、3項介護納付金分、支出済額4, 480万2, 886円となっております。

次に、4款保健事業費は、支出済額2, 195万9, 499円でした。内訳としては、1項特定健康診査等事業費で支出済額1, 522万3, 404円。

次のページに行きまして、2項保健事業費は、支出済額673万6, 095円でした。2項の中の2目18節負担金、補助及び交付金の人間ドック補助金は、248万円で、該当者は124人でした。

続きまして、5款基金積立金は、支出済額722万8, 000円でした。

なお、6款公債費、こちらにつきましては、3月補正で予算額を削除しておりますので、決算書に6款の公債費の掲載はされておりません。その下、7款諸支出金は、支出済額1, 126万2, 689円でした。8款予備費の支出はございませんでした。

1番下に行きまして、歳出の総額は、支出済額18億4, 879万4, 457円、不用額は、1億1, 311万7, 543円でした。

以上、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。ここで監査委員報告を求めます。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和7年

8月8日監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

副議長（富岡栄一君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題になっております認定第3号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第12 認定第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

副議長（富岡栄一君） 日程第12、認定第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

〔税務会計課長 福島良一君発言〕

税務会計課長（福島良一君） それでは、補足説明をさせていただきます。

決算書の239ページをお願いいたします。実質収支に関する調書で、歳入総額は、15億5,540万2,761円、歳出総額は、14億8,948万2,483円、歳入歳出差引額は、6,592万278円、実質収支額も同額の6,592万278円でした。前年度と比較しますと歳入総額につきましては、94万4,773円の増、増減率では0.1%の増でした。

歳出総額につきましては、3,488万6,379円の増、2.4%の増でした。

次に、240ページ、241ページをお願いします。令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。242ページ、243ページ

はその歳出です。244ページ、245ページは、歳入歳出事項別明細書の総括の歳入です。246ページ、247ページから事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款保険料は、収入済額4億20万5,000円、不納欠損額は、82万4,200円、収入未済額は、221万7,600円でした。不納欠損額の該当者は、20人、収入未済の該当者は、102人でした。内訳といたしましては、1項1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料、収入済額3億6,691万5,800円、収入未済額のマイナス32万700円、これは死亡等による払い戻し分になります。2節現年度分普通徴収保険料は、収入済額3,278万5,500円、収入未済額は122万9,900円、3節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額50万3,700円、不納欠損額は、82万4,200円、収入未済額は130万8,400円でした。別冊の主要施策の成果説明書162ページをご覧ください。こちらには、年度ごとの第1号被保険者数、徴収額等を記載しておりますので、ご参考にご覧いただければと思います。

それでは、決算書に戻りまして、中段の2款国庫支出金、収入済額2億8,350万6,547円で、主なものは、1項国庫負担金で収入済額2億6,082万6,637円、現年度分介護給付費負担金となります。

248ページ、249ページに移りまして、3款支払基金交付金は、収入済額3億6,183万9,000円。

4款県支出金は、収入済額2億98万円で、主なものは、1項県負担金、収入済額1億9,074万2,000円となります。

250ページ、251ページに移りまして、5款財産収入は、収入済額3万5,490円。

6款繰入金は、収入済額2億735万5,835円でした。

7款繰越金は、前年度からの繰越金で9,986万1,884円でした。

次に、252ページ、253ページに移りまして、8款諸収入は、収入済額161万9,500円でした。その中の2項1目雑入、収入済額160万2,605円、不納欠損額679万1,472円で、該当は、法人1社になります。収入未済額281円で、該当者は、2人となります。

1番下に行きまして、歳入合計は、収入済額は、15億5,540万2,761円、不納欠損額は、761万5,672円、収入未済額は221万7,881円でした。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。決算書254ページ、255ページ事項別明細書総括の歳出です。256ページ、257ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款総務費は、支出済額2, 134万9, 203円、58ページ、59ページに移りまして中段、2款保険給付費は、支出済額13億136万6, 593円。主な支出は、1項介護サービス等諸費で支出済額12億560万6, 014円。次ページに移りまして、下段、2項介護予防サービス等諸費支出済額3, 586万3, 476円。264ページ、265ページに移りまして、下段6項特定入所者介護サービス等費、支出済額2, 627万8, 130円が主なものとなります。別冊の主要施策成果説明書163ページをご覧ください。給付状況が記載しておりますので、ご参考にご覧いただければと思います。

決算書に戻りまして、266ページ、267ページ中段、3款財政安定化基金拠出金は、支出がございませんでした。

その下、4款地域支援事業費、支出済額6, 314万9, 386円。主な支出は、1項包括的支援事業・任意事業費で支出済額2, 881万7, 462円が主なものとなります。

次のページに移りまして、中段、2項介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額3, 344万585円でした。

270ページ、271ページに移りまして、下段、5款基金積立金は、4, 021万1, 000円。

6款予備費の支出はございませんでした。

272ページ、273ページに移りまして、7款諸支出金6, 340万6, 301円。

その1番下の行になりますて、歳出の総額は、支出済額14億8, 948万2, 483円、不用額は、5, 089万6, 517円でした。

以上、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで監査委員報告を求めます。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和7年8月8日監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

副議長（富岡栄一君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告を終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題になっております認定第4号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第13、認定第5号、令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

副議長（富岡栄一君） 日程第13、認定第5号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第5号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。

以下、詳細につきましては、税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

〔税務会計課長 福島良一君発言〕

税務会計課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

決算書の277ページをお願いいたします。実質収支に関する調書で、歳入総額は、2億8,889万9,793円、歳出総額は、2億8,194万7,193円、歳入歳出差引額は、695万2,600円、実質収支額も同額の695万2,600円でした。前年度と比較しますと、歳入総額につきましては、3,783万2,251円の増、増減率では15.1%の増でした。

歳出総額につきましては、3,625万6,651円の増、14.8%の増でした。

続きまして、278ページ、279ページをお願いいたします。令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の歳入となっております。280ページ、281ページはその歳出です。282ページ、283ページは歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。284ページ、285ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、収入済額は、2億1,433万7,400円、不納欠

損額は、4万1,600円、収入未済額は、2万2,200円。不納欠損額の該当は、3人、収入未済の該当は6人でした。内訳といたしましては、1項1目特別徴収保険料1節現年度分特別徴収保険料は、収入済額1億2,749万5,300円、収入未済は、マイナス5万4000円で、これは死亡等による払い戻し分となります。2目普通徴収保険料1節現年度分普通徴収保険料は、収入済額8,558万2,300円、収入未済額は、6万3,300円でした。2節滞納繰越分普通徴収保険料は、収入済額は125万9,800円。不納欠損額は、4万1,600円、収入未済額は1万2,900円でした。

次に、2款繰入金、収入済額6,041万4,104円。内訳といたしましては、1項1目事務費繰入金1,284万6,909円、2目保険基盤安定繰入金は、4,756万7,195円でした。以上が内訳となります。

3款繰越金は、収入済額537万1,000円、これは前年度からの繰越金になります。

4款諸収入は、収入済額877万7,289円でした。

次のページに移りまして、1番下の行、歳入の合計は、収入済額2億8,889万9,793円、不納欠損額は、4万1,600円、収入未済額は、2万2,200円でした。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。288ページ、289ページは、事項別明細書総括の歳出です。290ページ、291ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款総務費、支出済額1,131万2,645円。主な支出は、1項1目一般管理費12節委託料の中で健康診査委託料673万4,244円でした。

次の2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額2億7,021万2,903円、内訳といたしましては1項1目18節負担金、補助及び交付金で、広域連合事務費等負担金978万8,508円、保険料等負担金2億1,285万7,200円、保険基盤安定負担金4,756万7,190円でした。

次に3款諸支出金は、収入済額42万1,645円でした。

292ページ、293ページに移りまして、4款予備費の支出はございません。

1番下の行に行きまして、歳出の総額は、支出済額2億8,194万7,193円、不用額は、648万807円でした。

以上、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで監査委員報告を求めます。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和7年8月8日監査委員坂田一広さんとともに監査をいたしましたので報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合をし、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

副議長（富岡栄一君） ただいま、提案理由の説明と監査委員補の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第5号は、予算決算常任委員会に付託します。

ここで休憩をとります。再開を午後1時とします。

午前11時41分休憩

午後 1時00分再開

副議長（富岡栄一君） 会議を再開いたします。

日程第14 認定第6号 令和6年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

副議長（富岡栄一君） 日程第14、認定第6号 令和6年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第6号 令和6年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙の令和6年度吉岡町水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり、利益処分を実施し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和6年度吉岡町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決及び認定いただきますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、認定第6号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

決算書の297ページをお開きください。

まず、目次として本決算書は1の決算書類と2の決算附属書類に分類されております。ページをめくっていただきまして、298、299ページの令和6年度吉岡町水道事業決算報告書をご覧ください。

この298ページから301ページまでの決算報告書は、全て消費税込みの金額となっております。初めに、1の収益的収入及び支出は、水道事業の経営活動における収支決算となります。款項目決算額の順で説明いたします。

収入では、第1款水道事業収益、右ページ上段の決算額、4億6,959万3,922円。内訳として、第1項営業収益、4億382万4,240円は、主に水道使用料及び住宅新築等に伴う水道の新規加入金となります。

次の第2項営業外収益、6,576万9,682円は、主に長期前受金戻入と下水道事業からのメーター検針に係る負担金となります。第3項の特別利益は、決算額ゼロ円でございます。

次に、支出の欄に移りまして、第1款水道事業費用です。決算額3億9,148万4,104円。内訳として、第1項営業費用、3億7,472万7,287円は、水道事業を運営するための維持管理費で配水給水費及び総係費など事務事業の経費や水道資産の目減り分である減価償却費などが含まれております。

続く第2項営業外費用は、1,675万6,817円でこちらは企業債の利子償還金となります。第3項特別損失及び第4項予備費については、決算額ゼロ円です。

なお、詳細については、314ページ以降の水道事業会計収益費用明細書をご覧ください。

それでは、300ページと301ページをお願いします。2の資本的収入及び支出は、水道施設の整備に関する収支決算です。

収入では、第1款の資本的収入、右ページ上段の決算額は、3億9,329万5,000円。内訳としまして、第1項企業債が6,890万円。

続く第2項の出資金は、2,000万円で、老朽化した施設の更新など、経営基盤を強化する目的で町の一般会計から繰り出された出資金です。第3項の工事費は80万円で消火栓設置工事の負担金となります。第4項の補助金3億359万5,000円は、上ノ原浄水場改修工事及び老朽管布設替工事に係る防衛省からの補助金です。

次に、支出の欄に移りまして、第1款資本的支出の決算額は、8億9,654万2,228円。内訳は、第1項建設改良費が8億2,976万7,697円で施設

整備に係る人件費や上ノ原浄水場の改修工事費及び老朽管布設替工事費などになります。

続く第2項企業債償還金は、6,677万4,531円で企業債の元金償還分となります。

また、表の下にある記載事項は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填財源を記載したものとなります。

なお、これらの詳細については、318、319ページの水道事業会計資本的収入支出明細書をご覧ください。

続いて、302、303ページの令和6年度吉岡町水道事業損益計算書をご覧ください。この損益計算書は、水道事業の1年間の経営活動や経営成績を示したものでございます。302ページ、1の営業収益と2の営業費用、そして3の営業外収益と4の営業外費用とに大別されております。

なお、この金額については、先ほどご説明しました決算額から預り金である消費税の金額を差し引いた金額、つまり税抜きの金額で記載しております。

まず、1の営業収益では、(1)給水収益と(2)その他営業収益を足した額として、右ページにある3億6,728万4,359円です。

2の営業費用は、(1)配水及び給水費から(5)その他営業外費用までを足した額が、右ページの3億5,840万6,027円です。

1の営業収益から2の営業費用を引いた額、右ページにある887万8,332円が営業利益となります。

続いて、3の営業外収益です。(1)長期前受金戻入と(2)雑収益を足した額が、右ページの3,889万3,728円になります。(1)の長期前受金戻入は、工事などで得た補助金等の令和6年度分の収益化額となります。

また、雑収益は、下水道料金算出に伴う下水道事業会計からの検針負担金などです。

次に、4の営業外費用に移ります。(1)の支払利息として、1,675万6,817円が計上されております。営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外収支は、右ページの2,213万6,911円です。

令和6年度における経常利益は、営業利益の887万8,332円と、営業外収支の2,213万6,911円を足した額、右ページの下にある3,101万5,243円となります。同額が当年度純利益となり、黒字決算となっております。

なお、この純利益3,101万5,243円が当年度における未処分利益剰余金となります。

続いて、304、305ページをご覧ください。上段の表は、令和6年度の水道

事業剰余金計算書で、剰余金の積み立て状況とその残高を示したものです。表の左側、資本金の当年度変動額は、町からの出資金により2,000万円の増です。これにより、当年度末残高は、11億9,595万2,182円となります。表の右側、利益剰余金の合計は、当年度純利益3,101万5,243円が増加したことにより、当年度末残高は、9億3,226万6,593円となります。

資本合計の当年度末残高は、5,101万5,243万円増の21億2,821万8,775円となります。

次に下の表をご覧ください。当年度発生した未処分利益剰余金に係る剰余金処分計算書（案）です。地方公営企業法第32条第2項の規定による剰余金の処分案となります。右ページにあります未処分利益剰余金の当年度末残高、3,101万5,243円全額について、建設改良積立金への積み立て処分とし、建設改良積立金の残高を2億2,172万434円から2億5,273万5,677円に増額するものとなります。これにより、表の右下、未処分利益剰余金の残高はゼロ円となります。処分案については以上です。よろしくお願ひします。

次に、306、307ページをご覧ください。令和6年度吉岡町水道事業貸借対照表です。水道事業の財政状況を明らかにしたもので、決算時における保有する全ての資産と負債及び資本を示したものとなります。表は、資産の部と負債の部及び資本の部に分かれております。

まず、資産の部ですが、1の固定資産（1）の有形固定資産は、イの土地からチの建設仮勘定までの合計で40億2,607万972円です。

2の流動資産は、現金や比較的短期間のうちに回収できる債権、売却によって現金に換えることができる資産で（1）の現金預金から（4）の前払費用までの合計は、3億9,581万3,987円です。固定資産と流動資産を足した資産合計は、左ページの1番下、44億2,188万4,959円となります。

それでは、右ページの負債の部に移ります。3の固定負債（1）企業債の7億9,100万4,188円は、令和8年度以降に償還期限が到来する企業債元金の未償還残高となります。

4の流動負債は、（1）企業債から（4）引当金までの合計が9,984万5,178円です。

5の繰延収益は、（1）長期前受金と（2）長期前受金収益化累計額の差引額が、14億281万6,818円となり、負債の合計は、22億9,366万6,184円となります。

最後は、資本の部です。6の資本金は、11億9,595万2,182円です。

7の剰余金は、9億3,226万6,593円です。（1）利益剰余金について

は、これまでの事業活動において生み出した利益をそれぞれに積み立てた額となります。イの減債積立金からニの当年度未処分利益剰余金までの合計額です。資本の合計は、資本金と剰余金を足した額で21億2,821万8,775円です。

また、負債の部と資本の部を足した合計額は、44億2,188万4,959円となり、左ページの資産合計の額と同額となります。

次の308ページからは、水道事業報告書などの決算附属書類となります。

1の概況では、事業の総括及び経営指標に関する事項や予算等の議会議決事項などを記載しております。

309ページと310ページには、建設工事の概況として、昨年度に完成した上ノ原浄净水場の改修工事や大久保地区の老朽管布設替工事など、令和6年度に実施した7件の工事が記載されています。

次に311ページをご覧ください。3の業務（1）業務量について、年度末給水人口は、2万2,545人で前年度比100.3%の微増です。

また、年度末給水戸数は、9,040戸、年間配水量は、310万7,617立方メートル。年間有収水量は、255万9,384立方メートルで有収率が82.4%でした。

続いて、312ページ上段の（3）事業費に係る事項で①の供給単価は130円78銭、②の給水原価は130円83銭であり、販売する単価が給水原価を僅かに下回る状況です。

次に、4の会計（2）企業債の概況についてですが、本年度末の未償還残高は、8億5,341万460円です。

なお、企業債の詳細については、322、323ページの企業債明細書をご覧ください。

続きまして、313ページの水道事業キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。この計算書は、令和6年度の事業活動により、どれだけの資金が増減したかを示すものです。

1の業務活動によるキャッシュ・フローでは、ページ中段の3億5,666万1,937円の資金が増加した結果となっています。

2の投資活動によるキャッシュ・フローでは、4億6,250万5,982円の資金が減少し、3の財務活動によるキャッシュ・フローでは、2,212万5,469円の資金が増加しました。令和6年度においては、これらキャッシュ・フローの合計として8,371万8,576円の資金が減少しています。その結果、期首の残高3億7,686万7,931円に対して、期末時点の資金残高は、2億9,314万9,355円となります。

なお、この金額につきましては、306ページの貸借対照表の資産の部、2の流动資産（1）現金預金の額と一致していることがご確認いただけると思います。

最後に314ページ以降につきましては、冒頭でもお伝えした収支明細書、固定資産の明細書などを添付しておりますので、参考にご覧ください。

以上で、町長の補足説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで監査委員報告を求めます。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和6年度吉岡町水道事業会計決算につきまして、令和7年8月8日監査委員坂田一広さんとともに、監査をいたしましたので報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により水道書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

副議長（富岡栄一君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第6号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第15 認定第7号 令和6年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

副議長（富岡栄一君） 日程第15、認定第7号 令和6年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 認定第7号 令和6年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、別紙の令和6年度吉岡町下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり、利益処分を実施し、あわせて同法第30条第4項の規定により、令和6年度吉岡町下水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしく審議の上、可決及び認定いただきますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、認定第7号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

決算書の329ページをお開きください。

まず、目次として本決算書は、1の決算書類と2の決算附属書類に分類されております。ページをめくっていただきまして、330、331ページの令和6年度吉岡町下水道事業決算報告書をご覧ください。この330ページから333ページまでの決算報告書は全て消費税込みの金額となっております。

初めに、1の収益的収入及び支出は、下水道事業の経営活動における収支決算額を示しております。款項目決算額の順で説明いたします。

収入では、第1款公共下水道事業収益、右ページ上段、決算額3億2,475万745円。内訳として、第1項営業収益が1億2,604万390円でこちらは全て公共下水道の使用料です。

続く第2項の営業外収益が、1億9,871万355円で、主に一般会計補助金、長期前受金戻入や排水設備指定工事店申請手数料となります。

次に、第3項の特別利益は、決算額ゼロ円です。

続いて、第2款農業集落排水事業収益は、決算額1億6,486万607円。内訳としましては、第1項営業収益が3,028万6,510円でこちらは全て、農業集落排水使用料です。

続く第2項の営業外収益は、1億3,457万4,097円で主に一般会計補助金と長期前受金戻入になります。

次に、支出の欄に移ります。第1款公共下水道事業費用が決算額3億84万9,972円。内訳は、第1項営業費用が2億8,160万9,636円で公共下水道の維持管理のための管渠費や総係費などの事務経費、下水道施設の減価償却費などが含まれております。

続く第2項営業外費用が1,924万336円でこちらは、企業債の利子償還金と消費税です。第3項の特別損失については、決算額ゼロ円です。

続いて、第2款農業集落排水事業費用が決算額1億4,970万2,522円で内訳として、第1項営業費用が1億3,356万9,926円でこちらは農業集落排水事業の運営における維持管理のための管渠費や総係費などで減価償却費も含まれております。

続く第2項営業外費用が1,613万2,596円でこちらは企業債の利子償還

金と消費税となります。第3項の特別損失については、決算額ゼロ円です。

なお、詳細については、346ページ以降の下水道事業会計収益費用明細書をご覧ください。戻りまして、332、333ページをお願いします。2の資本的収入及び支出は、下水道施設の整備に関する収支決算となります。

収入では、第1款公共下水道事業資本的収入が右ページ上段の決算額2億386万2,000円で内訳として、第1項企業債が1億620万円で建設改良・公共下水道管渠工事に係わる企業債となります。

続く第2項の負担金等は、2,052万7,000円でこちらは受益者負担金として農地転用に伴う開発などの一括納付や新たに公共下水道が供用開始となった大久保地区の負担金納付によるものです。

次に、第3項補助金は6,000万円で、全て国庫補助の社会資本整備総合交付金になります。

続く第4項一般会計補助金は、1,713万5,000円で、公共下水道の施設整備に係わる補助金です。

次に、第2款農業集落排水事業資本的収入は、令和6年度はありませんでした。

次に、支出の欄に移ります。第1款公共下水道事業資本的支出は、決算額が2億9,138万4,905円です。内訳は、第1項建設改良費が、1億8,917万4,029円で、主に施設整備に係る人件費や工事費などです。当年度も大久保の道城辺玉地区及び沼地区の供用開始に向けた整備工事を行いました。

続く第2項の企業債償還金が、1億221万876円でこちらは全て企業債の元金の償還分です。

次に、第2款農業集落排水事業資本的支出が、決算額6,718万6,812円です。内訳としましては、第1項企業債償還金で全て企業債の元金償還分となります。

また、表の下にある記載事項は、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補填財源を記載したものとなります。

なお、こちらの詳細については、351ページ以降の下水道事業会計資本的収入支出明細書をご覧ください。

続いて、334、335ページの令和6年度吉岡町下水道事業損益計算書をご覧ください。この損益計算書は、下水道事業の1年間の経営活動や経営成績を示したものとなります。334ページ、1の営業収益と2の営業費用、そして3の営業外収益と4の営業外費用とに大別されております。

なお、この金額については、先ほどご説明しました決算額から預り金である消費税の金額を差し引いた金額、つまり、税抜きの金額で記載しています。

1の営業収益は、（1）下水道使用料の1億4,211万5,375円で公共下水と農業集落排水の使用料の合計額となります。

2の営業費用は、（1）管渠費から（4）減価償却費までの合計額で右ページの4億310万8,702円です。営業収支は、1の営業収益から2の営業費用を引いた額、右ページの2億6,099万3,327円が営業損失となります。

続いて、3の営業外収益は、（1）維持管理負担金から（5）県補助金までの合計額で右ページの3億3,095万3,197円です。（1）の維持管理負担金は、渋川市からの区域外流入による施設維持管理費用等の一部として負担金をいただいているものです。

また、（3）長期前受金戻入は、過年度に実施した工事に係る補助金等の令和6年度分の収益化額となります。

4の営業外費用は、（1）支払利息と（2）雑支出を足した額、右ページの3,952万5,122円となります。これにより、営業外収支は、同じく右ページの2億9,142万8,075円となり、営業損失と営業外収支の差引きにより、3,043万4,748円の経常利益を計上しました。こちらが令和6年度の純利益となります。

なお、この純利益3,043万4,748円が当年度の未処分利益剰余金となります。

続いて、336、337ページをご覧ください。上段の表は、令和6年度の下水道事業剰余金計算書で剰余金の積み立て状況とその残高を示したものです。表の右側に記載の利益剰余金は、当年度の純利益3,043万4,748円が増加し、当年度末の残高は、1億829万5,590円となります。資本合計についても、当年度末残高は3,043万4,748円増の17億4,481万8,064円となります。

次に、下の表をご覧ください。当年度発生した未処分利益剰余金に係る剰余金処分計算書（案）です。地方公営企業法第32条第2項の規定による剰余金の処分案となります。表の右上にあります未処分利益剰余金の当年度末残高3,043万4,748円の全額について、減債積立金への積み立て処分とし、減債積立金の残高を7,786万842円から1億829万5,590円に増額するものです。これにより、表の右下、未処分利益剰余金の残高はゼロ円となります。処分案については以上です。よろしくお願いします。

次に、338、339ページをご覧ください。令和6年度吉岡町下水道事業貸借対照表です。下水道事業の財政状況を明らかにしたもので、決算時における保有する全ての資産と負債及び資本を示したものでございます。表は、資産の部と負債の

部及び資本の部に分かれております。

まず、資産の部ですが、1の固定資産（1）の有形固定資産は、イの土地からハの建設仮勘定などの合計で65億2,235万9,891円です。（2）の無形固定資産は、イの地上権からハのソフトウェアまでの合計で5,328万6,469円です。これにより、固定資産の合計額は、65億7,564万6,360円となります。

続いて、2の流動資産は、現金や比較的短期間のうちに回収できる債権、売却によって現金に換えることができる資産で（1）の現金預金から（3）の前払金までの合計は、3億2,124万4,478円です。固定資産と流動資産を足した資産合計は、左ページの1番下、68億9,689万838円になります。それでは右ページの負債の部に移ります。

3の固定負債（1）企業債の合計18億1,819万5,773円は、令和8年度以降に償還期限が到来する企業債元金の未償還残高となります。

4の流動負債は、（1）企業債から（3）引当金までの合計額が2億2,988万1,434円です。

5の繰延収益は、（1）長期前受金と長期前受金収益化累計額の差引額で31億399万5,567円となります。負債の合計としましては、51億5,207万2,774円となります。

最後は、資本の部です。6の資本金は、16億3,652万2,174円です。

7の剰余金は、1億829万5,590円です。（2）利益剰余金については、これまでの事業活動において生み出した利益を積立てた額となります。資本合計は、資本金と剰余金を足した額で17億4,181万8,064円です。

また、負債の部と資本の部を足した合計額は、68億9,689万838円で、左ページの資産合計の額と同額となります。

次の340ページからは、下水道事業報告書などの決算附属書類です。

1の概況では、事業の総括及び経営指標の推移や予算等の議会議決事項、行政官庁認可事項などを記載しております。341ページから342ページ中段までは、建設工事の概況を記載しております。

国庫補助では、大久保地区の供用開始に伴う管渠工事と上野田地区の農業集落排水事業区域から公共下水道事業区域への編入に伴う接続管工事がありました。工事数は7件、工事費の総額は1億2,598万3,000円です。町単独費による工事数は7件で、工事費の総額は、4,001万8,000円です。

次に、342ページの中段にある3の業務（1）業務量をご覧ください。公共下水道事業の年度末水洗化人口は、1万2,239人で前年度比103.4%、年度

末水洗化戸数が3, 980戸で前年度比103.9%となっております。年間処理水量は、101万2, 751立方メートル。年間有収水量も同量で有収率は100%です。これは、水道の使用水量を汚水量と認定し、処理水量及び有収水量としているためです。

続いて、343ページの農業集落排水事業の年度末水洗化人口は、3, 148人で前年度比100.6%、年度末水洗化戸数は、1, 140戸で前年度比100.6%となっております。年間処理水量は、25万2, 990立方メートル。年間有収水量は、24万6, 378立方メートルで有収率は97.4%です。

次に、(3)事業費に関する事項で公共下水道事業の①の使用料単価は、113円10銭、②の汚水処理原価は、150円で、使用料単価が汚水処理原価を下回る状況です。

続いて、農業集落排水事業の①の利用料単価は、111円80銭、②の汚水処理原価は、186円80銭であり、こちらも使用料単価が汚水処理原価を下回る状況です。344ページに移りまして、4の会計(2)企業債の概況は、年度内の借入れ状況や年度末残高を記載しております。本年度末の未償還残高は、19億8, 229万4, 678円です。

なお、企業債の詳細については、356ページから362ページの企業債明細書をご覧ください。

続きまして、345ページの下水道事業キャッシュフロー計算書をご覧ください。この計算書は、令和6年度の事業活動により、どれだけの資金が増減したのかを示すものであります。

1の業務活動によるキャッシュフローでは、ページ中段の記載されているとおり、1億6, 771万6, 486円の資金が増加した結果となっております。

2の投資活動によるキャッシュフローでは、6, 122万1, 307円の資金が減少し、3の財務活動によるキャッシュフローでは、6, 319万7, 688円の資金が減少しています。令和6年度においては、これらの合計として4, 329万7, 491円の資金が増加しておりますので、期首の残高2億3, 002万9, 722円に対して、期末時点の資金残高は2億7, 332万7, 213円となります。

なお、この金額につきましては、338ページの貸借対照表の資産の部2の流動資産の(1)現金預金の額と一致していることがご確認いただけると思います。

最後に、346ページ以降につきましては、冒頭でもお伝えした収支明細書や固定資産の明細書などを添付しておりますので参考にご覧ください。

以上で、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

副議長(富岡栄一君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで監査委員報告を求めます。

〔代表監査委員 石関秀一君登壇〕

代表監査委員（石関秀一君） ご報告申し上げます。

令和6年度吉岡町下水道事業会計決算につきまして、令和7年8月8日監査委員 坂田一広さんとともに監査をいたしましたので報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された下水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。

なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご覧ください。以上です。

副議長（富岡栄一君） ただいま、提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております認定第7号は、予算決算常任委員会に付託します。

本日の日程のうち、令和6年度決算認定に関する議題が終了しました。石関代表監査委員はお疲れさまでした。ここで代表監査委員が退場しますので、暫時休憩といたします。

午後 1時40分休憩

午後 1時41分再開

副議長（富岡栄一君） 会議を再開します。

日程第16 議案第47号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

副議長（富岡栄一君） 日程第16、議案第47号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第47号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7, 853万6, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億6, 141万4, 000円とするものです。

今回の補正の主な内容ですが、歳入では、個人住民税や軽自動車税等の増額をはじめ、本年度の普通交付税が確定したことによる増額、加えて新規事業や事業費変

更などに伴う国・県補助金等の補正をしております。

また、それら各種事業を実施する上で必要な財源を町債で賄う予定としております。歳出の主な内容は、全般的な事項として、人事異動及び各種手当の増減に伴う人件費の計上をはじめ、3款民生費では、障害者福祉費で令和6年度の事業確定に伴う国や県への返還金、子ども・子育て支援として、病児保育事業補助金の増額や受入れ体制の強化に伴う私立保育所等施設整備補助金の計上をしております。

また、7款商工費では、駒寄スマートインターチェンジ産業団地事業に伴う土壤調査業務委託料を9款消防費では、全国瞬時警報システムの更新費を計上しております。

10款教育費では、給食センター建替に伴う用地買収費を計上しております。

その他、詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） それでは町長の補足説明をさせていただきます。

議案第47号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）、議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。内容は、補正の款項の区分等を含め、事項別明細書で説明します。

第2条の債務負担行為の補正については、第2表債務負担行為補正によるということで、7ページをご覧ください。

第2表・債務負担行為補正追加として、1行目はエネルギーサービスプロバイダー業務委託として、期間は令和8年度、限度額は319万5,000円です。

2行目、令和7年度学習者用情報端末保守業務委託として、期間は令和8年度、限度額として、701万3,000円です。

3行目、給食センター整備事業アドバイザリー業務として、期間は令和8年度、限度額として2,824万8,000円です。

第3条の地方債の補正については、第3表・地方債補正によるということで、8ページをご覧ください。

追加として、社会福祉施設整備事業債（私立保育所等施設整備補助事業）として、起債限度額2,290万円です。

2行目は、防災対策債（林道改良事業）として、起債限度額530万円です。

3行目は、緊急防災・減災事業債（J－A L E R T新型受信機設置工事）として、起債限度額510万円です。

4行目は、防災対策事業債（J－A L E R T自動起動機更新工事）として、起債限度額440万円です。

5行目は、デジタル活用推進事業債（小中学校学習者用情報端末購入事業）として、起債限度額3,770万円です。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりです。

続いて、変更として、1行目は、地方道路等整備事業債（林道改良事業）について、起債限度額1,240万円を980万円減額し、260万円に補正するものです。

2行目、地域活性化事業債（小規模農村整備事業）について、起債限度額820万円を40万円増額し、860万円に補正するものです。

3行目、公営住宅建設事業債（町営住宅本宿団地改良事業）について、起債限度額210万円を110万円増額し、320万円に補正するものです。

なお、上段・下段の括弧内の起債の目的が同じ理由としては、起債の種類について、より優位なものを適用した結果となります。

次に歳入の主なものです。歳入の計上は、主に歳出の事業費の新設や変更に伴うものになります。14ページをご覧ください。

11款1項1目地方交付税1節普通交付税は、2億4,456万円の増で、算定の結果、交付額が確定したことによるものです。

次に、15ページをご覧ください。15款国庫支出金2項国庫補助金1目1節総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,029万3,000円の増は、物価対策に伴う追加分で給食費補助や小規模事業者販路開拓等支援補助金など既存の単独事業に充当します。

また、1目1節総務費国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金272万8,000円の増は、システムの標準化・共通化補助に対する内示額の増額です。同じく2目民生費国庫補助金2節児童福祉費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金635万9,000円の増及び16ページの16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金6節児童福祉費県補助金635万9,000円の増は、放課後児童健全育成事業や体調不良型保育事業に対する国・県の補助分です。同じく2目民生費国庫補助金2節児童福祉費国庫補助金、就学前教育保育施設整備交付金9,389万300円の増は、歳出の私立保育所等施設整備補助金に対する国庫補助金です。

次に、17ページをご覧ください。19款繰入金にあるとおり、補正後の財政調整基金からの繰入れ額は、1億8,236万8,000円の減の8億6,646万

2, 000円です。

次に、18ページをご覧ください。20款1項1目1節繰越金は、令和6年度の決算実質収支額の確定により、3, 849万7, 000円増の4, 786万8, 000円です。

歳入の最後、22款町債は、先ほど地方債の補正にて説明したので、省略します。

次に、歳出の主なものです。歳出のうち、給料、職員手当等、共済費は、全款項目を通じて、人事異動等による増減となっていますので、個別の説明は省略します。

23ページをご覧ください。2款総務費1項総務管理費5目財産管理費12節エネルギーサービスプロバイダー業務委託133万1, 000円の増は、複数の電力会社から最適なプランを提案していただき、コスト削減や安定供給を実現するための計上となります。同じく9目基金費24節積立金、財政調整基金1, 925万円の増は、令和6年度の決算により実質収支が確定したことによる計上となります。

27ページをご覧ください。3款民生費1項社会福祉費5目障害者福祉費22節償還金、利子及び割引料、返還金2, 604万8, 000円の増は、令和6年度事業の精算に伴い、国と県に返還するものとなります。

28ページをご覧ください。3款民生費2項児童福祉費3目児童保育費18節負担金、補助及び交付金、病児保育事業補助金1, 350万円の増は、歳入でも説明した子ども・子育て支援交付金の充当先であり、保護者の子育てと就労の両立等を支援し、児童の健全な育成を図ることを目的とした計上です。同じく、私立保育所等施設整備補助金1億1, 390万9, 000円は、吉岡町第一保育園及び第四保育園増改築工事に伴う計上です。

33ページをご覧ください。7款商工費1項商工費1目商工総務費12節委託料、土壤調査業務委託1, 450万9, 000円の増は、駒寄スマートインターチェンジ産業団地事業における土壤調査業務委託に伴う計上です。

36ページをご覧ください。8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費12節委託料、天神東公園費用対効果算出業務委託料340万円の増は、今後想定される天神東公園の再整備による費用対効果を算出することに伴う計上です。

37ページをご覧ください。9款消防費1項消防費5目無線放送施設設置事業費14節工事請負費、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）新型受信機設置工事1, 111万円の増は、国からも要請のあった受信機の交換に伴う計上です。

40ページをご覧ください。10款教育費2項小学校費3目学校建設費12節委託料、駒小校庭拡張に伴う開発申請業務委託料331万円の増は、駒寄小学校の一体利用を行うため、必要となる開発申請に伴う計上です。

44ページをご覧ください。10款教育費6項1目給食センター費16節公有財

産購入費、給食センター用地買収費8, 064万6, 000円の増は、地権者4名分の用地買収に伴う計上です。ここまでが、歳入歳出補正予算の主な内容となります。

46ページから50ページまでは、給与費明細書です。

51ページから52ページまでは、債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書です。

今回の補正予算で債務負担行為を追加しましたので、本調書を添付しました。

53ページは、地方債の令和5年度末における現在高並びに令和6年度末及び令和7年度末における現在高の見込みに関する調書です。今回の補正予算で起債の借入れ限度額を変更しましたので、本調書を添付しました。

また、参考資料として、本補正予算の説明資料となります、A4版で5ページの別冊を添付しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま、議題となっております議案第47号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第48号 令和7年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

副議長（富岡栄一君） 日程第17、議案第48号 令和7年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第48号 令和7年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万8, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4, 252万3, 000円とするものです。

補正の内容については、令和6年度決算の確定による繰越金の増額などによるものです。

なお、詳細については、教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） それでは議案第48号 令和7年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、町長の補足説明をします。

本補正の内容としては、先ほど町長が申し上げましたとおり、令和6年度の決算額が確定し、実質収支額は83万2,748円となり、これを令和6年度からの繰越金として補正すること及び令和7年度の児童生徒数の精査に伴い、歳入及び歳出を補正するものとなります。

それでは、6ページをご覧ください。初めに歳入です。1款1項1目給食費納入金及び2款1項1目繰入金は、児童生徒数の精査に伴うもの。

3款1項1目繰越金は、当初予算で7万円を計上していましたが、令和6年度決算額の確定に伴い、76万2,000円を増額し、83万2,000円とするものです。

次に7ページになります。歳出となります。1款1項1目学校給食費10節需用費、給食用食材料費を163万2,000円、減額補正及び26節公課費は、消費税納税予定額に伴い、1万4,000円増額補正するものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号は、予算決算常任委員会に付託します。ここで休憩をとります。再開を午後2時15分といたします。

午後 2時01分休憩

午後 2時15分再開

副議長（富岡栄一君） 会議を再開します。

日程第18 議案第49号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

副議長（富岡栄一君） 日程第18、議案第49号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第49号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ888万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億5,557万7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和6年度の決算の確定による繰越金の増額になります。

なお、詳細につきましては、住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて主な補正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。歳入の部、7款繰入金2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金の1,837万6,000円減の主な原因は、令和6年度の決算が確定したことにより、その下の8款1項1目繰越金において、前年度繰越金1,860万1,000円の増に伴い、基金からの繰入金が減額になるものとなります。

次に9款諸収入3項4目雑入の865万7,000円の増は、前年度の保険給付費等交付金の精算分となります。

次に8ページに行きまして、歳出の部、4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費1節報酬の会計年度任用職員6万3,000円の減は、人件費の調整によるものです。

続いて、7款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金22節償還金、利子及び割引料の保険給付費等交付金（普通交付金償還金）865万7,000円の増とその下の、社会保障・税番号制度システム整備費補助金償還金28万8,000円の増は、前年度の療養給付費等交付金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金の精算分となります。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第49号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第19 議案第50号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第

1号)

副議長（富岡栄一君） 日程第19、議案第50号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第50号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,541万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億577万5,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和6年度の決算による繰越額の確定や介護保険料の本算定に伴う保険料収入の見直しによるものになります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて主な補正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。歳入の部、1款1項介護保険料1目第1号被保険者保険料1,259万5,000円の増は、令和7年度介護保険料の本算定によるものです。

2款国庫支出金2項国庫補助金3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）52万9,000円の減、4目保険者機能強化推進交付金115万6,000円の減、7目保険者努力支援交付金159万4,000円の増は、主に歳出の4款地域支援事業費の1目包括的支援事業費を減額したことによるもので、さらに、8ページの4款県支出金、6款繰入金についても、それぞれ同様の理由で減額しています。

7ページ下段をご覧ください。2款国庫支出金5目事業費補助金2節地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金753万7,000円の増は、歳出の1款総務費1項1目18節の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の増によるものです。

9ページ中段をご覧ください。7款繰越金6,591万9,000円の増は、令和6年度の決算により繰越金が確定したことに伴う補正となります。

続いて10ページをご覧ください。歳出の部、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節負担金、補助及び交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金753万7,000円の増は、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業として、グループホーム一番星の非常用自家発電設備の設置に伴う交付金の補正

であり、歳入で説明させていただいた国庫支出金により全額が補助されるものです。

4款地域支援事業費1項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費13万3,000円の減は、包括支援センターの職員の役職変更に伴う減額です。

11ページ下段をご覧ください。5款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、現時点での歳入歳出の見込みを勘案し、積立額を4,543万6,000円増額するものです。

続いて、12ページをご覧ください。7款諸支出金1項償還金及び還付金1目第1号被保険者保険料還付金は、主に特別徴収保険料の過年度還付分を110万円増額するものです。

次に2目22節償還金、利子及び割引料、国庫支出金等過年度分返還金3,003万円の増は、令和6年度の給付費確定に伴う国庫支出金等への返還金となります。

7款諸支出金2項1目一般会計繰出金272万5,000円の増は、一般事務費及び介護給付費繰入金の受入れ超過分を一般会計に返還するための補正となります。

補足説明は以上になります。よろしくお願いします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第20号 議案第51号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

副議長（富岡栄一君） 日程第20号、議案第51号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第51号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億9,853万8,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に令和6年度の決算の確定による繰越金の増額になります。

なお、詳細につきましては、住民課長に説明させますので、よろしくご審議の上

可決いただきますようお願い申し上げます。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

6ページ歳入をご覧ください。歳入3款繰入金1項一般会計繰入金1目1節事務費繰入金の広域連合事務費負担金28万4,000円の減は、歳出の1款総務費の減額に伴うものです。

次に4款1項1目繰越金655万4,000円の増は、令和6年度決算が確定したことによるものです。

続いて、7ページの歳出をご覧ください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費7節報償費の謝礼（一体的実施）27万円の減は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業内容に応じ、保健指導等に係る謝礼を減額するものです。10節需用費の事務用消耗品費1万4,000円の減は、同じく高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事務用消耗品費の減となります。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金655万4,000円の増は、保険料等負担金を増額し、補正後額を2億8,168万6,000円とするもので、歳入の繰越金の増額に伴うものとなります。

補足説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第21 議案第52号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

副議長（富岡栄一君） 日程第21、議案第52号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第52号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出の支出について、第1款水道事業費用540万1,000円の増額補正とするものです。

次に第3条、資本的収入及び支出の支出について、第1款資本的支出を40万5,000円の減額補正とするものです。

併せて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額についても改めさせていただきます。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、議案第52号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

水道事業会計補正予算明細書により説明させていただきますので、議案書の11ページをご覧ください。収益的収入及び支出の支出について、1款水道事業費用1項の営業費用540万1,000円の増額は、1目の配水及び給水費67万2,000円の増額及び2目の総係費472万9,000円の増額に伴うもので、その内容としましては、人事異動に伴う職員給与費等の増減と量水器の交換業務委託件数の増加に伴う委託料の増額によるものでございます。

次に、12ページをご覧ください。資本的収入及び支出の支出について、1款資本的支出1項建設改良費40万5,000円の減額は、1目の排水設備工事費の減額に伴うもので、その内容としましては、こちらも収益的収入及び支出と同様に、人事異動に伴う職員給与費関係の減額によるものとなります。

そのほか、議案書の3ページにお戻りいただきますと、キャッシュフロー計算書が、また、4ページ以降には給与費明細書等を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第53号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）

副議長（富岡栄一君） 日程第22、議案第53号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第53号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出の支出について、第1款公共下水道事業費用を34万9,000円減額し、第2款農業集落排水事業費用237万3,000円の減額とするものです。

続いて、第3条の資本的収入及び支出の収入では、第1款公共下水道事業資本的収入1,304万2,000円を減額するものです。

次の支出について、第1款公共下水道事業資本的支出では、1,766万円の増額補正となります。併せて、資本的収入額は資本的支出額に対して不足する額及びその補填財源の額についても改めさせていただくものです。

また、次ページ、第4条の企業債におきましては、限度額の合計を1億7,230万円に改めさせていただくものです。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〔上下水道課長 永井勇一郎君発言〕

上下水道課長（永井勇一郎君） それでは、議案第53号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

下水道事業会計補正予算明細書により説明させていただきますので、議案書の13ページをご覧ください。収益的収入及び支出の支出について、1款公共下水道事業費用1項の営業費用34万9,000円の減は、2目の総係費の減額に伴うもので、その内容としましては、人事異動に伴う職員給与費等の減額補正でございます。

続いて、2款農業集落排水事業費用1項の営業費用237万3,000円の減は、2目の総係費の減額に伴うもので、その内容としましては、先ほどと同様に、人事異動に伴う職員給与費等の減額補正でございます。

次に14ページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入について、1款公共下水道事業資本的収入は、1,304万2,000円の減額です。その内容としまして、1項の企業債3,320万円の増は、国庫補助金の内示率が下がったことによる管渠新設工事の財源不足を補うための起債の増額であり、2項の負担金等1,150万2,000円の減は、主に公共下水道への編入を進めている上野田地区の負担金の賦課徴収が令和8年度にずれ込んだための減額分です。3項の補助金は、国の補助金の内示による3,474万円の減額です。

続いて、15ページをご覧ください。こちらは支出になります。1款1項の建設改良費で、1,766万円の増は、1目の管渠建設改良費の増額に伴うものです。その内容は、人事異動に伴う職員の給与費等の増額及び会計年度任用職員の退職に

よる報酬等の減額、また、前のページでもご説明したとおり、管渠新設工事に係る国庫補助事業の内示率の縮小を受けて、町単独分工事への一部振替や未整備箇所の解消等を実施する工事請負費の増額によるものでございます。

そのほか、議案書の5ページにお戻りいただきますとキャッシュフロー計算書が、また、6ページ以降には給与費明細書等を添付しておりますのでご確認をお願いいたします。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第23 同意第1号 吉岡町教育委員会教育長の任命について

副議長（富岡栄一君） 日程第23 同意第1号 吉岡町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

この議題は山口教育長の一身上に関わることですので、山口和良教育長を除斥といたします。山口教育長には、議事が終了するまで退席をお願いします。暫時休憩とします。

午後 2時39分休憩

午後 2時39分再開

副議長（富岡栄一君） 会議を再開します。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第1号 吉岡町教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、吉岡町教育委員会の教育長が本年9月30日をもって任期満了となるため、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求める教育長候補者は、現職の山口和良氏でございます。生年月日及び住所は、議案書に記載のとおりであります。同氏は、令和元年6月5日に議会の同意をいただき、同日付で教育長に任命されて以来、その手腕を大いに発揮し、吉岡町の教育の充実、発展に貢献されており、引き続き町教育行政の推進のためご尽

力をいただきたいと考えております。

なお、任期は令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年となります。何とぞご同意をいただきますようお願い申し上げます。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第1号は、吉岡町議会会議規則第37条の第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第1号吉岡町教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

副議長（富岡栄一君） 起立多数。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

山口教育長の除斥を解きます。暫時休憩とします。

午後 2時42分休憩

午後 2時42分再開

副議長（富岡栄一君） 会議を再開します。

山口教育長に申し上げます。

先ほど、同意第1号は、同意として決定しましたので、報告いたします。

ここで、山口教育長により発言の申入れがありましたので、これを許可します。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） ただいま柴崎町長による令和7年10月1日からの教育委員会教育長任命について、議員の皆様の同意を賜りました。改めて身の引き締まる思いであります。

町長、また、議員の皆様の期待にこたえられるよう、学びのまち吉岡の推進に精いっぱい取り組んでまいりたいと存じます。今後もご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第24号 同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命について

副議長（富岡栄一君） 日程第24号 同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 同意第2号 吉岡町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、吉岡町教育委員会の委員1名が令和7年9月30日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意を求める委員候補者は、河合乘信氏でございます。生年月日及び住所は、議案書に記載のとおりであります。同氏は、吉岡町出身で、駒寄小学校と吉岡中学校卒業後、県外の高等学校と大学を卒業された後に地元吉岡町で天台宗東漸寺と吉岡町第三保育園を営む実家に戻って家業に携わり、平成27年5月吉岡町第三保育園園長に、平成30年5月には、東漸寺の住職に就任されております。以来、保育園園長として、また、住職としてご活躍されており、地元での信頼も厚い方であります。

さらに、同氏は、人格が高潔であるとともに、3人の子供を持つ父親として教育にも熱心で、教育及び文化に関し識見を有する方であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定も満たしております。

なお、任期は、令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年となります。何とぞご同意を頂きますようお願い申し上げます。

副議長（富岡栄一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第2号は、吉岡町議会会議規則第37条の第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（富岡栄一君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第2号吉岡町教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

副議長（富岡栄一君） 賛成多数。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

散 会

副議長（富岡栄一君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

午後 2時47分散会

令和7年第3回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和7年9月3日（水曜日）

議事日程 第2号

令和7年9月3日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No. 1～No. 6）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎 守人君	2番	春山 和久君
3番	藤多 ゆかり君	4番	大井 俊一君
5番	秋山 光浩君	6番	宮内 正晴君
7番	小林 静弥君	8番	富岡 栄一君
9番	飯塚 憲治君	10番	廣嶋 隆君
11番	坂田 一広君	12番	飯島 衛君
13番	小池 春雄君	14番	富岡 大志君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎 徳一郎君	副町長	高田 栄二君
教育長	山口 和良君	総務課長	小林 康弘君
企画財政課長	齋藤 智幸君	住民課長	深谷 智洋君
健康福祉課長	一倉 哲也君	産業観光課長	渡部 英之君
建設課長	大澤 正弘君	税務会計課長	福島 良一君
上下水道課長	永井 勇一郎君	教育委員会事務局長	米沢 弘幸君

事務局職員出席者

事務局長 岸 一憲 係長 関 浩己

開 議

午前9時30分開議

議 長（富岡大志君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は、14名です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日と明日の両日、一般質問を行います。本日は、通告のあった10人のうち6人の通告者の一般質問を行います。

ここで説明をしておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに残りの時間がなくなったときに、マイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は、発言を打ち切るようにご協力願います。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により、会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（富岡大志君） 日程第1、一般質問を行います。

10番廣嶋 隆議員を指名します。

〔10番 廣嶋 隆君登壇〕

10番（廣嶋 隆君） 10番廣嶋 隆。議長への通告に基づき一般質問をいたします。

1、粟籠・井堤線について、上野原地区は、滝の沢川により、南北に分断されており、南北を結ぶ道路が長い間望まれていました。2017年度から開始したこの事業は、2021年2月26日完了となりましたが、林道として完成しておりません。

今までの経緯と一般質問の答弁について、これから簡単に説明いたします。

滝の沢川の渡河方式は、橋を架ける方式では、莫大な事業費がかかるため、橋を架けるのではなく、洗い越し方式が県に認められ、工事が進められました。

洗い越し方式とは、川に橋を架けずに、道路と川が平面交差している構造の方式です。河川の水量が少ない所に用いられます。

ところが、2019年10月12日台風19号が伊豆半島に上陸し、群馬県内でも大雨により災害が発生し、藤岡市では、土砂災害により、1名の犠牲者が出て、嬬恋村では、国道144号で橋や道路が崩壊する被害を受けました。

2020年3月議会では、洗い越しは、道路上を河川が平面交差するため、通行者の安全確保ができないため、渋川土木事務所から許可の見込みがない旨の回答を得たと町は答弁しております。

つまり、洗い越しの渡河方式は不許可になりました。

次に、2020年12月議会では、林地開発により、利用区域の民有林地の面積が減少し、林道としての整備は、諦める状況となり、滝の沢川を渡河した先を町道としての整備に方針転換したと町は答弁しております。現地の状況など改めて確認して、今後の道路整備の手法・方向性を見出していくたいと答弁しております。これまでの事業費について、説明を求めたところ、2017年度から2021年度の4年間で、県補助金の合計は、4,016万5,000円。吉岡町の負担金の合計は、4,039万4,000円で、県と町を合わせて8,055万9,000円となっております。

2021年3月議会では、「町道開通に向けて、新年度の予算計上は」の質問に対し、新設道路の起点・終点が決まらないため、調査・測量ができないとのことで予算計上していない。計画がなくなったわけではない。町道ではなく、作業道路として整備することなど、県や地権者とも今後も相談したいと町は答弁しております。

2022年9月議会では、「今後の林道の方向性についての見解を」の質問に対し、林道の延伸については、今現在、実現可能な具体的な方法はないと答弁しております。

以上が林道粟籠・井堤線についての一般質問に対する説明です。2022年3月議会の一般質問から3年が経過しました。

そこで質問をいたします。（1）町は、この3年間、粟籠・井堤線について、どのような検討をしてきたのか、お伺いするものであります。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さんおはようございます。

今回、一般質問に対し、10名の議員の方々から質問をいただいております。

町の発展と住民の皆様の暮らしをよりよくするための重要な議論が行われることを期待して答弁させていただきます。

まず、最初に、廣嶋議員のほうからご質問いただきました林道粟籠・井堤線について、お答えさせていただきます。

前回の令和4年9月議会のご質問から3年が経過しましたが、その間、私としましてもいろいろと考え、また、県関係団体等に赴き、お願い、相談などをしてまいりました。

その他、ご質問の詳細については、産業観光課長より答弁をさせます。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 担当課としましても、現状、林道保全管理道路としての完成はされていますが、地元要望でもある、当初計画どおりには至っておりませんので、

引き続き、林道粟籠・井堤線の延伸開通に向け、県関係団体、町関係課とも相談・検討を進めてまいりました。

当初の計画では、南側から林道粟籠・井堤線を渡河も含め、滝の沢川左岸までを整備し、そこからは町道として県道前橋伊香保線まで整備を行うものであったと承知しております。

町では、事業の着地点をそのように設定し、本事業における問題点について整理し、その対応について検討してまいりました。

まず、洗い越しの設置、こちら林道整備において、小溪流（小さな溪流を横断する）の場合は、原則として、洗い越し施工とすることになっております。

今回、設置箇所が小溪流ではなく、河川管理者が管理する一級河川滝の沢川であるため、河川管理者との協議が必要であり、安全性の面で設置が認められないという問題がございます。

開渠型や暗渠型、ボックスカルバートも含め検討を続けているところでございます。

また、林道粟籠・井堤線として渡河先まで整備し、その後、その先を町道として整備し、県道前橋伊香保線まで延伸した場合、傾斜等により道路関係法令に基づく道路整備が不可能であることが問題点であると認識しております。これについても、道路部局である建設課と検討を重ねております。

また、林道粟籠・井堤線として洗い越しを設置し、渡河先まで整備が完了し、そこから町道として県道前橋伊香保線までの整備を行った場合、洗い越しにおける出水時の安全な走行が確保できないため、ゲートを設置し、常時施錠し、森林作業時のみ開放することとなるため、洗い越しについては森林作業者のみが利用でき、そのほかの通行者が供用できないことが想定されます。

こちらにつきましても、地元の方に供用できるような方法がないか検討を進めているところでございます。

また、事業を進めるためには、一番大事なのが財源確保でございます。町の財政状況も確認しつつ、補助金の活用ができないかも検討を続けております。このように、今後も各種課題について一つずつ検討を進め、事業実現のための努力を続けていきたいと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 関係団体とは、どのような団体か、そして、その団体とどのような内容を協議してきたのかお伺いいたします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 関係機関となりますと、まず、渋川土木事務所、こちらは実質的な河川管理者ということですので、滝の沢川に関する関係については、こちらで

ご相談をさせていただきます。

林道に関しましては、当然、林道事務所のほうになりますし、直近ではですね、県の河川課のほうにも問合せをさせていただきましてですね、一級河川における洗い越しの可能性について、相談させていただいたこともございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君）洗い越しについて、相談したと言いますけど、実際には、渋川土木事務所から洗い越しは駄目だという回答をいただいてるわけですね。

なのにまだ洗い越しにこだわって協議をしてきたんですか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）現実的な問題として、やはり架橋が不可ということで、洗い越しということになっております。判断されたのがやはり3年前ということでございますので、当然、状況は変わると思います。

ですので、状況のほうですね、例えば、安全な洗い越しが何かないか。

例えば、あとは、洗い越しに対する考えが変わるかどうか、近年災害はですね多発しております。やはり川が流されたりとかですね、集落が孤立することが頻発しております。その際、洗い越しがあれば、渡河なりして物資を運ぶこともできますので、そういったですね、例がないかというのもですね。

現在、調べておりますし、皆様の地元の要望である洗い越しについてですね、できるだけ、うちのほうとしてですね、実現に向けて各種情報を収集した上で、検討のほうですね、関係機関とさらなる協議を続けていきたいと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君）先ほどの答弁の中でカルバートも検討したというお話ですね。カルバートというのは、一級河川でも可能なんですか、伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君）特にですね、法的にはですね、これが禁止されているという明文はないんですけども。

やはりですね、現地の状況、当然ですね、地形もありますので、それによってですね、ボックスカルバート、迂回路とかというか、考えられますので、地形のほうもですね、踏まえた上で、またさらにですね、以前おっしゃったように、滝の沢川、水無川ということで、増水時に水が出るということで、そちらの取水量のほうですね、私どもは前回もありましたけども、まだ、具体的にですね、そちらのほうも抑え切れてないものですから、そちらのほうの調査も進めてですね、総合的にですね、実際に何が可能かどうかというのを、現状、検討しておる状況でございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 今までの答弁の中で、滝の沢川の渡河の方式でカルバートという言葉は確かに出てきてないんですよ、1度も。

今回、カルバートについて話したと。カルバートそのものは、一つ手前に、自害沢川あそこに、カルバートで、たしか、自害沢を渡してるんですよね。

今回、カルバートが可能ならば、これ考え方は、もう私この問題駄目かなと思ってるんですよ。だけども、この3年間いろいろ話、協議してきたと。その中でカルバートが出てきたと。私も先般現場見に行って、ちょっとね、3年前よりも状況が変わってきてるんですね、行った方はお分かりかと思うんですけども。だからあの状態だったら、カバーカルバートでもできるのかなと。素人が判断するんだから何とも言えないんですけども。その辺についてですね、まだ、完全に駄目だということでなければ、実際、地元の人たちも、もう心配してて、ただ、道が欲しいという時代から生活環境変わってるんですね。各人が車を持つようになって、車で移動する。その前は、車を持たない家庭があったり、なつたりしたんで橋ができれば、県道のほうに早く行けるという主張のもとにこれを造ってくれというものが生まれたわけです。

ですから、今後ですね、カルバートも含めて検討していただき。ただ一つ問題なのは、渡河先、つまり伊香保線側の道ですね、今までの答弁を聞いてると、やれ、町道だ、町道じゃなくて作業道路だいろいろ答弁変わってるんですよ。その辺がですね、変わってる理由というのは、もう急勾配だとかいろいろ、道路作成上の問題があろうかと思うんですけども、その辺も含めて、今後、実際に可能な方向で、向けて検討していただきたいと思います。

次、2番目、林道粟籠・井堤線が開発不可能になった理由について、伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 幾つか原因があると思いますが、やはり洗い越しについて、事前に渋川土木事務所と協議をさせていただいたときの内容について、最終的な確認を行っていなかったことが原因であると認識しております。

また、令和元年台風19号災害や近年の線状降水帯の発生などにより、降雨時にに対する危機意識が強まり、さらなる安全性の担保が強く求められることになったのも一因と考えております。

町としましても、安全性の確保を第一に考え、地元要望でもある当初計画どおりに実現できるように、林道粟籠・井堤線の延伸開通に向け、県関係団体、町関係課と相談・検討を今後も進めていければと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 2022年9月議会では、林道の延伸は実現可能な方法はないと。つ

まり、渡河方式で実現可能な方法ないって町答弁してるんですよね。ここで行き詰まってたわけですよ。この渡河方式が無理なのに、渡河した先を林道から町道だ、いや作業道路だってね、今までの答弁はね、論点がズれてるんですよ。渡る方式が決まんないのにその先の道路をですね、町道だ何々だって答弁してきたわけですから、ここをしっかりですね。見直していただいて、まず、渡河をどうするのかと。先ほど言ったカルバートも含めて、今後、前向きに検討をしていただきたいと思います。

次、3番目。県補助金と町負担金合わせて8,055万9,000円を使ったにもかかわらず、完成してないんですよね。責任の所在について、伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） ご指摘の件について、県補助金と町財源を利用して林道としては完成していますが、渡河などの当初の計画どおりできておらず、地域住民の皆様の期待に沿えていないことは、誠に遺憾に思っております。

議員のご質問をですね、真摯に受け止めてですね、引き続き事業達成に向けて努めてまいります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 今の答弁は林道として完成しているという答弁ですね、これ林道として完成してないでしょ。いかがですか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 川の手前、現在、林道止まっておりますが、森林管理といったところでですね、森林管理に関するですね、林道事業としてはですね、渡河というのですね。

林業の受益範囲は手前ということで林業は。林道が完成してると町では認識しております。

ただですね、当初の計画、確かに渡河の計画がございましたので、そちらについては計画どおりできていないということは、確かに認めるところでございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 当初のこの栗籠・井堤線の終点はどこだったんですか、お伺いします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 私が確認した限りは、当初計画では、渡河先の時点で林道のほうが計画されていたと認識しております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 渡河先、つまり渡河をするまでが林道ということですね。

ところが、いつの日か手前で工事終わっちゃってるんですよ。つまり、私に言わせ

れば渡河先までいってないんだから、完成してないと。この見解、どうお考えになります。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） はい、計画として完成したのは事実でございます。ただですね、今回ですね、私が完成と言ってしまったのはですね。林業として、森林管理という観点から見るとですね、管理する森林の中の林道としては完成するという形で答弁をさせていただきました。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 8,000万も使ってですね。全く完成してなくて、一番大事なのは、次に移りますけども、4番。完成不可能な林道粟籠・井堤線を、今後どのようにお考えなのか、見解を伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 林道粟籠・井堤線としての整備済みの林道につきましては、今後も林道の機能を維持するための点検や補修整備を行い、森林の保全管理用道路として役立てていきたいと考えております。

滝の沢川の渡河も含め、残りの部分については、先の質問で答弁したとおり、各種課題を引き続き検討し、林道粟籠・井堤線の開通に向けて、努力を続けていきたいと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） ぜひですね。前向きに、そして時間をかけずにですね、検討をしていただきたいと思います。

5番。滝の沢川を渡った左側にですね、小屋が建てられているんですよ。これ町は確認しておりますか、伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） はい、議員のご質問を受けですね。8月20日に現地を確認したところですね、小屋のほう確認させていただきました。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 8月20日まで確認されてないわけですね。それ以前確認に行ったのはいつですか。

つまり、点検とか整備とか、町のこれ管理になってるから、当然、ここへ入ってるわけですよね。伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） すみません。私のほうはですね、最終的にこの林道のほうにですね、点検に行ったものをですね、ちょっと把握していないものですから、後日、

ちょっとあれですね、お伝えできればと思います。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） もうつまりこれ町が管理なのに全然見にも行ってないし、いつ行ったか今答えられないんで、ちゃんとしたことは言えないんですけども、それぐらいのものなんですよ。

これは皆さんからすれば。だってもう使わない道ですからね。私何回か言ってるんですけども、もう雑草が伸びたりなんかして、道路を埋まってたり、冬になれば、枯れてまた元に戻っちゃうんですけど、そういうことも使わない道にまた、管理するんで金かけたって、しょうがないっていうのが本音だと思うんですよ。

その辺も含めてですね。今後これをどうするんだって前の質問でお聞きしてるわけです。

そこでですね、先ほど小屋が確認されたということです。これ河川法に抵触するんですか、伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） これらの施設が河川法に抵触するかどうか、河川管理者である渋川土木事務所に問合せたところ、該当物件の設置箇所は、河川区域内ではなく、河川保全区域内と思われ、河川法において今回の案件については、許可申請及び届出道路が不要な簡易な行為であると見込まれるとのお答えを頂いております。

この判断の基となっているのは、河川法第55条河川保全区域における行為の制限であり、小屋の構造、護岸、堤防への影響等を考慮したものとなっております。設置物の状況により判断されるため、現地については、今後はですね、定期的に巡視を行い、状況について、注意深く見守ってですね、状況が変化した場合、その都度、河川管理者である渋川土木事務所に判断を仰いでいきたいと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 建てられているところが保全区域内ということであれば、河川法には抵触しないということですね。

ただ、問題なのはですね。予想もつかない大雨により、この小屋が流されでもしたら、下流に災害をもたらす可能性があるわけですよ。早期に撤去する必要があると考えますが、この件についての見解を伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 現地を確認したところですね、断言はできませんが、該当物件は、滝の沢川左岸側上部での民間開発行為に係ると推測されます。

今後ですね、そちらのほうですね、ちょっと連絡をとろうと思ったんですが、現在ちょっと連絡がとれなかったものですから、できる限りですね、そちらのほうの

ですね、例えば、設置の理由とかを聞いてですね、町としてもですね、こちらの物件に関してですね、対応をしていきたいと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） ぜひですね、渋川土木事務所とも相談して対応を行っていただきたいと思います。

続いて2番。タクシー運賃等助成事業について、2019年度から相乗り推奨タクシーと福祉タクシーを統合して現在のタクシー運賃等助成事業となりました。

1回乗車の利用枚数が2枚から令和6年度に4枚に改善されました、現状の年間72枚のタクシー利用券の配布ですと1日乗車に往復で8枚利用したとすれば、計算上、年9回分にしかなりません。

月に1回すら利用できないのです。今の制度ですね。そこで質問いたします。

（1）年間最大で助成券72枚の配布ですが、72枚にした根拠について、伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） タクシー運賃等助成事業については、平成25年の実証実験を基に、平成30年より相乗り推奨タクシー事業として本格実施しております。

当時は、申請日に応じて、年間最高48枚を上限として実施しておりました。令和2年度から福祉タクシーと相乗り推奨タクシーを一本化し、吉岡町タクシー運賃等助成事業として実施しております。

現状としては、申請日に応じて、年間最大72万円として実施しております。根拠等については、企画財政課長より答弁をさせます。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） 年間最大72枚の根拠となります、令和2年度に福祉タクシーと相乗り推奨タクシーを統合する際に検討した経緯がございます。

当時、福祉タクシーは、初乗り運賃730円分を想定し、年間上限48枚を想定しておりました。

相乗り推奨タクシーは、1枚500円を年間上限48枚ということであったため、統合するに当たり、福祉タクシー以下の金額にならないよう考えたため、3万6,000円分の72枚となりました。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 相乗りタクシー500円券48枚。これ福祉タクシーは幾ら配布してたんですか、幾らの券を何枚配布したのか。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） 730円分×48枚で3万5,040円分を支給してございます。

した。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 福祉タクシーの券について、お伺いしてます。福祉タクシーは、幾らの券を何枚配布していたのか。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） 先ほど述べたとおりですね、福祉タクシーに関しては、年間上限48枚。それで、福祉タクシーは730円分、初乗り運賃分を48枚分ということで交付し、3万5,040円分を支給してございました。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 答えてないですよ。

相乗りタクシーが500円券48枚でしょう。

福祉タクシーは、幾らの券を何枚発行していたのかって聞いてるんです。福祉タクシーと相乗りタクシーと同じなんですか。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） 福祉タクシーに関しては、730円分ということで考えて、48枚を交付しておりました。

相乗りタクシーは500円で48枚ということで、2万4,000円分を支給してございました。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） これは、福祉タクシー600円券48枚出してるんじゃないですか。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） 福祉タクシーに関しては、初乗り運賃730円分ということで48枚を交付してございました。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） そうすると、相乗りタクシーは、500円券48枚。それ以外に福祉タクシーは初乗り730円分を何枚出したんですか。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） こちらは48枚を交付してございました。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） そうしますと、これを受ける人は、相乗りタクシーの分と福祉タクシーの分も受けられたわけですよね。お答えください。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） こちらは、受けられたのかもしれませんけれども、福祉タクシーと相乗りタクシーを統合したということで福祉タクシーがなくなったような状況

になりますので、一本化したっていうことで考えていただければと思います。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 一本化する前の話です。一本化する前は、相乗りタクシー500円券48枚は、配布できたわけですよね。それ以外に今の答弁ですと、福祉タクシーについては、初乗り730円分を48枚配布できたわけですよ。

つまり、町民は両方を受けることができたということでよろしいんですか。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） そちらに関して一本化を進めるということで、この相乗りタクシー等も出てきております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 一本化の前の話をしてるんです。一本化の前はどうだったのかっていうことを聞いてるんです。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） 一本化する前に関しては、2つが交付されていた状況でございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） そうすると先ほどの話ですと、今、3万6,000円になった根拠は。72枚になった根拠は、3万6,000円分だったから72枚にしたという答弁でよろしいんですか。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） こちらは統合するときにですね、福祉タクシーの分を下回らないようにということで、3万6,000円ということを想定して、3万6,000円を500円券で割りますと72枚ということになってございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 何で最低のほうに決めたんですか。両方貰えてたわけですよね。

つまり3万6,000円以上貰えてたわけですよ。3万6,000円しか決めなかったわけですよ。だと本来であれば、相乗りタクシーフレーバーがあったわけでしょう。

相乗りタクシーフレーバーは、48枚だから、500円×48枚ですと2万4,000円ですよ。これに2万4,000円減額されたわけですよ。今のお話ですとね。福祉タクシーフレーバーだけでこの数字を決めたと。これ減額じゃないですか。福祉の分が。何でこれ減額したんですか。そこをお聞きします。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） これを統合するにあたってですね。相乗り推奨タクシーのほうに福祉タクシーを包含しようという形で一本化するっていうことが前提にございます。

したので、この二つの制度が並び立つというよりは一本化することで減額という形にはなってしまうんですけれども、今後、活用の仕方が利用度ですね、そちらのほうも利活用が進むように、こちらのほう一本化させていただいた次第でございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 一本化したことはいいことだと思うんです。

ただ、問題なのは減額したというとこですよ。そこが問題なんですよ。全然ね、先ほどから、話を伺ってるとちゃんととした答えになってないんです。これは私の単純計算ですと、約5万2, 800円分が両方足した計算なんです。

ただし、600円で計算しますけども、これ枚数に相当するとね。105枚なんですよ。それが72枚に減ってるとここに問題があるということを私指摘してるんです。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） はい。こちらは同時にですね、二つの乗車券がですね、交付されたかどうか、こちら確認をさせていただきたいと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 次、行きます。（2）助成を受けるには、事前にタクシー利用助成券交付申請書を役場に提出し、後日、役場窓口にて交付を受けるわけです。二度役場に行かなければならない。改善の余地があると考えますが、見解を伺います。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） 以前は、申請で来庁、交付でも来庁、二度お越しいただいた時期もあったかと思いますが、要綱の趣旨にありますとおり、吉岡町における交通弱者がタクシーを利用する際に支払う運賃等の一部を助成することにより、タクシーを利活用した外出機会の創出及び利用登録者の負担額の軽減を図り、もって日常生活の利便性の向上に資することを目的とする。それを達成するため、少なくとも、福祉タクシーと相乗り推奨タクシーが統合された令和2年度以降については、窓口にいらした方以外につきましては、申請書に返信用封筒を同封して郵送させていただいた上で、申請自体を受け付けております。

また、利用券についても、ご本人様宛てに特定記録郵便にて郵送しております。引き続きご本人様にお手間を極力取らせないよう、利用者皆様の声をお伺いしながら、よりよい制度にしていきたいと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 初めて利用する人は、やはり役場に行かなきゃいけないわけですね。そして、一度だけ行けば、後は、申請を受け付ければ、来庁しなくても、券は送るよ。

以前から申請してある人に対しては、どういうシステムをとっているんですか、伺います。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） 以前より申請されてる方につきましては、3月頃にですね、その申請書をですね、お送りさせていただいて、また、申請していただけるよう努めてございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） これ最大72枚受け取るのには、4月中に申請すればいいのか。この期限というのはどういうふうになってますか。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） こちらにつきましては、4月に申請していただければ、最大の72枚を交付できる。1か月ごとに6枚毎という形で計算されておりますので、もし5月に申請された場合には72枚から6枚を引かれた数が交付されるということになってございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 今年のよしおか広報ではですね、4月号にお出掛けや通院にご利用ください。タクシー運賃を助成という町政ニュースが載っております。4月号に載ってるんですね。これ見て申請すれば4月で間に合うんですけども、こういう4月からスタートに関しては、3月号に広報に載せて4月からこうなりますというほうが親切ではないかと思うんですけど、いかがですか。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） 私のほうから答えますが、3月号ですとまだ当初予算が成立していないものですから、その辺はですね、流動的にご案内してる部分もあるかと思うんですけども、今後の課題とさせていただきたいと思います。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 予算が決まらなくても、議会がこれ予算を通さないと。今までそういう経緯はあったんですか、伺います。

〔副町長 高田栄二君発言〕

副町長（高田栄二君） ございません。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） あればですね、検討していただいて、前号3月号に、4月からこうなりますと、一般論で言えば、当月のことからスタートするのに、当月に広報に載せるっていうのは、遅ってるんですよね。やはり1か月前から広報をしていただきたいと考えます。

3番目、この助成事業の対象は、対象者が町に住所を有し、年齢満70歳以上とあります。これ一つの条件です。70歳以上でも自動車運転免許証を持っている人は対象になるのか、伺います。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 吉岡町タクシー運賃等助成事業実施要綱第4条第1項第1号の規定どおり、年齢満70歳以上の者であれば、運転免許証を持っていても対象者となります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 何でこんな質問するかというと、ある方から貰えるんかねと免許持つてんだけど、いや俺だって対象は、町に住所があって、70歳以上の人って書いてあるんだから、該当するかしないか聞かなきゃわかんないよと。親切であればね、運転免許証を持ってても対象になりますというような項目を入れていただければ、親切なのかなと考えます。

次に、4番。タクシー運賃等助成事業の当初予算は、令和5年度254万円。令和6年度は、372万円。今年度、令和7年度は、615万円と毎年予算は、増額され改善されていますが、冒頭説明しましたが、年間配布枚数が72枚だと1回往復8枚利用で年9回分にしかなりません。

週1回の買物と通院を兼ねても、年間52回分の利用助成券が必要になると考えます。増やす必要があると思うんですが、町の見解を伺います。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 議員ご指摘のとおり、1回で利用できる枚数の増や当初予算の増などに取り組んでまいりました。あくまで推計となります。令和6年度決算を基にしますと申請者数520名に対して助成券発行枚数が3万1,434枚であり、1人当たりの発行枚数は約60枚となります。発行上限72枚に対して60枚は、約84%となります。

ちなみに、ご指摘の週1回の買物と通院で年52週掛けることの8枚をかけますと年間416枚となり、約84%を掛けますと、349枚となり、それに令和6年度申請者数520人を乗じますと、18万1,480枚となります。

さらに、令和6年度決算では、利用枚数は発行枚数の約34.6%となっており、これを18万1,480枚分に乘じますと、6万2,792枚となり、500円を掛けますと町負担分としては3,139万6,000円という計算になります。

町としては、タクシーも公共交通の一つと位置づけた上で事業展開を行っているところでございますが、枚数の増等については、さらなる予算負担も増えることから、慎重に検討していく必要があると考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 今の令和6年度の例にとって、申請者数が520人いたと。それで発行した助成券は3万1,434枚。これ1人当たりにすると60枚であると。ところがですね、これ結果から追っかけていくと。520人のうち、助成券を利用した人は、328人で約63%の人がこれ利用されてるわけですね。

それぞれお話があったように、助成券が何枚使われたかということでは、1万875枚使われると利用率を計算するとこれ35%なんですよ。非常に利用率35%だと低いですね。どこに原因があるんだか検討したことあるんですか。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） こちらにつきましては、皆さん全部使われるということでもらわれてる方っていうのは、なかなか少ないと思うんですね。こちら何かのときに使っていただけるっていうこともありますので、全ての方が全員使い切るっていうことは考えづらいということでございます。

しかし、そちらのほう周知不足等もございますので、今後ともこちらの利用に関しては、周知を徹底してまいりたいと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 町はですね、これ利用率を上げるために何か方法を検討されたことがあるんでしょうか。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） こちらにつきましては、利用率を上げていただくために2枚から4枚の使用の上限を上げた状況でございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） このタクシー助成券、令和7年度については、どんな数字になってるか、お伺いいたします。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） こちらにつきましては、7年度で今のところですね、554名の方が申請をされております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） これ何月末の数字ですか。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） こちらにつきましては、今年度の8月になってございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 8月末現在554人の申請。それで助成券の発行枚数は何人なのか。そして、それが1人当たりについて何枚なのか。令和6年度は、1人当たり60枚

っていうお答えでしたよね。そこについて、お伺いします。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） こちらにつきましては、利用者数が、すみません。先ほどですね、8月末と言ったんですが、すみません。訂正させてください。6月末でございました。大変申し訳ございません。利用者数につきましては、231名の方が利用してございまして、利用枚数につきましては、4,010枚が利用されている状況でございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 6月末現在554人の申請者、そして、うち利用した券は、4,010枚ということです。このペースでいきますと当初予算615万が当初予算ですね。これ補正が必要になる状況、以前よりも利用率が改善されてるんですか、お伺いします。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） こちらにつきましては、6年度で使用された方がですね、520名だったところ、今時点でも6月末現在で554名ということでございますので、利用のほうは改善されてございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 今のお話は、利用者数じゃなくて申請者数ですね。520人が申請で今回554人が申請した。これは改善されてると。そこでですね、令和6年度、520人が申請しているわけですよ。

当然、この中には該当する70歳以上、19歳以上免許持つてない方、あとは身障者手帳を持っている方という方がいらっしゃると思うんです。これ令和6年度、520人の申請者のうち、70歳以上に該当する人数というのは、数字分かりますか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 令和6年度520名中459名となります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） では、令和7年度6月末現在で、申請者数554人、このうち70歳以上の方が何人だか数字分かりますか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 554名中492名となります。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） ゼひですね、こういう数字ですね、今後の運営の中で生かしていくだきたいと考えます。

最後5番。タクシー運賃助成事業に代わる事業について、検討をしたことがあるの

か伺うものであります。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） タクシー運賃等助成事業に代わる事業についてのご質問ですが、令和7年第1回定例会の中でも答弁させていただきましたデマンドバスの実証実験について検討を行ったことがございます。

しかし、事業の実施に係る費用いわゆるイニシャルコストや今後のランニングコストと総合的に勘案した結果、実証実験まで至りませんでした。今年度、町では、公共交通マスターplanの作成及び助成券を使用した場合の移動先を調査するため、裏面に行き先等を記入していただくことにしています。これにより、移動先の傾向や助成券の活用状況を把握することができるものと考えております。その結果等も踏まえまして、町にとってどのような移動手段が必要なのか、また、今後の公共交通の在り方について、引き続き検討していかなければと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 今年度利用者に対してアンケートを実施していると。これアンケートの内容はどのような中身なのかお伺いいたします。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） こちらタクシー助成金の使用がですね、町内で完結されているものがどのくらい使われているかということで町内から町内への移動というのが、何名の方がそういう方が使われているか、また、その行き先についてどのような場所が行き先となっているか、そのような調査をしてございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） もうちょっと具体的に、例えば、利用日とか降車時間、乗車時間とか、その辺の項目がどういう項目をアンケート項目として盛り込んでいるのか、伺うものです。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） こちらはですね、助成券の裏面にあります裏面での記載という形になりますので、記載の内容等も限られてしまいます。そのため、どこからどこまで移動されるのにこの助成券を使ったかということをこちらとしても知りたいということがございますので、そちらのほうの明記を中心に書いていただいてございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） アンケートの記載項目についてお聞きしてますよ。

だから、一つとして町内から町内なのか、町外から町内なのかそういう項目あると思うんですけど、ほかの項目はどういう項目があるのか、それをお聞きしてます

す。

つまり、このアンケートは、デマンドバス、今後検討しているデマンドバスにも、利用したい考えあるわけですよね。なおかつ現状のタクシー券、助成券もどうしようかと。これ現状、すぐやめてデマンドというわけにいかないですから、その辺の調査をしてると思うので、利用券の裏側にどういうメニューがアンケートとして載っているのか、それをお聞きしてるんです。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） こちらアンケートということでは、ございません。

項目として、どちらからどちらへの移動に使われたかという形で記載するようになってございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） アンケートじゃなくてもいいですよ。そうすると1点しかないわけですね。どこからどこまでと。例えば、乗車時間とか乗車地とか、目的地とかそういうのはないんですか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） こちらは、どちらからどちらまで移動するのに使われたかということですので、行き先と乗る場所とですね、行き先等が明記されておりますので、それでどちらへの移動に使われたかということが明確に分かるという形になってございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） これ書いていただく目的は、何の目的で書いていただいているんですか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） こちらにつきましては、今行っている制度を維持していくためにも、今後費用等も増大するという形になりますと、町のほうの財政負担も増えていきます。

デマンドバス等は、町内の循環という形でしかできませんので、まずは、町内から町内まで移動される方がどんなところに、移動に使われていているかということを把握するためにこちらのほうをさせていただいた次第でございます。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） データの収集の結果っていうのは、いつ出せるんですか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） こちらにつきましては、令和7年度中、全て記入のほうを項目に記入していただく形になってございますので、年度が終わり次第、集計に入りたいと思います。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 現在の方法ですと、限りなく利用が増えてくれば、予算もこれ増えていくわけですよね。町としては、どこまでが最大の予算なのかその辺のめどというのは考えてるんですか。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） そちら、めどに関しては明確なものはございませんが、今後の調査の結果等を踏まえてですね、あと使用頻度等に照らし合わせながら、この制度を維持していければと考えております。

〔10番 廣嶋 隆君発言〕

10番（廣嶋 隆君） 今のお話ですと、将来的には、デマンドバスも構想の一つであると。

なおかつ、現状のシステムは限りなく上積みされていくのが、実態ですよね。

予算の許す限りですね、現状のタクシー運賃助成事業ですね。充実させていただい

て使いやすい、利用しやすい制度に持つていただきたいと思います。以上です。

以上、一般質問を終わります。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、10番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時45分とします。

午前10時31分休憩

午前10時45分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。1番山崎守人議員を指名します。

〔1番 山崎守人君登壇〕

1番（山崎守人君） 議長への通告に従い一般質問を行います。

今回三つのテーマについて、一般質問させていただきます。

まず一つ目、こども家庭センターについて、お伺いいたします。少子化や核家族の進行、児童虐待やヤングケアラーの増加など、子育て世代を取り巻く課題が複雑化・深刻化する中で、国は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する体制の構築を急務としています。こうした社会的要請に応える形で、令和4年度児童福祉法改正を経て令和6年度から全国の自治体においてこども家庭センターの設置が進められており、国は、令和8年度末までに全自治体での設置完了を目指しています。このセンターは、従来別々に存在していた子育て世代包括支援センター、母子保健とこども家庭総合支援拠点、児童福祉の機能を統合し、地域の中核的な相談支援機関として、妊産婦・子育て家庭・子供に対する包括的な支援を担うもので

す。

国は、設置推進に向けた伴走支援も行っており、自治体の整備をあと押ししています。こども家庭庁の今年5月1日時点の設置状況の公表によれば、設置率の全国平

均は、71.2%であるのに対し、群馬県は、40%と低く、県内35市町村のうち設置済みは、14自治体ととどまっています。昨年から今年にかけて、県内では7自治体から14自治体へと設置が進んでいる状況にありますが、残念ながら吉岡町は、未設置となっています。

繰り返しになりますが、こども家庭センターには、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する地域の中核機関であり、虐待予防やヤングケアラー支援など、複雑化する子育て課題への包括的対応が期待される機関です。本町においても、子育て支援ニーズの多様化や若年層の定着促進を図る上で、センター設置は早期に着手すべき重要な課題と考えます。

そこでお伺いします。吉岡町におけるこども家庭センターの設置の見込み、現時点での検討状況や設置予定の時期について伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） こども家庭センターは、令和4年6月の児童福祉法の改正により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充を主な目的として、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行う包括的な支援機関として法的に位置づけられたものであります。

全ての妊娠婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされております。吉岡町では、令和8年度以降、早期の設置に向け準備を進めているところであります。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 令和7年度、今年度から令和11年度までの5年間を対象とした第3期吉岡町子ども・子育て支援事業計画が公表されています。

この計画の中にも、子育て世代包括支援センターの役割を引き続き担い、こども家庭センターの設置を検討しますと記載があり、また、別の箇所でも制度の説明がされていて、町としても設置に向けた具体的な方針や意欲が感じられる印象であります。

先ほど、町長から、令和8年度以降の設置を目指すというふうに答弁いただきましたが、この先ほどの計画の中で待機児童ゼロの継続や保育園の定員の拡充など、施設整備や定員管理といったハード面での取組も記載されておりまして、そちらについては、継続するということで評価できるような内容かなと思っております。

しかしながら、先ほど令和8年度以降国が目指しているのは令和8年度末までに設置というようなところがありますので、若干のタイムラグがあるのかなというところで、支援体制、ソフト面と言えばいいですかね。この制度とかっていうことになりますので、そちらについて、やや印象が弱いかなというふうな印象を受けます。

こども家庭センターは、ソフト面の支援を行う中核的な機関であり、国も令和8年度末までに全自治体での設置を目指しているというようなところで動いているというところで、町として、町が掲げている5年間の計画との整合も踏まえて、現段階での設置に向けた具体的な検討や体制整備が求められると思うところです。

そこで伺いますが、第3期吉岡町子ども・子育て支援事業計画におけるこども家庭センターの位置づけを踏まえて、町として設置に向けた現段階での検討状況や進捗について、町の見解を伺います。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 現在、設置要件の一つである統括支援員の人材育成、確保に努めています。統括支援員は、母子保健機能及び児童福祉機能の双方の業務において、十分な知識を有し、俯瞰して判断できるものとされており、その業務内容は、実務面においてリーダーシップを執り、業務マネジメントを担う役割があります。統括支援員となりうる候補者は、積極的に各種研修会に参加しており、また、他市町村の情報収集等、設置に向けた準備を行っております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 先ほど答弁いただきましたが、私も一番の課題は、人材確保のところになるのかなというふうに思っておりました。

先ほど、答弁いただきましたが、こども家庭センターの設置に対しては、当然ながら必要な人員体制の整備が求められているところであります。基本的な構成としては、センター長、先ほど答弁いただいた統括支援員、そして、相談支援担当職の三つの役割が例示されておりまして、その他にも、任意で選任可能な役割の職種の人々が示されているというようなところであります。少なくともこの三つの職種の配置を必要とされているところです。

ただ、自治体の規模に応じて、センター長と統括支援員の兼務が認められていたり、設置に当たっては、最低限、統括支援員1名の配置があつたりと幾つかちょっと条件が緩和されているというようなところもございます。

先ほど、ご答弁いただいたので、繰り返しになってしまいますが、統括支援員として配置可能な人材としては、保健師であつたり、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカーなどの有資格者で、かつ一定の母子保健、児童福祉分野での実務経験が求められている方になります。

つまり、保健師または、社会福祉士等の専門職の方々が統括支援員になるということが前提になっています。こうした人材確保は、小規模自治体では、大きな課題でありまして、設置に向けた大きな障壁の一つになっていると考えます。こども家庭センターの設置に向け、現在、町における人材確保の検討状況や対応方針、また、

専門職の確保に関する課題等について、町の見解を伺います。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 特に統括支援員と呼ばれる職員については、母子保健機能と児童福祉機能における双方の業務において、相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のあるものが望ましく、また、その業務内容は、実務面においてリーダーシップを執り、業務マネジメントを担う現場指揮官としての役割があるため、一定程度の経験を積んだ人材を配置する必要があると考えております。統括支援員については、経験のある専門職を想定し、検討を進めております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 先ほどから伺っておりますが、設置についての課題っていうのは、やはり人材確保というところかと思うんですが、先ほど答弁をいただきましたとりわけ制度上どうしても必要なその統括支援員っていうのが必要になってくるっていうところで、私は一番、適任になるのは保健師さんじゃないかなっていうふうに思っているところです。

町としても、既存の職員さんの中からいろいろ検討いただいてたりとか、先ほども育成なんていう言葉もありましたので、いろいろ準備はされていることとは思うんですが、既存の職員さんの活用も踏まえて、人材確保の方策を検討することが重要なと思うんですが、現在、町に在籍している保健師さんの人数について、直近3年間の入職者数及び退職者数の推移を伺いたいと思います。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 吉岡町には、現在11人の保健師が在籍しております。直近3年の入職人数は、4人、退職人数は、2人です。

配属先は、育児休業者も含め、健康づくり室に6人、子育て支援室に2人、介護高齢室に1人、保険室に2人となっております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 先ほど答弁いただいた保健師さんの在籍状況や採用、退職の推移を踏まえて、こども家庭センターの設置に向けて、既存の保健師さんを統括支援員として活用することについて、町は検討されているのか伺います。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 現在、配属されておる保健師、社会福祉士そといった専門職の中である一定程度の経験を持っている職員について、候補者として検討を進めておるところでございます。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 先ほど、今いる職員さんの中から、統括支援員さんの選任に向けて検

討を進めていらっしゃるということですが、今回、この質問するに当たって私もいろいろ、町の求人であったりっていうのをちょっと調べていましたら、昨年度末のほうに保健師さんの求人がハローワークのほうであったりですとか、令和7年度、来年度採用ということなんですかね、社会福祉士さんの採用なんかが出ているような状況なのかなっていうところなんですが、今回、募集として社会福祉士さんを募集していたり、年度末のほうに出ていた保健師さんの募集をされていたと思うんですが、そちらについては、このこども家庭センター設置に向けた人員の確保ということで募集をしているのか、それとも先ほど答弁いただいた中にも、直近3年の中で退職された方もいらっしゃると思うんですが、そういう方たちの補充という意味での求人っていう形になるのか、そちらの見解のほうをお伺いします。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君） 昨年度、今年度についての町ホームページ上の募集についてですが、現実的に年度途中の退職あるいは、産休・育休の職員等もございます。そういう形の代替職員としての採用という形で考えておりまして、直接的にこども家庭センターのためのという関係ではございません。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 先ほどお伺いした現在出ている求人というのは、代替職員のための求人ということで、新たにこども家庭センターをつくるために必要な人員を確保する求人ではないということなんですね。

あと、先ほどの答弁の中でも、いろいろ研修のほうに行って育成のほうでも力を入れてらっしゃるっていうようなことをご回答いただいているところなんですが、こども家庭庁でも、令和7年度の予算において、こども家庭センターの設置機能強化促進事業や利用者支援事業（センター型）こども家庭センター設置に向けた財政支援メニューというのを幾つか用意されています。

特に、統括支援員の配置や相談体制の整備については、国から補助が受けられる仕組みとなっていましたり、また、群馬県においても未設置自治体への伴走支援や専門職向け研修支援など、センター設置を後押しする制度が幾つか展開されています。町として国や県の支援制度を活用しながら、人的体制の整備や設置計画の策定を進める計画があるのかをお伺いします。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 町としても、そういった国の財政支援メニュー、そういったものを活用していくながら、現時点において明確な計画等はありませんけれども、8年度以降、なるべくできるだけ早い段階での設置を目指したいと考えております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） こども家庭センターの設置に向けて、専門職の確保は避けて通れない課題であり、特に、小規模自治体においては、既存の職員の活用が現実的かつ効果的な選択肢になると思います。

保健師の職員の皆さん、母子保健の現場で住民に寄り添いながら、支援を続けてされた方々だと思いますし、その経験と専門性は、こども家庭センターの中核を担う統括支援員としてはもちろん、町職員としても非常に重要な資源だと思います。町としても、既存の職員さんの力を最大限生かしながら、業務負担の調整や支援体制の再構築を含め、切れ目のない支援の実現に向けた体制整備を着実に進めていきたいと強く要望いたします。

次の質問なんですが、過去の答弁で、児童福祉と母子保健の両方を経験した専門職が不在であるということ。

また、専門職の養成に課題があること。そして、子育て世代包括支援センターの設置や機構改革によって、福祉分野の統合的な対応を目指しているというような説明が昨年の藤多議員の一般質問の中での答弁であったと記憶します。

しかし、今日の答弁等々を踏まえて、機構改革による、そのときにおっしゃっていたスケールメリットや連携強化が実際、現場で機能しているのかというところに疑問を感じるところであります。

そこで、お伺いします。一つ目として、事務分掌の再編が行われて、業務の重複や連携不足が解消されたのかどうか。具体的な検証が行われているのかという点をお伺いします。

二つ目として、福祉分野の統合によって、住民からの相談対応や支援の質に変化があったのか。特に、支援困難事例の対応力が向上したのかどうか、現場の評価をどうとらえているのか。以上の2点お伺いしたいと思います。

機構改革をして2年目ですので、そちらのあたりの検証等ができているのか、お伺いします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和6年4月より、これまでの介護福祉課2室と健康子育て課2室の二つの課を統合し、健康福祉課と改組され、1課4室体制とし、その効果として、分野ごとの敷居が低くなり、面談や訪問の際に、情報の共有や職員間の連携がとりやすくなったものと考えております。

こども家庭センターに関連する分野については、以前の健康子育て課には、母子保健機能を担う健康づくり室と児童福祉機能を担う子育て支援室がそれぞれ保健センター内にあり、機構改革後もこの二つの室は保健センター内の同じ事務室内で業務を行っております。機構改革によって、一つの課に統合されましたが、事務分掌は

これまでどおり変わっておらず、母子保健部門と児童福祉部門は常に連携して業務を行っておりますが、さらにより高い住民サービスの提供等改善策を常に探っていきたいと考えております。

二つ目の質問につきましては、担当課長より、答弁をさせます。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 先ほどの町長の答弁でもありましたように分野ごとの敷居が低くなり、面談や訪問の際に、情報の共有や職員間の連携が取りやすくなつたという面があります。

こども家庭センターについては、様々な地域の資源というか、そういういたメニューというか、そういういたものを活用していくという部分が目的にもございますので、障害福祉の障害児の福祉の面という部分でもですね、連携がとりやすくなつたという形で効果があつたという形で捉えております。よろしくお願ひします。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 先ほど答弁いただいた内容として機構改革による連携強化や情報共有などがしやすくなつたということで、一定の評価を答弁いただいたっていうようなところですが、現場職員の一人一人の業務量であつたり、その専門性の発揮という点では、先ほどの答弁とすると、必ずしも十分な検証がされていないのではないかというふうに感じるんですが、連携しやすくなつたり、訪問の情報共有しやすくなつたりっていうような答弁いただいているところではあるんですが、いろんな支援を担当する中でそれぞれ担当してくださっている方々、専門職の方々は、専門職としての視点であつたり、時間的な余裕っていうものが必ず必要になつたりすると思うんですね。通常業務に加えて、一緒になることで、例えば、今まで違う課でやっていたことを一緒になってやつたりっていうようなことで、業務追加っていうのが現実的なところで発生しているのではないのかなっていうふうな懸念があるところなんですが、先ほど連携等々は、できているというようなことなんですが、それに対して業務量が以前より増えているのではないかとか、そういうようなことが定期的なヒアリングであつたり、そういうような検証というのは行われているのかお伺いします。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） ヒアリングといった面では、実施していませんけれども、日常業務を見る中で決裁をする中で、そういう連携がうまくとれているものと認識しております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） ヒアリングは実施されてないということなんですが、業務量が増えた

っていうふうな印象はいかがでしょうか。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 母子保健機能を担っている健康づくり室と児童福祉機能を担っている子育て支援室は、保健センター内の同じ事務所内で業務を行っています。両室の職員は、支援対象者の情報共有や支援対象者からの相談・家庭訪問等を常に連携・連動して業務を行っています。

現在ですかね、機構改革前から、この両室が同じ保健センター室内にありますので、業務量が増えたという形の認識はございません。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） まず、機構改革前から機能としては、同じところにいて、特に変わりがないので、業務量が増えたという印象はないというようなお話であったんですが、私、今日させていただいているこのこども家庭センターを設置するということで、今までの業務プラスアルファの部分が必ず出てくるというふうに思うんですねってなったときに、今でも多分、職員さんいろいろお忙しくお仕事されてると思うんですが、このこども家庭センターを設置となると、今の職員さんの人数等でその業務が賄えるのか、どのようにお考えかお伺いします。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 先ほども申し上げましたようにですね、両室の職員は現時点でも、支援対象者の情報共有や支援対象者からの相談・家庭訪問と常に連携・連動して、業務を行っている状態ですので、こども家庭センターが設置した後でも、同様の業務は、現在でも行っていますので、大きな業務負担はないと考えております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） であれば、統括支援員の方が育てば、もうすぐにでも、こども家庭センターのほうの設置ができるんじゃないかなというふうに、単純に思ってしまうんですが、であれば、令和8年度以降に遅らせることなく令和8年度以内にそちらのほう設置ができるんじゃないかなというふうに思うんですが、そんなことは、業務的には大丈夫だというふうに今、回答いただいたところであります。どうしても私、このこども家庭センターができるということで今まで連携はされていると思うんですが、どうしてもいろんな業務的な負担等々が増えるのではないかというところで、一つ提案というか、こんなサービスがありましたというのをちょっとご紹介させていただきたいなと思っております。

どうしてもその人材確保っていうところが1番の大きな壁かなと思うんですが、先日私、ある祭事に伺ってきました。いろいろなサービスを提供している今、民間業者さんっていっぱいあるんですよね。その中でいろいろちょっとお話を聞いてきた

り、ほかの自治体さんでも採用実績があるんですよなんていうお話を聞きました。その中で、どんなサービスがあるのかっていうのをちょっと簡単になんですが、紹介させていただきますと、機能として、その助産師さんや保育士さんたちとラインのチャットでいろいろ相談できるっていうようなサービスであったり、妊娠期から産後までの継続的なオンラインでの面談機能があったりですとか、吉岡町でも使ってますよね。自治体の公式LINEあると思うんですけど、そのアカウントを利用した相談受付であったり、情報の発信っていうのをやってたり、あとは、オンラインによる育児相談、家事支援などの複合支援を行っていたり、専門職による夜間休日の対応の非対面サービスを行っていたり、地域の子育て情報を一元化配信するデジタルプラットフォームを提供しているなんていうようなサービスを提供しているっていうことでした。

こういうようなサービスを活用することで柔軟かつ継続的な支援体制を構築できる可能性があるのではないかというふうに考えます。こども家庭センターの設置に当たり、民間事業者との連携や外部委託による支援体制の構築について、町は検討しているのか。

また、制度上も外部委託が可能とされている中で、今後、このような外部リソースの活用によって、職員の負担軽減と住民サービスの質の向上を考えているのかを伺います。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） こども家庭センターの設置主体については、原則として市区町村となっていますが、小規模自治体や児童数の少ない市区町村については、一部事務組合などによる複数での地方自治体が共同で運営することも可能となっています。

また、市区町村が認めた社会福祉法人等にその一部を委託することも可能です。委託をする場合の委託先の選定に当たっては、実施する業務の趣旨、理念、制度的位置づけを理解し、適切かつ確実に業務を行うことができる委託先を選定することや併せて、妊娠婦及び子供と子育て家庭等の個人情報を取り扱うため、徹底した情報の管理や知り得た内容を外部に漏らすことがないよう守秘義務の徹底などを図る体制が整備されている必要があります。

また、委託料の発生など、財政的な負担も生じることから外部委託については、慎重に検討することが必要であると考えております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 財政的なところっていうのも重々承知しているところではあるんですが、外部の力もうまく活用しながら、職員の皆さんのがんばりも軽減しつつ、住民サービスの質を高めていくということがこれから行政運営においては、重要なことにな

るんではないのかなと考えています。

こども家庭センターの設置は、町にとって大きな挑戦になるのかなということと同時に、町長が日々進められている子育て世代に向けた施策のバージョンアップになる取組になるんではないのかなと個人的に考えます。制度上も外部委託が可能とされていますし、柔軟な発想で町民に寄り添った支援体制を築いていくことをぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。町内学校についてお伺いいたします。中学生の娘を持つ一人の父親として、どうしてちょっと確認しておきたいことがあります。今回質問させていただきます。

ここ最近、全国各地で教職員による盗撮やわいせつ行為などの不祥事が相次いで報道されており、私を含めた保護者の皆さんや町民の皆さんのが不安な気持ちを持っているのではないかと考えています。例えば、新潟県では、盗撮やストーカー行為で懲戒処分の事案が複数発生し、臨時の校長研修会が開かれたようです。名古屋市や横浜市では、児童の下着を盗撮し、SNSで共有するグループに現職の教員が関与していたという事例も報告されています。これはワイドショーでもすごい話題になって、コメントーターの方とかも前代未聞だなんていうようなことも言ってました。お隣、栃木県では、校内に複数のカメラを設置した盗撮事件が発生し、こちらについても、懲戒処分になっている教員がいらっしゃるようです。こうした事例は、一部の教員によるものではあるとは思うんですが、教育現場全体の信頼を揺るがす深刻な問題だと思っています。

教育長はじめ現場の先生方には、いい迷惑だと思うような話だと思うんですが、念のため、吉岡町においてこのような不祥事が起きていないかを確認させていただき、保護者や町民の皆さんに安心してもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 私は、教育長の職を拝命して以来、保護者、児童生徒、地域住民からの信頼なくして教育は成り立たないという信念のもと、月一回行う定例校長会において、毎回必ず冒頭で、教職員の服務規律の確保の重要性について、具体例を挙げながら確認し続けてまいりました。

昨今、全国的に相次いでいる教員による盗撮という報道に触れ、にわかに信じがたい思いを抱きました。教職員による盗撮行為は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する法律に抵触する犯罪行為であることはもちろんですが、子供を守るべき教員自らが、児童生徒の尊厳を傷つけ、未来ある子供たちの心に大きな傷を残す卑劣極まりないものであり、被害者的心の傷は、生涯残ります。

学校を安全な場所と信じてきた保護者のショックは大きく、日本中が、学校教育に携わる者を強い疑念の目を持って見ていると言っても過言ではない状況にあると言ふ危機感を覚えております。そのような状況下、吉岡町では、子供たちの人権と尊厳を守り、心身の健全な成長を保障し、保護者の皆様がお子さんを安心して預けられる学校にしていかなければなりません。

改めて、我が吉岡町の学校で盗撮という非人道的な犯罪行為はもとより、教職員としての信頼を失墜するようなことは絶対に起こしてはならないという決意を新たにしているところです。

町内学校での盗撮事案等の有無についての説明を求めるということに対してお答えいたします。他人の目に触れないようにして侵す盗撮という犯罪行為について、本町では、絶対に発生していないと証明することは非常に難しいことですが、これまで続けてきた町教育委員会としての啓発や指導、そして校長がリードしながら、各学校の教員が自分事として子供の人権を尊重し、服務規律を確保しようと組織的かつ定期的に取り組んできた積み重ねがあることから、吉岡町の学校では、当該事案は発生していないと私は判断しております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 先ほど、教育長に答弁いただきまして、いろいろその諂るのは難しいところであるということですが、不祥事事案がなかったということが聞けて本当に安心しました。

しかしながら、事案がなかったとしても、全国的な傾向を踏まえれば、予防的な取組っていうのが不可欠であるのかなというふうに感じます。教育現場において、児童生徒の安心安全を守ることが最優先であり、教職員の皆さん一人一人の倫理意識や行動規範の徹底が求められるところであるかと思います。

そこで、吉岡町における教職員への研修や学校ごとの取組の状況についてお伺いしたいと思います。教職員に向けての不祥事防止に向けた研修や啓発、活動を実施しているのか、どういうようなことをされて、どれぐらいの頻度でやられているのかをお伺いします。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 発生予防等の具体的な対応についてですが、盗撮事案につきましては、まず、名古屋市や横浜市の教員が関与した盗撮事案の報道に触れ、吉岡町で盗撮事案はもとより、信頼を失墜するような事態を決して起こさないための対応として、7月9日に全ての学校職員宛てに、緊急の教育長メッセージをいたしました。その内容は、信頼される学校であり続けましょうという題で、自分自身も自分の学校も保護者や児童生徒から信頼されていると胸を張って言い続けられるように、自らの

責任と実際の行動を今一度振り返り、信頼確保について考えてくださいというものがありました。

夏休みに入ってすぐに実施した定例校長会議では、今までの服務規律確保のレベルとは違うより高い意識で、学校でもこの事案について、全教職員が自分事として捉え、信頼され続ける学校教職員であることを貫き通すために、研修を確実に実施するように指示いたしました。

そして、行動がおかしいと思ったら、互いに声を掛け合う、声を上げられる教職員組織となるように努めてほしいとお願いをいたしました。

さらに、学校組織として必ず実施すべきこととして、服務規律に関する研修において、令和7年7月に群馬県教委が出しました教職員による児童生徒性暴力等の根絶に向けてのリーフレットで挙げられた学校で取り組むべき具体的な項目一つ一つについて、全教職員で確認すること。

また、県教委が作成しました研修動画、教職員と児童生徒との適切な関係性の持ち方について、というものを視聴する時間を研修として確実に確保すること。

また、町教委の室長とか指導主事が服務規律の研修に参加し、町教委からも指導助言を行う機会を設定すること、この三つを具体的に指示したところです。このように、教職員一人一人への呼びかけ、校長への指示、学校組織として取り組むべきことを示し、事案発生防止に努めています。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 先ほどいろいろな取組をされているということをご説明いただきました。そういうようなことをしていただくことっていうのがやはり信頼性を高める上では、非常に重要なことだと思いますし、今後ともその各学校にどれぐらいのきちんと先ほど、教育長が指示したような内容のことがちゃんと研修として行われているかということを今後も引き続き確認いただきたいと思うところです。

先ほど挙げていただいたような、いい研修であったり確認であったり、研修であったりっていうような取組をされているところではあると思うんですが、それが保護者であったり、町民に十分に伝わっていなければ不安だったり、誤解が残るような可能性があると思います。

特に今、テレビを付けたりすると、そのネガティブなニュースっていうのが本当に多いというような世の中ありますので、吉岡町の学校は、本当に大丈夫なんですかというふうに思う保護者であったり、住民の方っていうのが一定数出てきてしまうっていうのも、あるんじゃないのかなと思うんです。

そこでお伺いしたいんですが、教育委員会が実施しているその職員さん向けの研修であったりとか、不祥事防止の取組について、町民であったり、保護者にどのよう

に周知されているのか、例えば、ホームページにこういう研修会を実施しましたよであったり、保護者向けには一斉に通知するシステムありますよね。ブレンドとかで一斉に通知するであったり、その他いろんな方法があると思うんですがどういう周知方法をされていますかとお伺いしようとしたんですが、一昨日、9月1日に、7月18日に今回のこの不祥事に向けて小学校の高学年以上の子たちにパンフレットを配布していただいたり、何かあったときにはこういうところに相談ができるんだよっていうようなことを配布してくださったっていうのを、各保護者に向けての周知いただいたところではあると思います。

一昨日ですね。9月1日に各保護者に向けて教職員による児童生徒性暴力等の根絶に向けた本町の対応についてお知らせということで、A4 1枚にわたるこういうような対応をしていきますよっていうような周知をされたというところ承知しているところなんですが、とは言っても、町の教育委員会のホームページを拝見したり、町のホームページを見ても、教育委員会としてこういうような取組をして子供たちを守りますよみたいなことって特にうたってないんですよね。

私たち預けてる保護者だからこういうのを知るきっかけがあるっていうようなところではあるんですが、せっかくいい取組であったり、子供たちの安全を守るぞっていうような意気込みでやっていただいてるのをもっと、町民の方々にお知らせするっていうようなことも必要なんじゃないかと思うんですが、見解はいかがでしょうか。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ただいま議員がおっしゃっていただいた7月18日と9月1日の二つの保護者向けのメッセージにつきまして、読んでいただいてありがとうございます。

保護者に向けて、また、子供に向けてまずこの盗撮事案については、吉岡町の学校では、今こういう対応をとっているということを真っ先にお知らせして、安心していただこうということが大事だと思って今現状にあります。

ただいま、町民の皆さんもそのような心配があるというご意見をいただきましたので、早速、ただいまのものにつきまして保護者向けに発出したものにつきまして、町民向けに何らかの方法で、何らかの方法といいましても、恐らく町の教育委員会のホームページが一番適切かなと今判断しておりますけれども、そのような方法をとっていきたいというふうに考えております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） ホームページの掲載のほう検討いただけるということで、どうしても、全国的に不祥事のニュースなんかが流れる吉岡町はどうなのかねみたいな声が絶対挙がってきてしまうと思うんです。いろんな方が疑心暗鬼になってしまったりす

ると思いますので、教育委員会として、そういうようなこういう取組をちゃんとしますよっていうようなことを広報していただくことで、保護者であったり、地域の住民の方々は安心して子供を学校に送り出せると思いますので、引き続き研修であったり、そのような広報の対応をお願いしたいと思います。

先月の臨時会で町内の学校の端末更新が決まりました。今年度中にも新しいパソコンのほうが配布される予定であると思うんですが、新しいパソコンになって、今までになかったパソコンの外側のカメラって言えばいいですかね、カメラが二つ搭載されるようになると思うんですね。これっていうのが、今までパソコンがタブレットみたいになるような形でカメラを使っていたような、だったと思うんですが二つカメラがあることで多分カメラの性能も上がったりすると思うので、子供たちの教育活動の幅が広がるっていうふうにいいことだと思うんですが、一方、使い方によっては、ちょっと懸念があるのかなというふうに思います。

特に盗撮であったり不適切な撮影、そういうものを共有するっていうのは、生徒自身が加害者になる可能性も否定できないと思ってます。全国的に、SNSを使って動画投稿したりするようなトラブルっていうのが報道されている現状がある中で、本当にあってはならないことではあるんですが、場合によっては、児童生徒が加害者になってしまい可能性もゼロではないのかなというふうに考えています。

繰り返しになりますが、新しいパソコンは子供たちの教育環境を向上させてくれる大切なツールになる一方で、使い方を間違えると、人を傷つけてしまう道具にもなりかねないと思います。そこで、教育委員会として、今回のパソコン入替えに伴うリスクの認識や今後、児童生徒に対する指導や対策についてどのように考えているのか、見解を伺います。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） まず、教員向けにつきまして、この更新についてのリスクの検討について答えさせていただきます。

令和7年度端末更新は、児童生徒が使用する学習用端末の更新になりますして、したがって、教職員用のPCの更新はありません。職員用のPCは、令和5年度に更新しましたが、利用に際しては、組織用アカウントでログインし、PCデータの保存先や履歴は、全て管理コンソールによって監視されております。

また、教職員は、吉岡町教育情報セキュリティポリシーを遵守し、教職員用PC及びクラウドサービスの利用の同意書をとっております。

また、業務目的以外で貸与端末を利用するのを禁止、また、ソーシャルメディアサービスを利用して業務上知り得た情報の公開を禁止するなど、地方公務員法や教育公務員特例法等の法令遵守をしているところです。

吉岡町教育情報セキュリティーポリシーを遵守し、教職員一人一人の危機意識を高め、教育委員会と教職員が組織的に研修の実施や運用を進め、子供たちが安心して学ぶことができるよう尽力してまいります。とはいえる一人一人が自覚を持って、本当にその法令遵守、それからセキュリティーポリシーを守るというその強い気持ちをずっと持たせることができ大事だと思いますので、そこは先ほど答えたように進めていきたいと思います。

また、議員が今、懸念されております子供たちの新しいパソコンのカメラ機能、これの扱いなんですけども、おっしゃるとおり、この盗撮や個人情報をSNSに載せるということにつきましては、大人だけの問題ではなく、子供たちにもとっても、喫緊の課題で、非常に重要なことです。

したがいまして、例えば、吉岡中学校の例でいきますと、今回9月1日に保護者あてに発信・派出させていただいた教員として学校としてこんなことを気をつけますということにつきまして、これは教員だけの問題ではなくて、皆さんと一緒に考えていく問題なので、教員も、これを気をつけて皆さんもこれを守ることが大事だということで、教員、生徒一体となってこれをやっていこうということを確認させていただいたところです。

小学校におきましてもそれぞれの低学年・中学年・高学年の段階に応じて、このPCのタブレットの扱いにつきましては、慎重に行っていくことが必要でありますので、情報活用能力の育成の中でしっかりとそのところにつきましては、指導していきたいというふうに考えております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 恥ずかしながら我が家も、学校から貸与されているパソコンがあって、勉強だけに使ってるのかなって信じたいところではあるんですが、時々、インターネットとかを使って動画を見てたりするので、それが本当に勉強なのかなと思うようなところもあるっていうのが正直なところで、どうしても便利なものであるので、そういう間違った使い方を家でも、説明をしているつもりではあるんですが、ひとつすると友達同士の情報共有の中で間違った使い方をしてしまうようなこともあるかもしれないで、そこは家庭とぜひそういうような意識を共有いただければと思います。

吉岡町、新型コロナの感染の拡大を受けた2020年の早い段階から、一人一台のICT端末を貸与する取組を開始して、現在、HiBALIプランとして先進的な取組として、国内外から視察を受けるまで注目されているような状況でそれは教育長が1番ご承知のことと思います。

私、ICTの利活用と安全の管理の両立がこれから教育現場にも求められることだ

と思いますし、各家庭と共有するようなことになってくるのかなと思っています。なので、今後ともその適切な使用を教育委員会としても学校の先生たちに伝えていただければと思いますし、各家庭にもそういうような情報を共有いただきたいと思います。それを続けることが主体的・対話的で深い学びを実現するっていうことにつながっていくと思っておりますので、よりよい環境の整備のほう、今後も続けていただければと思います。

次、クラウドファンディングの再実施について、お伺いさせていただきます。すみません、ちょっと時間的なことがあるので、ちょっとはしょらせていただこうかと思います。

前回、一般質問においてもこちらの一般質問させていただきました。今年も吉中の吹奏楽部の子たち、頑張ってくれて、8月3日の県のコンクールの発表会においても、金賞受賞され、今週の土曜日に開催される西関東大会のコンクールのほうに出場されます。実際、私、高崎に応援に行きましたけど、前回、実施いただいたクラウドファンディングで購入されたチューバやティンパニーがすごく光って輝いていました。生徒たちも気持ちよさそうに演奏していました。前回、一般質問させていただいた中でまだいろいろ決まっていないことがあったかと思うんですが、現状としての検討事項の進捗について伺います。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） クラウドファンディングについてのご質問ですが、まず、実施期間につきましては、9月17日から年内の12月15日までを予定しています。

掲載するポータルサイトにつきましては、昨年と同様で、二つのサイトを予定しております。目標については、各100万円ということで200万円。これは昨年と同じということになっておりますが、現状で決定することは以上です。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 今年も今月から実施いただくというようなことで二サイト、各100万ずつという予定とのことです。

純粋なちょっと質問になってしまいますが、前回クラウドファンディングとして楽器購入として多くの方にご支援いただいているような状況かと思うんですが、もちろん楽器購入としてのクラウドファンディングを立ち上げているので、そういうような形で使用されるのかなと思うんですが、この支援いただいたお金っていうのは、やはり楽器購入以外の用途では使えないのかっていうのをいかがでしょうか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 今回のクラウドファンディングの資金の用途につきまし

ては、吉岡中学校吹奏楽部で使用する楽器等の環境整備というふうになっておりま
すので、購入以外の用途も一応、町としては想定しています。

ただ、町としては金額が大きくなる楽器等の購入のほうに充てたいというふうには
考えております。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） 先ほど、楽器購入以外の用途について伺ったのはですね、実際、指導
していただいている先生たちともお話をさせていただく機会があったんですけど、当然
楽器も新調したいと。それは当然ですよね。

ただ、今使っている楽器っていうのも、経年劣化で練習中に突然、至急、修理に出
さないといけないような状況もあるというようなことも伺いました。どうしても演
奏するに当たって今あるものも使いつつの演奏になると思うので、そういうリペア
っていうようなところでも使えるのかなと思ってちょっとさせていただいた次第で
す。

今年の3月の定例会で、吉岡町ふるさと納税型クラウドファンディング基金条例が
できたと思うんですが、こちら4月1日からできているというところであるんですけど、この条例の趣旨としては、クラウドファンディングでご支援いただいたお金
に関しては、本来は単費で繰越明許ができないっていうようなことを一旦基金とし
て一般会計に繰り入れることで、次年度も執行できるっていうようなルールに変え
ていただいたかと思うんですが、やはりこちらっていうのは、お金の使用用途を定
めるっていうことであって、使用用途のっていうことを定めているっていうのでは
ないっていう認識でよろしかったでしょうか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 今、議員ご指摘のとおり基金条例、こちら制定していただ
きましたので、クラウドファンディング等でいただいた寄附金については、その
基金の中に一度入れられますので、そうすればその基金の中で、基金というのは、
使用目的が決められて使用目的に対しては、自由というとちょっと語弊ありますけ
ども使えるというようなことがありますので、そういう中では、流用性っていう
か利活用がしやすくなると思います。

結局のところ、その活用につきましては、使用する側にある中学校側のですね、
意向を伺って判断していきたいというふうに考えてます。

〔1番 山崎守人君発言〕

1 番（山崎守人君） せっかくいろいろ支援いただいていることだと思います。子供たちも頑
張っていますので、幅広く柔軟に活用いただけるような対策をとっていただきたい
と思います。私、1番山崎の一般質問を終了させていただきます。

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、1番山崎守人議員の一般質問が終わりました。ここで休憩をとります。再開を13時とします。

午前11時45分休憩

午後 1時00分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。9番飯塚憲治議員を指名します。

〔9番 飯塚憲治君登壇〕

9 番（飯塚憲治君） それでは9番飯塚です。通告書に従いまして、一般質問をいたします。

質問は4つあります。

まず、質問1項目目の質問は、インフラ整備と地域開発への取組に関してお尋ねします。

そのうちの第1番目、仮称杉下交差点から新高渋バイパス付近、この間の地域開発の将来の構想、将来像はどのようなものなのをお考えなのかお尋ねします。

先の県土整備計画2025によって、吉岡バイパス宮東交差点から北方向へ、1.3キロ、この先に建設される予定の仮称杉下交差点から東方向へ国道17号線までの間は、現在、新エネルギー産業団地を構想中であるとの前回、町長からの答弁がありました。

したがいまして、この間の道路建設には、私としましては、この先、時は必要でしょうが、この先目鼻がついてくるものと感じております。

しかし、心配なのは、交差点から西方向への上野田地区までの地域のことです。以前よりこの地域の将来計画に関しまして、お尋ねしてきましたが、明快な見通しが分かりません。現在、町では、次期都市計画マスタープランを策定中とお聞きしております。これは、本町の10年後、20年後を見据えたプランとのことですが、その中で先の交差点から西方向の地域に関しては、将来像をどのように考えているのでしょうか。

また、どのようにしていくべきなのでしょうかお尋ねします。もちろん、そこに存在する土地は、個人が所有するものであり、それぞれの地権者がおられます。地域の意見、地権者の方々の意見を尊重し、行政としてどのように町づくりをしていくのかが重要と考えます。

しかも、当該地域は、優良農地が広く存在しており、本町の基幹産業の一つでもあります農業振興政策も広く検討されなければならないと考えます。そこで、10年後・20年後を見据えたまちづくりの基本的な考え方と地域社会との整合性について、お尋ねいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） インフラの整備と地域開発への取組について、ご質問をいただきま

した。

吉岡バイパス延伸先の仮称杉下交差点から高崎渋川線バイパス付近までの東西道路は、都市計画道路大久保上野田線として、都市計画決定されております。

仮称杉下交差点周辺のクリーンエネルギー関連拠点構想や都市計画マスターplanでの土地利用方針については、建設課長より答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 杉下交差点から高崎渋川線バイパス付近までは、都市計画道路大久保上野田線が東西方向に決定されております。

まず、仮称杉下交差点から西方向に関越自動車道までは、クリーンエネルギー関連拠点構想のエリアの候補地の一つとして、これから改定する都市計画マスターplanで検討を進める予定です。

また、関越自動車道から西方向に高渋バイパスまでは、一部区間で第二種中高層住居専用地域という用途地域が設定されており、住居を誘導する区域となっております。それ以外の区域は、現在の都市計画マスターplanにおいては、無秩序な住宅地の拡大を抑え、集落のまとまりを保つエリアになっております。

都市計画マスターplanは、おおむね20年後を見据えた上で、おおむね10年後の計画を立てるものです。今後も、現行の都市計画マスターplanの考え方を踏まえながら、自然や農地、開発との調和の取れたメリハリのあるまちづくりや土地利用計画を進めることを基本的な考え方として、改定作業を行ってまいります。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 答弁、今、お聞きしましたけども新しいことをお聞きしました。

先ほど町長が言われましたクリーンエネルギー産業団地の構想、これは私今まで、仮称杉下交差点から東の方向、17号線の方向だと思いましたけども、そうではなくて、杉下交差点から西方向へ高速道路までの間も含まれるということなんでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） はい、おっしゃるとおりです。

仮称杉下交差点から西のエリアとあと仮称杉下交差点から東のエリアの候補地の一つとして検討をする予定です。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） はい、ありがとうございました。

次、2番目に行きます。町内主幹道路の整備計画に関して今後の考え方をお尋ねいたします。主幹道路の完成に向けてです。これは1番目の質問内容と連動する事柄であります、策定中の都市計画マスターplanにて計画されているものと思いま

す。

先ほど答弁でお聞きしましたけども、ここで私の心配なのは、前出の交差点から西方向、上野田地区に関してです。マスタープランに掲載はされているものの、県道ですから、本町は主体的に建設計画を立てられるものではないことは、皆さんもご承知していると思います。私もそのように承知しております。

しかし、本道路は、吉岡町の主幹道路建設計画の集大成となる幹線であって、吉岡町発展の集大成にもつながるものであります。粘り強い建設要請をすべきと強く思います。県道前橋伊香保線・当該区間の建設に向けた戦略・今後のアプローチ、これはどのように考えているのかお聞かせください。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） ぐんま・県土整備プラン2025において、宮東交差点から仮称杉下交差点までの約1.3キロが県道として着手する事業と位置づけられました。令和3年度の吉岡町都市計画道路見直し検討業務において、仮称杉下交差点から先の上野田交差点までの区間については、当該道路に求められる機能は、現在でも失われておらず、将来的においても整備が必要な道路という検証結果が出ております。

したがって、仮称杉下交差点から先の西方向の道路の事業化につきましては、宮東交差点から仮称杉下交差点までの早期事業着手が最優先であることから、この事業の進捗状況を見ながら、引き続き県に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 今の答弁、前回もお聞きしたような気がいたします。

しかしそれではですね、若干、うまくいかないんじゃないかと思うんですよ。これからも出てきますけれども、人口がどんどん減少するからです。今、宮東から1.3キロ、これを最優先にその進捗を見ながら次に考えるということですけれども、そういったシリーズ的な考えでは、宮東交差点から1.3キロが現在、いつになるかまづ分からぬわけですから、その先の杉下交差点から西方向へは、そういったシリーズ的なものの考えでは、さらにその先にいってしまうわけですよ。ですから、宮東交差点から北へ行くのは、早急にやることでご努力はしていただきなんですが、それと同時に、仮称杉下交差点から西のほうに向かう道路についてもアプローチを考えていっていただきたいなと思います。

そうしないと、その後のスムーズな道路建設の意向にはつながっていないんじゃないかと私は思います。

次です。先ほど仮称杉下から上野田地区と言いましたけども、この道路のですね、完成と周辺地域の構想計画というのは、現在、大久保地区の吉岡町としての盛況こ

れのみではなく、本町全体のバランスがとれた発展。これの入り口だと思います。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

また、前回質問いたしました幹線道路両側の一定区間。私は、前回の質問では道路中心から100メートルから200メートル範囲と言いましたけれども、この地域については、商工業の産業発展の区域としてもよいのではないかと提案質問しましたけれども、これについては、今、策定中のマスタープランではどのように考慮されているんでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 先ほどの答弁のとおり、今後も現行の都市計画マスタープランの考え方を踏まえながら、自然や農地開発との調和のとれたメリハリのある町づくりや土地利用計画を進めることを基本的な考え方として、都市計画マスタープランの改定作業を行ってまいります。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 答弁いただきましたけど、どうも何か、どういうことになってるのかよく分からぬ答弁ですね。

これからも出てきますけども優良農地これは町の農業振興のために必要なことは、必要なわけですね。それを保持しなくちゃならないというのは私も十分承知しております。

しかし、こういう幹線道路の近く、一部分については、他の用途にも使って、吉岡町は、さらなる発展のために使用できるのではないかとそういうふうに私の考え方で質問してるわけですよ。それも十分マスタープランに考慮すべきだというふうに思っております。

次へ行きます。3番目です。地域開発に関する人口減少問題、この減少という課題への考え方をお尋ねします。ここで将来を見つめた業務体制、これについて質問いたします。

我が町の人口も、いつまでも増加するものではなく、ピークは2035年、そしてその後、人口減少が始まる年を2040年頃と予想されております。

また、周辺自治体の人口減少はさらに急激であるとの予測が出ております。例えば、最近の新聞で8月20日の新聞です。ここにありますけれども、周辺自治体の減少はすごいですよ。ここで数は言いませんけども、興味ある方は8月20日の新聞を読み直していただきたいというふうに思います。

先ほど言いましたとおり、吉岡町は現在、大盛況の状況、町長もこの間、答弁いたしました。発展途上であり、この先もまだまだという状況であります。

しかし、必ず来る人口減少時代に向けて今やらなければ、今準備しなければ、将来

に禍根を残してしまうことはないでしょうか。

質問事項1と2は極めて本町の将来に重要な事柄です。人口減少、この時代をもう少しで迎える課題とそれへの対応はいかにお考えか、お聞かせください。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 人口減少時代における課題の一つとして、税収の減少によるインフラの建設や維持管理に支障が出ることです。

現在、都市計画マスタープランの改定に着手しましたが、今回の改定では、吉岡町が人口減少に入る局面を踏まえた計画になります。この改定の中で、自然や農地開発との調和のとれたメリハリのあるまちづくりを行うことで、新たなインフラの建設を抑え、人口減少でもインフラの維持管理が可能な計画を検討してまいりたいと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 次へ行きます。質問の2番目です。自治体としての增收対策への取組を質問します。

これは前回も質問させていただきましたけれども、まず、その1番目は、ネーミングライツ、この実施を質問いたします。

本課題の実施については、前回も質問したとおり、企業としては宣伝効果と社会貢献、自治体からは、予想以上の収入源確保などその得失・効果などが報告されていました。

ネーミングライツは、県内でもその先行事例が数多くあります。成果も上がっているとのことです。先行事例が数多くある事柄ですから、実施に関してのノウハウ、本町の企業における皆さんの認識もかなり浸透していることと思われます。

役場の中でもですね、日々の業務は忙しいというふうな状況とは思いますが、取り組んでいける施策であると思います。逼迫している町の予算を少しでも支援する。この方策として、早急に取り組むべきと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか。

また、前回の同じ項目に対して質問した以後、どのように検討していただいているのでしょうか、お尋ねいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町有施設へのネーミングライツ導入についてのご質問ですが、令和7年第1回定例会での答弁内容をご確認いただいた上でのご質問だと思います。

詳細については、繰り返しませんが、答弁の締めくくりに、ネーミングライツ導入は慎重に検討してまいりたいと考えていると答弁させていただきました。逼迫している町の予算を少しでも支援できる方策としてと議員の発言にもあったように、全

国の自治体は財源不足により四苦八苦しながら財政運営をしております。

吉岡町も例外でなく、報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率報告では、早期健全化基準や財政再生基準に至らないまでも財源の範囲内で、支出を抑えながら予算を組み立てている状況であります。

回答としましては、検討中ということですが、詳細について、担当課長より説明をさせます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 町長の補足説明をします。

町長の説明にもあったように、吉岡町を含めた全国の自治体でも財源不足により財政運営に苦慮しております。このような状況を踏まえ、今年度、内部において財政健全化に向けた施策を検討しております。

その中には、町有施設のネーミングライツ制度の導入も視野に入れた多様な財源の確保も含まれているため、今後、方針等の構築に向けた検討をさらに進めていければと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） ただいま答弁いただきましたが、前回では町長ただいまの答弁のとおり、慎重に検討するというので、ちょっと心配だったんですよ。前の答弁では、何か慎重に検討するということは、私のイメージでは、なかなか進まないものなのかなと思ったんですが、先ほどの課長のほうからの答弁で、計画の中の1項目に入つて、検討を始めているということですので、安心いたしました。ぜひそれを早急に取り組むべき事柄として推進していただきたいというふうに思います。

次に行きます。2番目も似たような財源の話ですけども、ふるさと納税の増収への取り組みを質問します。

本課題の実施についても前回と同じです。ふるさと納税は、税収の少ないすなわち行政・執行のため資金・予算が十分でない自治体のための援助策として考えられたものですが、それは現在では、返礼品合戦に変形しております。

その返礼品を求め、無差別・無制限に返礼品を求めた、今度は逆に納税合戦と言つてもいいような状況になっているでしょう。ここにふるさと納税の恐ろしさがあります。その実態に嫌気がさして、我が自治体は、いち抜けたといつてもこのゲームからは抜け出すことができないのです。すなわち、何もしない自治体は、本来自分のものとなるはずの収入・税金を剥ぎ取られる一方なのです。ここに、眉毛を湿らせて、対応策を十分とらなければならない大きな理由があります。そんなことはもう百も承知だよとこの議場の全員が声を上げそうです。

しかし、吉岡町のふるさと納税施策は十分でしょうか。行政として増収への取り組

みに頑張っていると思いますが、希望するほどには収益が上がってこない状況でしょう。ここに、今度8月21日の新聞記事があります。24年度の県内のトップは、受入れ額で30億円だったそうです。今言いましたとおり、これはあくまでも受入れ額のみの数字であって、もちろん、この30億円を受入れた自治体も、剥ぎ取られている部分はもちろんあるでしょう。

吉岡町はと見てみると、約多めに見て2000万円の受入れ額で、前年比約33%の増額になっています。町長これはすばらしいことだと思いますよ。ありがとうございます。これは喜んでいいというふうに思います。町でもいろいろな努力をされて、その努力の結果であると私は考えます。

新聞記事の内容を見ますと、各自治体が打ち出した施策やルールの変更などによって、その受入れ額が増えた・減ったのこの理由が書いてあります。打ち出したいろいろな具体的な施策が紹介されております。新聞記事のみならず、本町でも多くの手立てが考えられると思います。

ここで一旦、立ち止まって原点に立ち返り、作戦をねり直してはいかがでしょうか。多くの方々も含め、知見ある方々に協力をいただき、ネーミングライツとふるさと納税、これについての増収増益への道筋を見つけるべきと考えます。

町長のお考えはいかがでしょうか。前回の答弁には、私としては意味不明な内容もありましたので、再度、質問いたしました。お尋ねいたします。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） これまでも一般質問において、ふるさと納税についての意義や仕組みについて説明をさせていただきましたので、詳細については省略させていただきます。

結果として、吉岡町のふるさと納税の状況や他市町村と比較すると、満足のいく結果ではなく、憂えてくださってのご質問であると捉えております。これまで飯塚議員をはじめ、多数の議員の皆様に叱咤激励をいただいております。

また、この状況を心配していただいている議員の方からは、叱咤激励だけではなく、ふるさと納税増収に向けたご提案もいただきました。富岡議長からは、他の自治体の取組方や秋山議員からは、返礼品提供事業者のご紹介をいただき、現在、返礼品として登録させていただいております。そうした中、一旦原点に立ち返りとのことですですが、ふるさと納税増収において、行政で行えることは限りがあり、返礼品の発掘やふるさと納税をしていただくための返礼品のPR活動が主となります。

返礼品発掘では、見聞きした事業者のところへ足を運んでのアプローチとなります。吉岡町商工会へ赴き、商工会に加入している事業者情報の提供なども依頼した経緯があります。加えて、事業者の会合が開催される折には、返礼品提供への登録

のお願いと題したチラシの配布もいたしました。

また、吉岡町振興公社が運営している物産館かざぐるまには、新規の農産品の登録等もお願いしております。PR活動では、ふるさと納税額の5割以内に全ての経費を納める必要から、PRにかける費用には限界があります。そのため、ふるさと祭りへのPR活動やしんきちマルシェへの参加等、費用を抑える方法を検討しながら、幅広くPRしていければと考えております。

今後も結果に結びつくよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 答弁いただきましたけども、課長のほうから、商工会に打診したという話をお聞きしましたので、私もここでは言うつもりはなかったんですが、一言お話しします。

私が商工会に出かけて話をし、また、幾つかの会社の社長に話を聞いてまいりました。これは、ネーミングライツについてです。商工会では、これに対して反対という意見はありませんでした。何人かの社長さんは検討します。それはいいですねと私も言われました。そういう状況ですから、ネーミングライツ及びこのふるさと納税もですね、町では、商工会に打診したという話ですから、両方そういった私が今言っているこの知見ある方々、多くの方々も含めというのは、そういうところを指しているわけです。ですから、私がネーミングライツについては、打診したところによると、それほど拒否反応はありません。ですから、今までどおり、これからも、一生懸命進めていただきたいというふうに思います。

次に行きます。質問三つ目です。吉岡温泉桜並木の維持管理に関して質問します。

まず、最初は、桜並木の早急な管理方針の決定と管理の実行、これについてお尋ねします。表題の桜並木の早急な管理方式と、これについては、前回質問しましたサイクリングロード東側の三日月形の細長い部分についてであります。

桜並木の発足当時の下草刈りは、近隣であります漆原地区有志の発案によって、ボランティア活動として始まったとお聞きしております。現在は、漆原東・漆原西・駒寄の3自治会を主体として、大久保自治会からも数名の参加をいただき活動しています。

しかしながら、里親会の会がボランティア活動として行っている部分は、もちろん町長もご存じだと思いますが、旧来の木の下の範囲のみであって、2018年花と緑の群馬づくり、これで植樹した若木の部分は、一切作業していません。誰がどのようにするか決まっていないからです。

今回質問の三日月形の部分は、里親の会はどのように対処すべきか、決まっていないので迷っているところです。この部分の地積は、県及び一部は民間の方々の所有

であると聞いておりますけれども、県が主体というふうにお聞きしておりますが、低木の抜根、下草刈りの担当協議はどのようにになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） よしおか温泉周辺の桜並木の維持管理に係るご質問をいただきました。

桜並木里親の会の皆様におかれましては、猛暑の中での桜並木の草刈りなど、維持管理活動には厚く感謝、お礼を申し上げる次第です。

当該地域は、優れた景観を有しております、町としてもこの美しい景観を維持することが重要であると認識しております。

ご質問の件につきましては、建設課長より答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） これまで議員から桜並木の管理についてご質問をいただいているところでございます。

サイクリングロード東側の雑木の伐根作業に関する件については、利根川の河川区域内でもあるため、引き続き河川管理者であり、かつ一般県道利根川自転車道線の管理者でもある県渋川土木事務所と協議を現在、実施しているところでございます。

なお、本定例会において、抜根工事費として補正予算を計上させていただいております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 今、答弁いただきましたけども、初めて聞きましたが、河川敷の中の県の地籍を、吉岡町のお金で抜根するということでよろしいですか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 今、現在県の渋川土木事務所と協議をしてるんですけども、町のほうの予算を使って抜根する場合には、県のほうに届出して実施をするということになります。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） もう少し進んでるということでありがとうございます。なぜかといいますと、これは私が、今年の3月に初めて質問したんですね。6月経て、今9月ですよ。草木は前も言いましたようにもう日々伸びてるですから、これは半年、1年をかけて解決する問題じゃないわけですよ。早急に私は先ほど冒頭に書いてありましたけども、ですから早急にしないとまずいんですよ。早急な管理方式ということですから、少し進んでいるということで、私も若干安心しましたけれども、さらにどんどん進めていただきたいというふうに思います。

それでそれが決まればですね、里親会の会長も我々も人間を増やして、取り組んでいこうと。会長も言ってますから、我々は、もうやらないで町が全部やれとそういうことでありませんので。町のやることに関しては、よろしくお願ひいたします。

2番目です。今度は、桜並木里親会の維持、これについて支援策をお尋ねします。この会は高齢化が進み、毎年、体調不良者、毎年の退会者などに悩んでおります。

こういう状況を踏まえて、この1番目の質問でお話ししました三日月形の細長い部分は、ここに河津桜が14本ほど植樹されております。この14本の木の下草刈りが、里親の会と決まったならば、1人につき2本、現在そうなってますから、計7人の入会者が必要あります。

里親の会でも入会者を探しておりますけども急に7名、8名だと募集は難儀なことです。桜里親の会は、有志の発案によって、始まったボランティア活動と言いましても、桜並木管理の基本は、行政の一環であると考えます。

町の東玄関口である桜並木の管理をよりスムースにかつ永続的に行うために、町の支援も必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、今まで支援策をお願いしてまいりましたが、今までの支援策の状況はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 改めまして、桜並木里親の会の皆様には、除草等のボランティア活動に対し、感謝申し上げます。

地域住民で育てる桜の並木道という桜並木里親の会の活動は、住民自治の観点からも、非常に重要なことと認識しております。そのような中、漆原東自治会長から高齢化の中、代替わりの難しさなど、会の活動に対しての課題を聞かせていただきました。

今後も引き続き、里親の会の会長をはじめ、関係者の皆様と意見交換をさせていただき、必要な支援を検討していきたいと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） 意見をお聞きしたということは非常に一步進んだということで、実情を分かりいただいたということだと思います。これは一步進んで非常に良かったというふうに私も感じます。

しかし、3月を思い出すと支援をお願いして、何かの行動を起こしてほしいと。これを希望して質問したわけですけども、今後も支援策を検討していくという今の答弁というのは、ちょっと私には理解できません。

先ほど言いましたように、これは早急にやらないと駄目なんですよ。もう何回も言ってますよ、早急に。

昔、もう10年、20年ぐらい前ですかね。すぐやる課というのが一時流行りましたよね。それは、こういうことをすぐやれないから、すぐやる課をつくろうと。これは、ある市長さんが発案して全国に広まつていったわけですけども、このすぐやる課、吉岡町では、ちょっと無理かなと思いますが、そういう種類の仕事なんですね。

ですから、3月、6月と質問してまして9月の答弁で検討しています。考えていますでは、ちょっと、今後とも、先行きが私は暗いと思います。そうではなくて、町長、もう少し早めにお願いしたいというのが、桜の里親会の会長からの伝言です。それをお伝えしておきます。

さらに申し上げますと、この里親会の三日月形のところの管理、もちろん、抜根も含めているわけですけども、これ2018年に植てるわけですよ。その後、放置されて、現在に至ってどうしようもないで、私が3月に初めて一般質問しました。

この3月に私が一般質問するなんてことは、異常事態なんですよ。2018年度以降、少なくも2、3年のうちに、ここはどういう作業があって誰が担当、これは里親会で雑誌等へ募集して1人2本でこの人たちにお願いしようというのは、もうとっくの昔に決まってないと駄目な内容なんですよ。

それまで今まで、里親会はどうしていいか分からぬ。県は、多分町が今までどおりやるだろう。吉岡町としては、県のものだからうちは手が出せないと、これ三すくみで実際にこれをどうしていこうかっていう声を出す人がいなかつたから、そうなってるんですよ。

そういう経緯を十分、頭に入れて理解していただきたい、今後進んでいただきたいとふうに思います。私は、今こんなにしゃべってんのは、異常事態ですよ。

次行きます。質問の4番目、これが最後になります。

再生可能エネルギーへの取り組みを質問します。

まず、一つ目です。再生可能エネルギーへの具体的な取り組みと現状についてお尋ねします。

町長、今年の夏は特に暑いです。私は8月初めに、畑の草退治で熱中症になりました。それ以後、体調が万全ではありません。町長いかがでしょうか。人間が暑いのですから、草木の体調も同じでしょう。そのためなのか、今年の稻作は渴水という現象もあり、減収の予想が出ています。

私の家の近くに住む友人は、1、2年前から稻の作付を高温対応の稻に変えています。私も来年からはそれにしようかと考え始めているところです。これには、苗の購入先が問題なので、すぐ実現するかどうか分かりませんが、今後は、こういう方向の人が、どんどん増えてくるのではないかと私は思っています。温暖化の影響は、

私及び周囲の人たちの農作業にも影を落としてきているんですから、この現実には驚きです。

さて、近年は夏、高温なのか、気候変動が頻繁なのか、世界で広く言われているよう、炭酸ガスの保温効果による地球の温暖化、これには間違いないと思います。現在、日本は、大災害の影響によって、化石燃料を多用しているため、皮肉的な化石賞という立派な表彰を受け続けています。そこで日本でも強く言われているのが化石燃料から再生可能エネルギーへの転換です。

吉岡町では、過去に再生可能エネルギーの計画を発表しています。吉岡町再生可能エネルギービジョン、これ随分前に作られたものですけども、この計画書には、太陽光・風力・水力、これら的小規模の発電設備の調査結果が掲載されております。

私も過去にこのような取り組みとして実行計画を質問しています。その後どうなっているのか進展しているのか。確認したいと思います。

昨今の化石賞、高温対応イネ、これら日本国としても、個人的にも受ける影響が、具体化していることを目の当たりにした現在、再生可能エネルギーの利用計画は、実行せざるを得ない状況になっていると思うところであります。

そこで質問したいのです。小規模の発電設備の調査結果に対する実施設備は現在では、どのような設備がどこで稼働しているんでしょうか。その利用状況をお聞かせください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 再生可能エネルギービジョンは、公有施設を含めた吉岡町における再生可能エネルギー導入を推進するための指針として、平成26年2月に策定したものであり、太陽光、風力、水力等の再生可能エネルギーの各公共施設への導入可能性について、太陽光発電設備については、日照条件、周辺環境、施工状況等、マイクロ水力発電については、周辺環境、電力使用施設、水利権等の諸条件を踏まえた調査を行ったところであります。

この再生可能エネルギービジョン策定時点における導入実績としては、リバートピア吉岡の太陽光、地熱利用、天狗岩水力発電所の水力、吉岡風力発電所の風力、役場庁舎の太陽光となっていたところであります。

再生可能エネルギービジョン策定後に太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入した施設はなく、進んでいないのが実態であります。

なお、この再生可能エネルギービジョンにおける基本方針の中では、省エネルギーの推進を掲げており、庁舎内の照明のLED化を進めるとともに、町内の街路灯等のLED化についても併せて検討を行うとしており、平成27年3月には、防犯灯のLED化を実施したところでもございます。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 今、お尋ねした答弁いただきましたけども、前も何回か前に、議会で質問いたしました。

先ほどの答弁の内容ですと、そのときと余り変わってないと。新しい方向のものは進んでいないということですが、これは、ある程度仕方がないかなというふうに、私も思います。

2番目の質問に移ります。再生可能エネルギーの開発、今後の計画です。

まず、最初の一つ目の質問で現状をお聞きいたしました。先ほど言いましたとおり、町長も答弁にありましたとおり、その後余り進んでいないということが分かりました。

しかし、これは仕方ないことだと考えております。調査報告書作成の時代はもうかなり前の年限が経っている報告書です。

現在のように、高温や変動する気候がまだ顕著ではなく、将来を見てこれから取り組むべきは再生可能エネルギーであるというふうに捉えられていた時期であったと思います。

しかし、これからは違います。既に温暖化が進み、その影響が国全体に及んでいるのが現実です。過去に作成した調査報告書の内容のみならず、過去のビジョン、ビジョンだけではなく、新しい方策、新しい設備も考慮して、再生可能エネルギーの開発、具体的な建設計画を今度は実際にやるために計画を立てるべきだというふうに思いますが、これから計画、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 再生エネルギー導入の最大の課題は、財源の確保にあると考えております。再生可能エネルギー・ビジョンでは、理論上の導入可能性を導入計画として策定しているものの、その導入に対する財政計画等についての踏み込んだ検討には至っていないかった部分があるほか、再生可能エネルギー導入に当たっては、費用対効果の検証を行った場合、一般的に導入に係る費用が高額となる傾向があるため、なかなか導入が進んでこなかったというのが現状であると考えております。

しかし、地球温暖化対策は吉岡町だけではなく、世界共通の喫緊の課題でありますので、経済面、いわゆるお金だけで費用対効果を図るのではなく、費用に対するCO₂削減効果の側面からも検証を進める必要があると考えております。

そのため、本年度、町では、地球温暖化対策実行計画の策定を行っておりますので、各公共施設ごとに、こうしたCO₂削減効果も含めた検証も行いながら、実効的な導入計画を策定してまいりたいと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 今の答弁をお聞きしますと若干進んでいると。もう10年以前、20年ぐらい前ですかね、ビジョンをつくってから。

今度は、実行計画をつくるということに進んでいるわけですね。これは1歩も2歩も進んでいるというふうに私は、捉えられますが、非常にいいことだと思います。

先ほど答弁の中ありました費用対効果、費用のほうが大きいから全て駄目だというのでは、今後は駄目なんですね。ですから、新しい計画を今、策定中であります。それをいつ頃計画して、いつ頃着手するのか、お尋ねいたします。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 地球温暖化対策実行計画策定にあたりましては、現在、支援業務委託を発注しております、本年8月から令和8年2月末の業務期間で策定をする予定となってます。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 答弁ありがとうございました。

今、質問二つあったんですが、計画書が出てきてから、実施はどのぐらいに考えてるですか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 今年度その計画を策定行いまして、2030年までのCO₂の削減目標があるのですが、そこの削減目標に向かって具体的な実行可能な施策等、そういうものを計画に盛り込みまして、実行していきたいと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 30年ですか。30年までに完成するということですね。これは政府からいろいろな指示が来て、県から下りてきてやってるんでしょうから、それが統一的に進めるべき工程とすれば、それで仕方ないと思いますが、なるべく早くですね、着手していただきたいと。

これは先ほどの道路作成と同じです。宮東から1.3キロ、これも早く着手していただきたい。町長申し訳ありませんが、なるべく早く着手するものばっかりでお願いばかりで申し訳ありませんが、これは、町長も考えております。我々議会も考えております。

求めるのは、町民の安全で健康でしかるべき、目標についてのそういう目標についての協働ですから、私たち議会も町長も同じ目標に向かってるわけですから、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

新エネルギーへの転換というのは、先ほどのビジョンですけども、これは実は私がいた会社でもつくってるんですよ。政府が主導で新エネルギー開発機構ですか。NEOと言われますけども、この指導でつくられたんだと思いますが、その当時は。

先ほど言いましたようにビジョンなんですね。今度は、また、N E Oが入ってくるか分かりませんけども、実施段階で早急に取り組むという段階ですので、本腰を入れてやっていただきたいというふうに思います。

最後になります。3番目は、廃棄物（生ごみやし尿等）、これらのものを他自治体との共同的処理、これへの取り組みを質問します。

廃棄物の再利用及び2次的発生物の利用は、再生可能エネルギーの利用と捉えることができます。生ごみ及びし尿、流動性廃棄物等の混合物から製造する有機肥料、また、一方、し尿、流動性廃棄物等から発生する燃料として利用できるガスの生成など、実用化されている廃棄物の利用プラントがあります。

これらの設備は、議員研修他で実物と稼働状況を実際に視察しております。そこで感じるのは、原料となる廃棄物が一定量、定時的に供給されなければスムーズな設備運転に支障を来すところであります。それらの条件を満たすためには、小規模自治体が個別に建設設計画を立てたのでは、コストと安定稼働に不具合が生じると考えられます。

したがって、実行段階においては、コストと安定稼働条件を満たすことを目的として、近隣自治体との共同設備を建設すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

設備の構想と近隣自治体への呼びかけ、これをどのように現在していくのか。もし、やっていなければ、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 生ごみ等の堆肥化、燃料化については、再生可能エネルギーとしての利用だけではなく、廃棄物の減量化にも資するものであり、有効な手段であると考えられます。

吉岡町においても、令和5年度の家庭ごみ組成分析調査では、生ごみが約4割を占めており、これを堆肥化、燃料化して、再生可能エネルギーとして利用することにより、地球温暖化対策の取り組みとしてだけではなく、廃棄物の減量化も図れるものと考えております。

しかし、議員ご指摘のように、小規模な自治体が個別に建設設計画を立てるには、安定的に稼働させる条件が整わないほか、建設や運営に多額の費用がかかることや、また、堆肥化、燃料化の過程において、臭気が発生することに周辺住民の理解を得ていく必要があるため、周辺住民の環境に影響を及ぼさない建設地が必要であることなどの課題が考えられ、一長一短で立ち上がる事業ではないものと認識しているところでございます。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9番（飯塚憲治君） ですから今、答弁いただいた中でですね、いろいろな障害があるので、

一長一短にはいかないと。それは私も思います。

ですから、ここに書いてあるのは、近隣自治体との合体の設備、これをしないことにはコストと安定稼働、原料がですね。定量的に定時的に入ってこないと安定稼働はしないんですよね。吉岡町だけでつくったんでは、多分。これを目的とした設備はできないと思いますよ。

ですから、近隣自治体との共同設備というふうに今お尋ねしているわけです。その辺のお考えはいかがなんですか。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 施設の整備に当たりましては、議員ご指摘のように近隣市町村との連携、また、県全体での広域連携、あるいは、民間事業者との連携等様々な方法が考えられると思いますので、総合的に検討のほうをさせていただきたいと考えております。

〔9番 飯塚憲治君発言〕

9 番（飯塚憲治君） 余りさっさとできるというような感じを与える答弁ではないですね。

町長、これ難しいものだと思いますよ。でも、今後は、やっていかなくてはならない。そういうものだと思います。

先ほどの、風と光と水、これを利用したエネルギーの再利用、これも本当にそういうものだと思います。今後ですね、計画を立てているということですので、着実な進捗をお願いしたいというふうに思います。

以上で9番飯塚の一般質問を終わります。

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、9番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。ここで休憩をとります。再開を14時15分とします。

午後 1時59分休憩

午後 2時15分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。6番宮内正晴議員を指名します。

〔6番 宮内正晴君登壇〕

6 番（宮内正晴君） 議長への通告に従いまして一般質問を行います。

項目は、6項目あります。まず最初に、吉岡町の観光地・特産品についてです。吉岡町の観光地について、吉岡町には、船尾滝・三津屋古墳・南下古墳群・三宮神社など観光スポットがあります。町のホームページや広報で紹介しているが、町外から観光目的で来られた方へPR活動として駒寄スマートインター出口に観光案内板設置を考えるが、町長に見解を伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議員おっしゃる観光案内板の設置は、大変魅力的な提案であると考

えます。しかしながら、走行する車両から見る場合、詳細な案内図より、方向案内や施設名とそこまでの距離といった瞬時に分かる情報が適しているのではないかと考えます。

議員の提案については、所管課長より補足の答弁をさせます。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 観光案内板の設置については、吉岡町の観光地の認知度アップにつながる有効な策と考えており、町でも検討を進めてまいりました。先ほど町長が答弁した車両からの視認性を鑑みると、インターチェンジ出口付近では、簡易な方向案内板を設置し、詳細な地図案内板は、道の駅や商業施設の駐車場など、停車可能な場所に設置するのが理想的と考えております。

また、観光案内版ではございませんが、昨年第3回定例会にて、飯島議員より質問があったインターチェンジ出入口の広告塔の設置について、包括連携協定を締結したヤマダホールディングスのご協力により、上り線出入口部、ヤマダ電機T e c c L I F E S E L E C T 前橋吉岡店の建物壁面に「ようこそ吉岡町へ」という5.4メートル四方のサインを設置させていただく費用を計上した補正予算を本議会に上程させていただいております。

今後、観光案内板については、設置箇所や内容についてさらなる検討を続けていきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） ただいま、返答いただきましたので、検討をよろしくお願ひいたします。

また、観光地周辺の整備がされてないところがあると。これは、船尾滝登り口に歩行困難な箇所ありと注意喚起の看板等がありますが、町外から来られて船尾滝観光される方に安全確保と思うが、遊歩道の保全予定はあるのか、伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 観光地周辺の整備として、遊歩道についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、船尾滝は、町を代表する景勝地であり、多くの観光客に親しまれております。他方、夏から秋にかけては、大雨を要因に都度、土砂が流出し、安全確保に支障が生じる状況が続いております。船尾滝へのアクセスとしましては、駐車場の北に林道（水沢上野原線）がございます。落石等により封鎖しておりますが、令和2年に復旧しております。

もう一つのアクセスは、駐車場西の入口より続く遊歩道です。林道の復旧と同時に令和2年に新たに整備したもので四季折々の木々が生い茂る中で散策できます。

なお、遊歩道は、これまで土砂流出を要因として封鎖したことございません。

観光地周辺の整備は、安全管理と自然を生かした観光の在り方のバランスを図りながら継続して検討してまいります。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 船尾滝について、また、同じことをお伺いしますが、登り口に設置されている木製の案内板（船尾滝の説明）がありますが、文字が薄れて消えかかって言います。改修予定はあるのか。7月中旬に吉岡町が北関東で幸福度ランキング1位となり、テレビ放映で紹介されました。全国放送で吉岡町の観光スポットとして船尾滝が紹介されたんです。早期改修が望ましいと思いますが、町の見解を伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 議員ご指摘の看板につきまして、駐車場北の林道入口の脇に設置のものと認識し、お答えいたします。当該看板の改修は、本年度予定されているものではありませんでしたが、町を代表する景勝地である船尾滝の入口にふさわしい看板が設置できるよう、予算の確保をもって、今後実施してまいりたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） よろしくお願ひいたします。次に特産品のPR活動ですが、吉岡町には小倉のブドウや乾燥芋、清酒船尾滝がありますが、町外へのPR活動不足ではないかと考えるが、今回、テレビ放映で自然豊かで新鮮な野菜、果物、温泉、子育て支援などが紹介されましたが、農産物の反響はどうだったのか伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） テレビ放映により紹介されました本町の魅力については、その反響を現在も把握しているところですが、本町来訪への動機づけが強くなされ、農産物に関しましても、関心を持っていただいた方々から問合せが多くございます。番組で紹介されたトマトについては、翌日から問合せが殺到し、紹介されたトマト以外のトマトの売れ行きもよかったですと聞いております。今回は、トマトの紹介のみならず、栽培の様子や生産者のこだわりや人柄が紹介されました。番組によって紹介されたことで、品質が保証され、出演者のリアクションにより視聴者の購買意欲が強く刺激され、この結果につながったと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 今、課長さんのほうからご説明いただきました。新鮮で安心な農産物や加工品を継続的に町内外の皆様に購買していただくための施策があるか、町長に伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 町内外への施策は、とのご質問にお答えいたします。町としましては、道の駅よしおか温泉、物産館かざぐるまの活性化を継続的な最優先課題とするとともに、定期的なイベントやマルシェの開催、また、加工品のブランド化に向けて、民間との連携により、地産地消の推進を図るなど、町内外の消費者にとって魅力的な購買機会を創出してまいりたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 町内外のPRをよろしくお願ひいたします。

次に、2項目目として、特定外来生物についてですが、6月30日の新聞報道で特定外来生物のクビアカツヤカミキリムシが昨年、吉岡町でも確認されたとあるが、本年の状況や調査は行っているか、伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） クビアカツヤカミキリについては、かねてより東毛で多くの個体が確認されておりましたが、徐々にその生息域が拡大されてきております。被害状況の調査については、平成29年度から群馬県が県内各市町村における被害状況調査を実施しており、町においても当該調査依頼を受けて、毎年、調査を実施しております。6月30日の新聞報道については、この県の調査結果によるものであり、令和6年度には、樹木の被害1件が確認されております。

議長（富岡大志君） 時計を止めてください。事務局長。暫時休憩します。

午後 2時25分

午後 2時26分

議長（富岡大志君） 会議を再開します。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 今、町長から県の調査報告とか、これから町がやるべきことをお伺いました。クビアカツヤカミキリは、桜、梅、花桃などの樹木を食い荒らす特定外来生物です。吉岡町には、飯塚議員がおっしゃっておりました漆原の桜並木があります。桜が100本あり、毎年、桜祭りも開催されており、町として、桜並木を守るための考えがあるかどうか伺います。

また、日本の生態系を脅かす存在でもあるものであり、日本固有の樹木や生物の死活問題にもなっております。特定外来生物の発見で町への連絡はどのようになっているか伺います。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 漆原地区の桜祭り周辺の桜並木につきましては、桜並木里親の会等の地元ボランティアの方々のご尽力により、その管理が支えられているものと認識しております。

町としては、桜並木里親の会にクビアカツヤカミキリへの注意喚起を行うことや自治会回覧による注意喚起を行うことで、その発見に至った場合には、桜を守るためにもぐんまクビアカネットへの情報提供やその駆除にご協力をお願いしたいと考えております。

町への連絡等につきましては、クビアカツヤカミキリに関しては、7月の自治会回覧で群馬県作成のリーフレットを回覧し、発見した際には、駆除及び情報提供にご協力いただくことをお願いさせていただいております。

また、町民からクビアカツヤカミキリを発見した連絡をいただいた場合には、ぐんまクビアカネットへの登録をお願いしています。本年度では、6件の通報を受けており、うちクビアカツヤカミキリではなかったものが3件、成虫が確認されたものが3件となっています。本年度は、樹木の被害が確認されている事例はありませんが、樹木の被害が確認された場合には、幼虫駆除用の薬剤及び成虫の拡散防止用のネットの貸出しを行うこととしております。クビアカツヤカミキリに限らず、特定外来生物につきましては、生息域に注視しながら、必要に応じて注意喚起等を行っていきたいと考えています。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 町でも注意喚起を行ってることで、よろしくお願いしたいと思います。

次に3項目目ですが、午王頭川側道についてです。側道の修復について、お伺いします。大久保寺下集落センターから大下屋台小屋までの午王頭川側道は、川の法面が風雨により削られて破損や欠落を起こしているが、整備予定があるか、町長に伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 大久保寺下集落センターから大下屋台小屋までの午王頭川沿いの町道に関して、河川側の法面が風雨により削られ、破損等をしているというご指摘をいただきました。

ご質問の件につきましては、建設課長より答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員ご指摘の大久保寺下集落センターから大下屋台小屋までの午王頭川沿いの町道の法面については、昨年度に寺下自治会からも改修の要望をいただいており、道路の河川側に損傷が見られます。一級河川午王頭側沿いの町道の河川側法面は、河川の一部であり、河川管理者である県渋川土木事務所が管理しております。

また、この町道は、河川管理道路を兼ねていることから補修工事は、渋川土木事

務所との協議が必要になります。今後は、渋川土木事務所と補修方法などについて、協議をしていきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 大澤課長がおっしゃったように、午王頭川は一級河川です。国や県の補助金活用の検討はないでしょうか。川の路肩が弱くなってる。場所によっては、護岸工事をされてる川です。大久保集落センターから大下の屋台小屋までの間、これもう全然やっていないわけですよね。ただ、草が生えてるだけで。草も年間1、2回、渋川土木のほうで刈っていただいているという状況になっておりますので、どんどん弱くなると。これ早急な対応が必要じゃないかと思いますので、検討のほうよろしくお願ひいたします。

また、この側道は、先ほど申しましたように、収納庫から大久保寺下集落センターまでの山車のメインストリートになっております。寺下夏祭りの山車を集落センター広場までに運行するに当たり、道路の亀裂や陥没があると、大変危険です。周辺住民も生活道路として利用しております。伝統文化の山車の運行道路ですので、早期の修繕工事をと思いますが、町の見解をお願いいたします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 今後につきましては、河川管理者である渋川土木事務所と協議をしていきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 渋川土木との協議よろしくお願ひいたします。流れでお願いしたいことが一つあります。集落センターの広場の横ですね、横のところで桜とイチョウの木が、法面に生えております。こちらのほうが大木になっておりまして、根が道路側のほうに延びており、道路を亀裂させ、また盛り上げております。これは、何とかならないでしょうかっていう話ですが、これも町では、どうのこうのということじゃないと思うんですけど、土木との協議をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員ご指摘の桜とイチョウの伐採に関しては、地域の皆さんのご了解が得られれば、河川の法面から樹木が生えておりますので、河川管理者である渋川土木事務所との協議をしていきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 今、根っこの話をしたわけなんですけど、木の枝、これもかなり大きく伸びておりまして、山車を出し入れするときに、天井が当たるっていうか、木の枝に当たるんで、無理やり竹の棒とかなんかで押し上げて通してるんですね。だか

ら、そういうのも絡みましてお願ひしたいと思います。

次に4項目目、町の防災体制についてですが、地震大国である日本は、毎日のように地震が発生しています。避難場所を確保することが急務であると思いますが、これから吉岡町の防災について、町長に伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町では、災害時の避難場所として、被災者が一定期間滞在することができる指定避難所を37箇所、一般的な避難所での生活が難しい高齢者や障害者など特別な配慮を要する人を受け入れるための指定福祉避難場を2箇所指定しているほか、大規模災害などが発生したときに、身の安全を守るために緊急的に避難する施設や場所である指定緊急避難所を29箇所指定しております。

また、指定避難所の収容人数としては、指定福祉避難所を含め、1,076名を想定しております。しかしながら、群馬県が実施した地震被害想定調査によると、大規模地震が発生した場合の1日後の本町の避難者数は、約1,639人とされておりまして、現時点の指定避難所だけでは、全ての避難者を収容できない見込みです。この問題を解決するため、町では、民間事業者と災害協定を締結し、避難者を指定避難所だけでは、収容し切れない場合には、民間の施設、店舗、駐車場等をお借りして、避難者の避難場所、一定期間生活する場所を確保したいと考えており、現時点では、フレッセいやジョイフル本田との災害協定がそれに当たります。このように、近年では、多くの民間事業者との災害協定を積極的に締結しており、今後につきましても、吉岡町だけで全てを準備するのではなく、多種多様な民間事業者のお力もお借りしながら、吉岡町の防災対策を進めていきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 今、吉岡町の防災体制について、町長から伺いました。その中でですが、住宅地に公園がございません。吉岡町っていうのは、郊外型公園が多数ありますが、住宅型というか、都会型っていうか、都市型の公園はほとんどありません。存在しません。こういうものがあれば、低学年の児童や園児たちが遊ぶ場所になると思うので、また、一時的に避難できると思います。そういう公園をつくる計画はありますか、町長に伺います。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 園児や低学年の児童が遊べる身近な公園の整備計画については、現在、取り組んでいる都市計画マスターplan改定の中で、公園に関する子育て世代へのインタビュー調査の結果などを踏まえて、身近な公園の配置計画等を検討してまいりたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 町民からはね、結構、熱望されてるんですよ。公園をつくってほしいということなんで、計画を進めていただきたいなと思います。5番目のキックボードについてですが、最近ですが、町道をですね、走っている電動キックボードを拝見いたしました。タイヤが小さくて道路異常や変化によって転倒の恐れがあると思いました。道路の補修の必要性が高まっていると思いますが、町の見解を伺います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 電動キックボードについて、ご質問をいただきました。電動キックボードに関するニュースでは、交通ルールや安全面等についての課題が取り上げられているものを見かけるようになっております。ご質問の件につきましては、建設課長より答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町では、電動キックボードは、まだそれほど普及していないと感じておりますが、議員のご指摘のとおり、電動キックボードはタイヤが小さいため、道路の状態により、強く振動を受けるものと思われます。

道路の補修に関しましては、これまでどおり、日常の道路点検の中で優先順位をつけて、道路の危険箇所等を修繕してまいりたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） キックボードだけの話じゃないんですが、軽車両として自転車も含まれますが、危険箇所のマップづくりっていうのは、行わないんでしょうか、伺います。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 危険防止のためのマップづくりということでございますが、現在、マップの制作については、予定はしておりません。道路の陥没や亀裂などの危険箇所は、大雨などにより日々変化するので、優先順位を決めて修繕していきたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6 番（宮内正晴君） 結構範囲が広いので、あちこちに陥没とか亀裂とかが見受けられますので、優先順位を決めて、早めに対処をお願いいたします。

6項目目として、精神疾患の教育について、お伺いします。低学年からの精神疾患の教育についてです。学習指導要領の改訂で2022年度から高校の保健体育の教科書に精神疾患の項目が盛り込まれました。

専門家によりますと、10代で発症することが多いと研究報告があります。大変デリケートな問題で指導方法に悩んでるケースもあります。一方で小学生から教えてよいのではないかという意見もあります。桐生第一高校では、1年生を対象に

精神疾患への偏見にとるべき行動を考えるグループワークに取り組んでいます。吉岡町でも指導してはと思いますが、教育長に伺います。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 議員ご指摘のとおり小学校からの精神疾患教育の導入してもよいのはという主張もあるようですが、現時点では、慎重な扱いが大切であると考えております。

小学校の児童は、抽象的な概念の理解が難しいことから、かえって過度な不安を誘発する可能性も否定できません。導入に当たっては、子供たちの心の成長と発達の段階を考慮しつつ、どのような方法が最も効果的であるかを精神疾患の専門家や学校と連携しながら検討する必要があります。併せて、学校教育全体の教育課程の編成とも深く関係します。社会の複雑化、多様化に伴い学校に求められる教育内容が大変多くなっている中、精神疾患の教育もその課題の一つとして考えてまいりたいと思います。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番（宮内正晴君） 精神疾患を理解している教育者も多くはないと思います。精神的なダメージを受けたり、脳の損傷や脳に障害があって患うことになる精神疾患を理解していれば、偏見の目で見ることがなくなると思うが、児童・学生の指導は必要ではないでしょうか。

また、うつ病や統合失調症の前兆から回復、周りの人たちに接し方についてのアニメ動画もあります。活用してはいかがかと思いますが、偏見で見ないための低学年からの知識を養うことはよろしいのではと思います。

この指導方法は、どうでしょうか、教育長に伺います。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 学校教育においてのアニメ動画の活用は、一般的には有効な方法の一つであると考えております。小学校低学年対象には、精神疾患について動画を用いて指導することについては、一方で現時点では慎重な判断が必要であるというふうに考えております。

その理由といたしまして、まず、そのアニメの動画の内容が小学校の低学年向けに作成されて、当該学年の子供にとって教材として、価値のあるものかどうかという判断が、必要になってまいります。併せて発達段階の考慮もありますので、総合的に様々な点を踏まえて、現時点では、精神疾患を理解するための小学校低学年用の適切なアニメの動画があるにしても、それを直ちに推進する予定はございません。今後も学習指導要領の目標や内容をもとにして、子供たちの成長段階に応じた、よりよい心、身体の健康教育を推進してまいりたいと考えております。

〔6番 宮内正晴君発言〕

6番 (宮内正晴君) 以上で一般質問を終わります。

議長 (富岡大志君) 以上をもちまして、6番宮内正晴議員の一般質問が終わりました。ここで休憩をとります。再開を15時とします。

午後 2時47分休憩

午後 3時00分再開

議長 (富岡大志君) 会議を再開します。5番秋山光浩議員を指名します。

〔5番 秋山光浩君登壇〕

5番 (秋山光浩君) 議長への通告に基づき、一般質問いたします。

今回は、今後の町内農業の展望について、それと、昨年の12月議会でご提案させていただいた産学官連携の包括協定のその後についてというテーマについて、一般質問します。

まず、衰退化が進む町内農業の立て直しに町はどのように関わっていくのかについて、お尋ねします。前回の議会広報紙148号の特集、ひと☆人で町内で有機農法に取り組んでいる方と町内出身者で肥料開発関係を行っている方の取材を山崎議員と2人で行いました。

吉岡町は、その昔から農業を生業としていた方々が少しずつ発展させてくれて、今がある町です。

しかしながら、残念ではありますが、誰の目から見ても、農業の衰退化が進んでいく感は否めないのが現状です。

ただ、その一方で、将来的な好転を期待しながら、今でも諦めることなく、営農している方々も大勢いらっしゃいます。今回の議会広報紙は、そのような方々にいつも以上に興味を持って読んでいただいたことと感じておりますし、実際に複数の方からお声がけもいただきました。本当にありがとうございました。議会広報紙148号を作成中、広報委員7人が手分けして、近所の農家さんや親しくしている農家のところに出向き、農業の現状と将来というテーマで、現時点での悩みや将来的な不安を聞いてきました。おおむね結果は、おおむね予想どおりでしたが、農家の皆さんのが今悩みとしてあること、将来的に危惧していることを以下の三つにまとめました。

一つ目、自らの高齢化に加え、さらに後継者ができない。

二つ目、農業機械や肥料などの値上がりで、結果的に収益につながらない。

三つ目、特産物・名産品と呼べるもののが見あたらず、方向性が定まらない。

大きくまとめるとこんな内容になりますが、この不安要因にどのような見解をお持ちになりますか。

また、この不安要因を少しでも解消方向に持っていくために、町はどんな対策を講じられそうですか。今現在、農業施策として行っていること、今後こんなことも考えているということがありましたら、ご答弁願います。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 秋山議員より、まず、農業従事者の不安要因についてご質問をいただきました。

ここ数年で吉岡町では、大規模開発や人口増加に伴う宅地開発が進み、農地が減少傾向にある中で、町の農業を取り巻く状況は、年々厳しい状況であると感じております。

まず、高齢化と後継者不足についてですが、やはり若者は収入面の不安定さや体力が求められる労働条件を敬遠する傾向にあることが強いと思っております。

また、新規就農にしても、農業機械の購入など初期投資が大きく、収穫までの期間、生活財源の確保などの課題も大きいと感じております。

また、農業機械や肥料などの値上がりで、結果的に収益につながらないことについては、円安の影響や関税問題など、輸入依存の高い供給網の不安定化が背景にあると考えております。特産品・名産品についてですが、吉岡町においては、小倉地区のブドウや乾燥芋は特産品として挙げられますが、やはり高齢化や後継者不足により、その生産規模も減っている現状と認識しております。これら不安要因の解消対策として、町が講じられることはとのご質問ですが、まず、高齢化と後継者問題についてですが、現在、新規就農者に対して行われる就農準備資金や経営開始資金などの国の制度に加え、町独自で農地の整備や農業用設備の購入費用を助成する制度や若者と農業経営者をつなぐマッチングサービスの構築などが考えられます。農業機械や肥料などの値上がりについても、購入費の助成などが考えられます。

また、収益増加のための販路拡大について、イベントなどのPR活動などの促進なども対策として考えられることになります。特産品・名産品についても、今あるブドウや乾燥芋、トマトなどについては、PR活動の促進に加え、新たな作物の栽培など、新規掘り起こしに対する物産館などを使った販路提供などの対策が考えられます。

現在、町では、認定農業者に対して、吉岡町認定農業者農業経営改善補助金制度を定め、農業用機械の購入等に対し、その費用の一部を助成しております。

また、新規就農者などに物産館を通じて販路提供などの安定した販売基盤の確保を進めていきたいと考えております。町としては、長期的に収益を上げられる農業経営を支え、地産地消を促進し、地域の文化を生かした農業を目指せるような対策を講じていくために、今後も引き続き研究してまいりたいと考えております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 充実した補助などの施策をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今年の4月15日の夕方から、JA北群渋川南支店で農業職員と組合員、これは正組合員・准組合員両方ですが、懇談会が開催されました。農協の組合員イコール農業従事者というわけではなく、小さな規模での営農されてる方や兼業農家さん、また、農業を専従としている方々の中には、准組合員という立場を選択され、その全体が構成されていると理解しています。

令和6年度末の数字になりますが、JA北群渋川の正組合員数は、3,121人、準組合員数が5,675人、正準合わせて8,796人、約9,000人の組合員がいるわけですが、昨年度、正組合員を辞めた人数は、147人でした。この組合員増減に関しての質問は、私がさせていただいたのですが、その際、農協の幹部から返ってきた答えは、正組合員は、147人辞めましたが、准組合員は30人増えましたという変な答えが返ってきました。この答えは、全然安心できるものではありません。昨年度147人が正組合員を辞め、農業に対して距離を置いたということなんです。

まして1年間で4.7%、正組合員のうちの4.7%が1年間で辞めていくって、もはやもう異常事態、危機的状況、農協の中の農業関係は、危機的状況にあるというふうに私は判断しています。JA北群渋川管内の数字ですので、渋川市、榛東村、吉岡町合わせての数字、この147ってのは合わせての数字になりますが、私の周りにも何人か辞めた人もいますので、恐らく、吉岡町だけでも数十人単位で辞めたというふうに想像できます。

そして、その正組合を辞めた理由は、一つ目が、自らの高齢化に加え、後継者ができない。

二つ目が農業機械や肥料などの値上がりで、収益につながらない。こういう理由でした。

まさに、私どもが地元の農家さんから聴取した不安内容とまさしく一致しました。今後1、2年の間、この正組合員数が減少していくというその現象の数字に注視しなければなりませんが、こういった農業施策に関わることや農業に関する農協側との情報交換を共有するようなタイミングはあるんでしょうか。ご答弁願います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） まず、年度初めに、県主催の中部地域市町村・JA農政担当部課長会議がございます。この会議で、県・中部管内の市町村・JAが出席をして、今年度の各農政重点取組などを情報共有した後、意見交換などを行う機会がございます。

また、吉岡町農業再生協議会において、JA北群渋川理事、南支所長、営農部部長が会員となっており、幹事会や総会などの情報共有の機会がございます。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） たしか去年とか、一昨年までは、農協が主催する懇談会は、私は昼間行われてたような気がするんですが、なぜか今年から夕方6時半からということで、これ役場に案内を出しても、なかなか勤務時間のことだと、働き方改革ですか、こういうことでなかなかこう役所側の参加も難しくなっているのかなとも思います。

ただ、実際にその懇談会に出ていただいと、農協職員とのやりとりの中で農業に携わっている人たちの本音の声も届きますので、できる限り、時間をつくって、もし来ていただけるようだったら、ありがたいと思いますので、お願ひしておきます。

町や農協も町内農業の将来を心配し、様々な施策を講じてくれるものと考えておりますが、残念ながら、今後も農業従事者の数は減少し続けることはあっても、増加するという期待はできないものと考えています。

しかしながら、そんな環境の中、農業を続けてくれる人は必ず残ります。そんな方々が少しでも安心して農業を続けられる環境づくりに行政も関わっていただきたいと思うのですが、理想論でも結構ですので、こんな部分なら行政として、関われるというようなことは、先ほど町長も説明してくれましたが、何か、理想論でかまいませんので、見解がありましたら、教えてください。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 今後も安心して農業を続けられる環境づくりは、農業者の安定した営農を確保するだけでなく、食料の安定供給と地域の持続可能性の確保にも直結する重要な課題であると認識をしております。

町としましても、現場の声を踏まえ、長期的視野での環境づくりと経営基盤の強化の両立を考えて、行政として関われる分や機会などあれば、その都度、積極的に関わっていく考え方でございます。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 課長、ぜひよろしくお願ひします。

数年後、給食センターが新しくなります。その際、子供たちに提供するご飯について、ご質問させていただきます。給食センター建設の細部については、これから様々なことが検討され、決定され実施されていくと考えますが、これうわさ話で聞いてしまった情報によりますと、児童・生徒に提供するご飯は、従前どおり違う施設で炊き上げたご飯を搬送してくると伺いました。

昨年12月議会の際、地産地消という単語が何回か繰り返されました。従前どおりの方法では、地産地消の米の提供につながらないのではないかと感じてしまうの

ですが、この部分の説明をお願いします。

併せまして、玄米を入れると御飯が炊き上がる精米機能を備えた炊飯器があるということも聞きましたが、最初からそれを導入することは、予算的にやはり厳しいことになってしまうでしょうか。この2点について、ご回答願います。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） ご質問の新しい給食センターの炊飯方式についてお答え申し上げます。

炊飯方式については、食中毒感染リスクの分散、設備故障の際における供給バックアップ体制の確保、また、年間必要数量の安定的な確保など、総合的な判断として、外部委託方式で進めていきたいと考えています。

外部委託方式においても、吉岡産の米を提供することは可能であり、令和6年度は、食育の一環として、小学校の田植え体験で収穫した米を外部委託先に直接持ち込み給食で提供をしました。

また、地産地消という部分においては、昨年度は、8品目、約3.9トン、これは重量ベースになりますが全体の約11%になります。吉岡産の野菜を使用しており、今後も、旬の野菜を使った献立等を作成することにより、吉岡町産の食材使用量の増加を目指していきたいと考えております。

また、精米機能を備えた炊飯器についてですが、そのような設備があることは、承知しておりますが、新しい給食センターの炊飯方式については、総合的に勘案し、外部委託方式で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） では最初から精米機能がついた炊飯器は、もう入れないっていうのはもう、決定していることというふうに理解してよろしいでしょうか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 今後整備予定の給食センターについては、炊飯器については、外部委託ということになりますので、そのような機械の設置は、予定しておりません。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 分かりました。

次に特産品・名産品の発掘と充実化に町の協力をという部分の話をさせていただきます。町の特産品・名産品を見直しながら充実を図り、さらにそれをふるさと納税返礼品につなげることについて、質問させていただきます。

今日も町長なども言いましたが、私も現状から考えますと、吉岡町の名産品は小倉ブドウ・小倉乾燥芋であるという認識を持っています。

しかしながら、やはりここでも、生産者さんの高齢化、後継者問題があり、それぞれの生産者さんは、顧客対応が精一杯で、それ以上の展開につながっていないのが現状であると聞いております。少し前までは、小倉ブドウ・小倉乾燥芋は、ふるさと納税返礼品にエントリーされていませんでしたが、最近になってエントリーされるようになりました。

町の特産品・名産品がエントリーされたことは、大変喜ばしく思いますし、改めてその存在を確立していただきたいというふうに感じております。

ただし、両方とも現時点では、受付期間外、準備期間ということになっており、年末が近くなるにつれて、動き始めるものと期待しています。良いものがありながら、高齢者や後継者問題でなかなかそれ以上の展開に結びつけられないという現状は、非常にもったいないと考えますが、この点について見解をお聞かせください。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） ブドウや乾燥芋といった地域の特性を生かした付加価値作物がある一方で、高齢化の進展と後継者不足といった課題により、せっかくの資源を十分に展開できていない現状は、地域経済のみならず、地域の活力にも影響を及ぼす非常に重大な問題であると認識しております。

先ほど町長の答弁と重複いたしますが、これら問題を解消できるよう農業者や関係機関と情報共有を進め、検討をさらに進めていきたいと考えております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） ぜひよろしくお願ひします。

一つの例として小倉乾燥芋について、お話しさせていただきます。申し上げましたとおり、今まで従事されてきた方々は、顧客対応が精一杯の状況にあることを聞いております。一方で吉岡町の小倉乾燥芋文化に興味を示し、それを生産してみたいという若手が2、3人いるような話を聞いております。

問題となるのは、心配してるのは、両者の販売方法が全く違うことです。従前の方々は、顧客の対応に対しての販売がほとんどですが、新しく参入したいとしている方々は、ネット販売等を主戦場にしているところです。ネット上での展開は、ふるさと納税の返礼品エントリーなどには、大きな協力が得られる期待を感じる反面、従前の方々とうまくやっていけるんだろうかという不安要因も、私は若干感じています。

ふるさと納税の返礼品のエントリーの様子を見ますと、小倉甘藷生産組合の方が1名、組合に加入されてない方が2、3名いらっしゃるように見受けられます。今まで一生懸命、従前のやつてきた方々は、こういう若手が入っていく。多分、突然入ってきて、お腹の中では、前触れもなく勝手に初めてと思っているかもしれません

し、新規参入者は、ぎこちない遠慮感を持ちながら作業をしているというふうに、聞いています。伝統ある部分の継承に加わってくれることは、非常にありがたいことですが、やはり、それなりの筋を通しておくことは、いつの時代でも欠かせないことです。

新規参入者が当たり前のように、小倉乾燥芋という伝統ある名称を名乗っていますし、もしかすると、今まで一生懸命やってきた方々は、できれば、小倉乾燥芋という名称ではなく、違う名称でやってほしいというふうに思っている方も、私はいるような気がします。このような部分で、仲を取り持つ役を行政がしてくれたら、新旧が仲よく関わり合い、ときには情報交換しながら、堂々と小倉乾燥芋、あるいは違う名称もまじるかもしれません。それを吉岡町の特産品・名産品として、ふるさと納税返礼品にできると考えているのですが、こういう仲を取り持つという、こういう難しい部分に、町が積極的に関わっていくことは可能でしょうか。ご回答いただけますか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 現在、町では乾燥芋の生産者として、小倉甘藷生産組合の会員の方々については、把握はしておりますが、新しい生産者の方々については、物産館への出品者、またはですね、ふるさと納税の出品者以外の方については、把握はしていない状況でございます。

このため、議員おっしゃる新旧農業者間の距離感については、承知しておりませんでした。行政が感情や意識の違いが多くを占める新旧農業者の仲を取り持つというのは、なかなか難しいものがあるかなと思っております。

また、名称についてですが、小倉乾燥芋について商標登録はなされていないと認識しております。そのブランディングについても、生産規模や生産者の考え方により特段、地域としての取りまとめという段階までは、いっていないと認識をしております。

いずれの課題についても、乾燥芋に限らず、地域の農業を持続可能にするための共創、共に創る土台づくりとして、行政として何らかの制度的支援については検討を始めていきたいと考えております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） なかなか難しいことかもしれません、情報を入手していただいて、新旧が本当に仲よく情報交換しながらやっていけるような環境づくりにぜひ協力していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

今回は、一つの例として、小倉乾燥芋もお話をさせていただきましたが、みんなが、意識を持ち続けて知恵を出し合えば、吉岡町には、まだまだ他にもよき特産品・名

產品候補が眠っているかもしれません。展開やアイデアに行政が関わってくれることも、いろんなものをうまく進める重要な要因であるというふうに考えます。テレビ東京で放映されたよじごじDaysにも大きな反響があったと聞き及んでいますので、小さなチャンスを次の展開につなげていくことに、町の行政の力を一杯貸してください。よろしくお願いします。

続きまして、12月議会で提案させていただいた産学官連携の包括協定に関して、締結の可能性があるのかについてお尋ねします。

昨年、群馬大学発ベンチャー企業から吉岡町と産学官連携の包括協定を締結したい旨の申出を受け、12月議会でいろいろと説明させていただきました。時々ですが、ベンチャー企業側から今日、吉岡町の担当部署に行ってきましたとか、そういう話は、連絡は受けておりますが、私は詳しい内容まではなるべく聞かないように、あえてしています。

この件の進展状況ですが、町側の現状、感触として、どの程度のレベルにあるのかをお伺いしたいと思います。

今は試行段階だと承知しておりますが、現行を継続することで、徐々に現実味を帯びるのか、お聞かせいただける部分がありましたら答弁お願いします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 包括連携協定締結に向けた進展について、ご質問いただきました。

先般、当該企業から具体的な申出をいただき、庁内で検討した結果、連携分野が多岐に渡る包括連携協定ではなく、特定の分野に限定した個別連携協定の締結に向けた協議を開始しております。

本件に係る個別連携協定では、地産地消・循環型農業の推進を目的として掲げ、連携事項については、現実的かつ実効性のあるリストアップを行っているところであります。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 12月の一般質問の中で、群馬大学が研究してきたGUDアグリという肥料の話もさせていただきました。この肥料、当時は、土壤改良剤ということで紹介したんですけども、ここでちょっと皆さんに承知しておきたいことを少しだけ話させてください。

当時、私1年半ぐらい前にこのGUDアグリというものを知りまして、そこからちよつと関わってきて12月の議会で細々と説明させていただきました。当初から土壤改良剤の剤の字は洗剤の剤で、群馬大学のホームページ、ベンチャー企業のホームページも、洗剤の剤でずっと書いてありましたので、私も、つい最近までそういうつもりでおりましたら、その後、メディアの取材を受けるたび、新聞に載るたび

に、土壤改良剤の剤の字が、材木の材のほうになることが多い、今まで、洗剤の剤で多分、新聞記事に載ったことは1度もないんじゃないかなっていうレベルでした。

それで今回改めてこの一般質問をするに当たって、ベンチャー企業側、大学側に聞きましたら、先般、大きな記者発表あって、その後も、全ての新聞が木編の材になっちゃったので、それを受け、群馬大学、ベンチャー企業も全て今ホームページの剤を直しました。だから、今後もし、皆様の中でそういう情報がいたり、あるいは、文字にするようなことがありましたら、土壤改良剤の剤の字は、材木の材になってしましましたので、承知だけよろしくお願ひします。

GUDアグリを発酵機という機械を使って、町内で本格的につくり始めたのは、今年の3月からですが、実は、昨年、春にも町内でこの肥料を作っており、それを町内の米づくりに使用し、昨年の秋に収穫しております。昨年の段階では、発行を促進させるその発酵機という機械は、まだ町内にありませんでしたので、当時の土壤改良材づくりは全て手作業で行いました。去年、収穫した米のその後ですが、いろいろな手續があり少々手間取っておりましたが、半年ほど前ですかね、吉岡町産コシヒカリ（GUDアグリ使用）精米10キロという名称でふるさと納税返礼品としてエントリーされました。

納税額が結構な金額ですので、少々不安を抱きつつ、もう推移を見守るしか、私はできませんけども、私の個人的な印象なのですが、いきなり10キロじゃなくて、2キロとか3キロとか5キロとか、そういうふうにしたほうが少し値段も安く納税額も抑えられて、動きもよくなるんじゃないかなっていうふうに私は、勝手に思っているのですが、担当部署としてはどのような見解を持つか、また、そんなアドバイスめいたことは、出してくれる人のほうに、こんなんがいいんじゃないのとか、言えないのかどうか、言えるのかいないのか、その辺お聞かせください。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） ふるさと納税の返礼品の小分けについてでございますが、ふるさと納税の返礼品は、応援したい自治体へ寄附をしてくださった方へのお礼として位置づけており、返礼品は、市場で販売されている商品等をふるさと納税額に応じてお礼としてお送りしているものでございます。

また、ふるさと納税は、ご自身の住民税控除等を行うことができます。加えて、ふるさと納税をされる方の関心事項は、ご自身の所得税や住民税などがどの程度になるかを見極め、その税金が控除される範囲で、ふるさと納税することと、ふるさと納税の返礼品を何にするかだと考えます。

例えて言えば、商品を販売する小売店では、同じ商品でも大入りの商品や小分けの

ものとして販売しております。それは製造メーカーが、商品の売上げ拡大のため、消費者の生活様式やニーズに合わせた商品開発しているものと考えられるからです。同様に返礼品も同じ種類の商品も数量や重さが異なるものが多数あれば、納税者が返礼品を選択できる幅が増えるものと考えております。

それと先ほどアドバイスなんですけれども、こちらのほうから調べさせていただきましたら、10キロではなく2キロというのもございます。こちらから提言等も行っていければと考えております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 私がちょっと聞いた話では、令和7年度産の米は、もうちょっと値段を下げた形で、お手頃な価格にしたいという話もしてましたので、ぜひ今後ともご指導よろしくお願いします。

実はこの吉岡産コシヒカリ（GUDアグリ使用）の返礼品エントリーに先駆けまして、この米を使った日本酒造りも始めておりました。専門的なことは私分からないんですが、生もとづくりという非常に伝統的な酒造法で、さらに食用米を使用してつくるということは、非常に珍しいものだということです。

先般この日本酒が完成しまして、7月25日午前11時から群馬県庁5階の記者クラブで記者発表に同席してきました。今回の発表内容は、产学連携で日本酒を製造したという発表でした。群馬大学から1名、群馬大学ベンチャー企業から2名、酒造会社から1名、吉岡町からは企画財政課長と産業振興室長の2名、原料米生産協力者として、私、秋山も同席させていただき、計7名で記者発表に臨ませていただきました。

今回は、产学連携ということの記者発表を行いましたが、内容的にはもはや、産学官連携といつても遜色ない内容だと感じております。私の想像になってしまふんですけども、恐らく町長にも、この記者発表への同席要請があったのではありませんか。それとも、まだ、連携協定を結んでないし、時期早尚という判断をされたんでしょうか。それとも、既に予定があって、同席することができなかつたのでしょうか。つまらない質問ですが、お答えいただけたらありがとうございます。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 7月25日付けのプレスリリースにつきましては、当該時点において、関係企業との間に、町行政としての関わりが認められず、公正、透明性を最優先に考え、町長自らの同席を控える慎重な判断をとらせていただきました。

これは、町としても説明責任を果たすべく慎重に対応した結果であります。

しかしながら、長期的な視点での連携には大きな期待が寄せられることもあり、協力関係を築く方法で取り組むべく、企画財政課及び産業観光課の職員が同席させて

いただいた状況でございます。

今後におきましては、関係性を明確化にするためにも、個別連携協定の締結を進めてまいります。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） それでは同席していただいた企画財政課長にお聞きしたいのですが、吉岡町という単語が何回も出てきた今回の記者発表を受けて、どのような感触をお持ちになったか、お聞かせください。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） このたび、記者会見に同席させていただきありがとうございました。

議員のお話のとおり、会見の中では何度も吉岡町の名が取り上げられました。特に町内の水田を活用するきっかけになったこと、吉岡町由来の天然廃棄物を原料とする土壤改良材を使用したこと、そして町内の有志の方が協力して米づくりを進めてきたことは、まさに吉岡町の農業振興に大きく寄与するものと、ともに町のPRにもつながったと深く感謝しております。

町として今後も地産地消の循環型社会の実現に向け、引き続き連携を図りつつ、さらなる発展を期待していきたいと考えております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） ゼひよろしくお願ひします。

次ですが、群馬大学発ベンチャー企業から生産されたこの肥料でつくった町内産の米とその米からつくった日本酒の展開に町はどのような期待をしているかという部分をちょっとお聞きしたいと思います。

記者発表をした当日夕方・翌日・翌々日と各メディアで取り上げてくれたようですが、あらかじめの放映予定が分かりませんでしたので、私もNHKや群馬テレビの放映はリアルタイムで見ることはできませんでした。

しかしながら、後々改めて放映や記事になった内容を見ますと、テレビ局・通信社・各新聞社、それぞれが、群馬大学が開発を続けてきた土壤改良材を吉岡町内の食品廃棄物を原料として吉岡町内で製造し、その土壤改良材を吉岡町内の水田で使用し米をつくり、その米を原料米とした日本酒を吉岡町内にある群馬大学発ベンチャー企業がプロデュースした。まとめるとこんな感じです。

今回は、酒の発表の記者会見でしたので、結局、酒というのが最後に来ちゃうんですけど。という内容にまとめてありますと、よじごじDaysに続き、再度、吉岡町のよきPRになったとも感じております。私自身も記者発表というのは、人生で初めての経験でしたが、よい経験ができたというふうに感じています。日本酒も返

礼品として使えそうですし、米の抱き合わせなんかさせたら、さらに面白い展開につながるのではと感じていますので、何か調整が図れれば、いいなというふうに今現在は思っています。

これは参考の話になってしまいますが、8月の下旬に都内で酒類の試飲会の結果発表があったという話が私のところにありました。

7月の26、27日、中目黒で、和酒フェスという和の酒のフェスティバル、これ年間に3回、日本で大阪だと中目黒で行われてるらしいんですが、7月26、27日で、今回つくったお酒を出品してて、試飲していただいて、スパークリングワインですとか、ウイスキーですとか、三、四種類の酒を試飲して、それぞれの部門のチャンピオンを決めるらしいんですけども、217種類という、ウイスキー、スパークリングワイン、日本酒全部含めて217だったと思うんですけども、日本酒の部門で今回の私どものお酒がナンバーワンを取ったという報告を受けております。

町長も何らかのタイミングで、テレビで放映されたもの、あるいは新聞記事を目にされたかと思いますが、どんな印象を持たれましたか。そして、この米、この酒にどんなことを期待し、今後どのような展望が望ましいと思われますか。さらに、これらの件は、包括協定といいますか、個別協定のほうには、進んでいるようですがこのお答えは結構です。

この先にどんな期待をし、どのような展望が望ましいと思われているか、お答えいただければありがたいです。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 日本酒の試飲会での評価が非常に高いものであったとのことは、関係企業及び常日頃より支援する方々の努力のたまものだと推察し、吉岡町としても大変喜ばしい限りでございます。

新聞テレビの報道は、拝見する機会を得ませんでしたが、関係者のほうから状況報告をいただいております。今までの事業遂行に安堵するとともに、これから展開に大きな期待感を持つことができました。

現在、協議を進める個別連携協定におきましても、地産地消、循環型農業の推進を目的とし、今後の展開としましても、議員がおっしゃるとおり、ふるさと納税返礼品への出品、また、土壤改良材GUDアグリを活用した様々な商品開発に期待するところでございます。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） いくら良いものを発掘し、考案したとしても、やはり今の時代、返礼品に結びつけなければ、町への貢献にはつながりませんので、さらに試行錯誤を繰

り返しながら、しっかりと仕上げていきたいというふうに考えております。

そして、我が町にも、間もなく新米収穫の時期を迎えます。昨年取れたものは、一般の方に提供することはできませんでしたが、今年収穫される新米は、吉岡町ふるさと祭りで、このGUDアグリを使ったコシヒカリ新米ですけど、吉岡町ふるさと祭りで吉岡町振興公社さんやJA北群渋川さんの協力をいただきながら、数は限定になってしまふと思いますが、お披露目販売ができたらと考え、今、関係者で準備を進めさせていただいております。

一つだけ確認させていただきたいのですが、その協定とかを結んだ場合に、町にはどんなメリットがあって、さらにデメリットにつながるような要素もあるのかという部分をちょっと確認したいのですが。もしお答えいただければ、よろしくお願ひします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） まず、メリットとしては、地域経済の活性化、これは地元の農家が育てた米を使うことで、農業の収益が安定し、酒造業との連携が生まれます。

続いて、地産地消・ブランド化、吉岡町産の米を使った酒は、地域のアイデンティティを表現する商品となり、ここでしか味わえないという魅力を生み出します。

また、環境への配慮と循環型農業、これは群馬大学が開発した土壌改良材GUDアグリを使った米で酒を醸造することで、食品廃棄物の再利用など環境に優しい取り組みであると考えます。新米などのふるさと祭りなどの紹介は、地域の文化体験としてアピールできるものと考えております。

デメリットとしては、やはり安定供給の難しさがまず挙げられると思います。地元米だけに頼ると、どうしても天候不順などにより、収穫量の変動で原料が不足するリスクが考えられます。

また、コストや価格競争の問題もございます。地元産で手間をかけた高品質米は、コストが高くなりがちとなり、他の酒造会社製品に比べると価格面で不利になることも考えられます。継続的な需要の確保もデメリットとして挙げられると思います。お祭りやイベントなどでの一時的な需要などなく、通年で売れるようなブランド力を高めていき、購入者の継続的な確保が課題になると考えております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5番（秋山光浩君） 私も少し関わってしまった立場上、時々、手伝いのようなことをしておりますが、今強く感じていることは、やはり場所が手狭であるということです。

GUDアグリを生産するための原料のストック、出来上がったGUDアグリを保管しておく場所などを考慮しますと、やはり広い場所が欲しくなります。

先月上旬に政府から米の増産方針が発表されました。このことが我が町にどのよう

な影響を及ぼすかは、今のところ不透明ではありますが、一定の需要が見込まれるこの肥料を使ったこの米を多めに作ることは、少しばかりの活気の呼び戻しになるのではないかというふうに私は感じております。

さらにこの肥料の評価が高いことから、当然、野菜にも使用できないかという流れにもなってくることが予想されますし、ということは、土壤改良材の増産もしなければならず、場合によっては、使用する機械の台数も増やす可能性も考えた準備をしなければなりませんが、なかなか、それを補える広さを持つ施設がないのが現実です。もし、町の施設で一定の面積があり、今は使用されていないような場所がありましたら、倉庫代わりとしてお貸しいただくことはできないかなと思っているところですが、それについての見解と可能性をお願いします。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 議員お尋ねの件でございますが、以前からお話をいただきおり、現在、場所の選定、貸し出し手続きの方法など、庁内にて検討している状況でございます。

結果がまとまり次第、お示しできればと考えております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 大変ありがたいをお答えいただき恐縮しております。ぜひ、よろしくお願いします。

今回は、日本酒の記者発表からこんな質問につなげさせていただきました。普段、農作業とは縁遠いと思えるメディア関係者からもこの肥料・この米・日本酒は、非常に高い評価を受けたと実感し、私も自信につながっております。少しずつしか進展しませんが、私は、この循環型の米のプロジェクトを何年かかろうとも成功させ、吉岡町ブランドの確立・地産地消への展開・ふるさと納税返礼品の充実につなげたいというふうに考えております。

最後に町長と教育長にお尋ねしたいのですが、まず、町長からお願いします。

米の名称は、今現在、吉岡町産コシヒカリ（GUDグッドアグリ使用）です。この名称のままでよいと思いますか、それとも雪ほたかのように、何か吉岡町をイメージできる名前のほうが良いと思いますか。直感でいいので、お答えいただけたらありがとうございます。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今から5、6年前になります。自分が町長に成り立ての頃なんですけども、吉岡町のふるさと納税の額が余りにも低いと。一般質問で議員さん方から毎回質問攻めを、激励をいただきました。

今もですね、今回も何人かからいただいてます。このふるさと納税制度が開始され

たとき、私が就任する前の時点ではあります、町では、余りこのふるさと納税に関心を持っていなかったのではないかと自分は感じております。スタートが、遅しの感は否めなかったのですが、町として何かないものかと職員らと、みんなで思案しているとき、ある若者から、中国で試している私たちが開発している肥料を吉岡町内の水田に使用して、優良米づくりを提供したいんだけど、そういう提案を持ち込まれました。

もしかして、時間はかかるがこれが町の特産品にふるさと納税に活かせるかと思い、自分はそのとき、即刻同調して、以後一緒に水田の肥料散布等共同作業で米づくりをしてまいりました。もちろん、ネーミングについても検討を重ねてきました。吉岡町産コシヒカリ、ぐっどまい、今それを共有して、現在に至っているところであります。

吉岡町においても、ブランド化による付加価値の創出は非常に有効な手段であり、ブランド化により米農家が生産力や販売力を高める大きな一助につながるものと考えております。町内の様々なキーワードを生かした吉岡町をイメージするサブブランド名付加等、議員提案の追加ネームをも視野にこれからも、秋山議員をはじめ、町内多くの協力者皆さんとともに、さらなる拡大・発展に期待感満載の展望が広がっていくのではないかでしょうか。

大変楽しみにしております。仕掛け人の1人として、果てしなき夢に期待していくたいと思うこの頃でございます。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 吉岡町産コシヒカリというネーミングでずっと行くとなるとですね、ずっとコシヒカリしかつくれなくなっちゃうんですよね。ですから今後の温暖化とか、そういうものを考えると、やはり最初はそんなにバーッと大流行はしないと思いますけども、やはり、吉岡をちょっとイメージできるようなネーミングをつけて、気候に合わせて、品種も買えるようなやり方のほうが、私は今後はいいんじゃないかというふうに考えてますが、町長、どうですか、こういう考え方は。お答えいただけますか。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほども申し上げましたようにネーミングについては、今後、検討課題はあると思っております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） そこで、次に教育長にお尋ねします。

吉岡町産コシヒカリという名称ではなく、吉岡町をイメージできる名称に考えることを実は私ども考えてます。理由は、先ほど言ったことですか、そういう部分か

らの思いつきなんですけども、新しい名称を考える際にですね、私のイメージとしては、小学校5、6年生ぐらいを対象に公募を考えてます。夏休みの宿題といいますか、自由研究といいますか、新しく来るタブレットの中に、そんな説明書きをして、父兄の方にも、児童の方にも説明していただいて、納得していただいて、親の知恵を借りながら、子供たちが名前をつけるという、そんなんこともできたらいいなというふうに考えておるんですが、そんなことが本決まりになって、私どもがお願いに行ったら、その辺の企画、教育委員会で受けていただけるでしょうか。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 喜んで受けさせていただきます。

その理由といたしましては、やはり町内産の米のネーミングを考えることなど、子供が町や身近な地域課題の解決に関わるというこの体験は、議員さん方、しばしば私に質問していただいている郷土に誇りを持つ心の育成、これに直結するものもありますし、また、自分のアイデアが町の銘柄米の名前に採用されたり、それでまた表彰されたりということなどするなどして、郷土や社会のために役立ったという経験は、自己肯定感を高め、将来にわたって、その子供自身の宝になるというふうに考えております。

また、ただいまの質問等に秋山議員の説明にもありましたことを伺うと、まさに町内の農家の皆様が思いを込めて育てた米というふうにもなりますので、なおさらのことだと考えております。

依頼された場合には、教育委員会へ相談があった場合には、その内容をしっかりと吟味した上で、どのような方法がいいか検討しましてですね、子供たちに呼びかけていきたいというふうに考えております。

〔5番 秋山光浩君発言〕

5 番（秋山光浩君） 今年のふるさと祭りでお披露目販売して、当然、少し話題にはなってくれると思ってるんですよ。勝手に。そんなことで、早ければ来年の夏休みに、自由研究で提供できればいいななんて、勝手に思っているので、これからもいろいろ頭絞って、アイデア、みんなで出し合いながら、いろんな面白いことを考えて町のお役に立ちたいというふうに思ってますので、今後ともご指導よろしくお願ひします。

以上で終わります。一般質問終わります。

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、5番秋山光浩議員の一般質問が終わりました。ここで休憩をとります。再開を16時15分とします。

午後 3時58分休憩

午後 4時15分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。2番春山和久議員を指名します。

〔2番 春山和久君登壇〕

2 番（春山和久君） それでは、議長への通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、大きな質問が一つその中で3項目に分けて質問をいたします。

まず、初めに町の拠点機能と整備についてです。町民の暮らしと行政サービスの中枢を担うコミュニティーセンター及び本庁舎の老朽化と今後の整備方針について、お伺いをいたします。

まず、地域の活動拠点であるコミュニティーセンターでは、トイレの一部が現在使用停止となっているなど、町民の利便性に直接支障を来している状況です。

また、本庁舎においては、3階を中心に雨漏りが深刻化しており、天井には大きな染み、カビ、異臭が発生し、電灯が点けられない状場合もあると伺っています。これは既に単なる経年劣化の域を超えてるものと考えます。

そこでまず初めに、伺いたいのは、コミュニティーセンター及び本庁舎の竣工日、そして耐用年数をお答えください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） コミュニティーセンター及び本庁舎の老朽化と今後の整備方針についてでございますが、この二つの施設は同じ町の施設ですが、一般会計で管理している施設と公営企業会計で管理している施設に分かれております。国においては、これから的人口減少を踏まえ、平成26年4月22日付の総務大臣通知で、公共施設等の利用需要が変化していくことは、予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とし、公共施設等総合計画管理計画の策定を求めました。

これを受け、全国の自治体では計画の策定に取りかかり、吉岡町においても、平成29年3月に吉岡町公共施設等総合管理計画を策定し、令和4年3月に改訂しました。

また、各施設を所管する部署において個別の施設計画を策定しています。各計画どおり各施設を修繕や更新を行いたいところであります、実態としては、財政状況により計画どおりに進んでいない状況であります。

詳細につきましては、企画財政課長より説明をさせます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 町長の補足説明をいたします。

まず、町長の説明にありました吉岡町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画につきましては、ご承知だと思いますが、吉岡町のホームページへ掲載してございますので、ご覧いただければと思います。

ご質問の吉岡町コミュニティーセンター及び町庁舎の竣工及び耐用年数にお答えいたします。

まず、吉岡町コミュニティーセンターです。竣工日は、昭和57年11月、構造は鉄筋コンクリート造りで、耐用年数は50年でございます。

次に、吉岡町役場庁舎です。竣工日は、昭和62年2月、構造は鉄筋コンクリート造りで、耐用年数は50年となってございます。

〔2番 春山和久君発言〕

2 番（春山和久君） 私の質問に状況に対してですけれども、町としてどのように状況を把握し、対応しているのか。

現場の確認状況と併せて説明をお願いいたします。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 先ほど町長の説明にもあったように、施設計画を策定しております。長寿命化対策として計画どおり対策を行っていれば、ご指摘を受ける部分も少なくなっていたのかもしれません、計画も全ての事態を見通す、または、予測して策定できるものではございません。

実際、ご指摘を受けた事象の異臭についての情報は、把握しておりませんでした。施設老朽化の状況把握については、職員からの通報等を含め、特に吉岡町コミュニティーセンターについては、建築基準法第12条第1項の規定による定期検査を行っており、その報告を受けております。

また、対応については、指摘事項等をその都度計画に反映させておりませんが、情報を保有しており、財政上の都合もありますので、順次、指摘事項を解消していくこととしています。

〔2番 春山和久君発言〕

2 番（春山和久君） 定期的に検査を行っているということを今、伺いました。その場合ですね、これは万一のことではありますけれども、外壁にクラック、ひび等が入っている場合、内部の構造部材、先ほど構造が鉄筋コンクリート造ということをお伺いいたしました。その内部部材、鉄筋などへの影響は確認をしているのかされてい るのか。

万一、鉄筋が錆によって、そこからいわゆる爆裂ということが発生していたら、補修にですね、高額な費用がかかる上、建物の運用にも支障を当然来すと思います。そこまで確認をしているのかどうか、お答えください。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） お答えします。認識はしておりましたものの、対応年数から問題ないだろうという安易な考えがあったかもしれません。

状況を再確認し、必要な箇所については、指摘事項を適宜、解消していくべきと考えております。

〔2番 春山和久君発言〕

2 番（春山和久君） それでは次の質問に移ります。

整備手法と財政的判断の在り方ということでお聞きをいたします。施設の整備方針を検討するに当たっては、既存施設の長寿命化も一つの可能性として考えられるかもしれません。

しかし、ここまで劣化が進行した中で、改修による機能回復が現実的なのか、また、そのための費用対効果がどの程度見込まれるのか、大きな課題となります。仮に詳細な調査を行うとしても、建物の内部構造まで診断が必要となる場合、多大な費用がかかる可能性があり、その結果、やはり建て替えが必要と判断されるようであれば、調査費自体が回避可能だった支出となる懸念もあります。

その他で建て替えを選択する場合、PFI（プライベートファイナンスイニシアティブ）など、民間資金やノウハウを活用する手法も、初期負担の平準化や運営コストの抑制といった点で有効な選択肢となり得ます。

そこでお伺いをいたします。町としてこのような手法をどの程度想定しているのか、また、導入の可能性、検討状況、課題認識について見解を伺います。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 施設の建替、または、補修や修繕を行うことで、長寿命化するかどうかの判断をする場合、いずれにしろ、現在の建物の診断を行わなくては、経済性等の比較検討ができないと思われます。

ただ、ご指摘いただいた課題を放置し続け、議員の心配している結果となれば、当然、長寿命化する場合、その費用が嵩むこととなります。

また、役場庁舎や吉岡町コミュニティセンター施設に限らず、吉岡町にある複数の施設が耐用年数を迎えるとしており、耐用年数が十分ある施設もいずれ耐用年数が必ず到来します。それら施設を個々に建替、または、長寿命化するのではなく、施設の集約等も検討しなければなりません。

さらに、将来人口推計によれば、2040年代には減少傾向も迎え、現在の税制度を続けるとすれば、人口減少に応じた自主財源の減少も危惧され、財政状況の悪化の背景も検討材料に入れなければなりません。

ご質問のどのような手法をどの程度想定しているかのご質問ですが、手法につい

ては、あらゆる手法を想定し、先ほど述べたことも踏まえつつ、取捨選択をして、検討していくべきだと考えます。

したがって、現段階では導入の可能性について幅広くあるということになります。

また、施設の建替か否かについての検討は行っておらず、実効性が乏しいものの、庁舎等個別施設計画により、長寿命化を主眼に計画を進めています。課題認識については、目視できる課題に加え、専門家の助言もいただきながら、課題として把握できないものもありますので、適宜検討してまいりたいと考えております。

〔2番 春山和久君発言〕

2 番（春山和久君） 施設の集約、また、あらゆる手法をお考え中と今答弁がありました。

その中で答弁にもありましたとおり、仮に長寿命化を行う場合ですね、現在より、全体の維持管理費が増大されることが想定されますけれども、この場合どのように評価されているのかお答えください。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 現段階で評価することは大変困難と考えますが、施設の建替、

または、長寿命化等を行うにしても、近年の資材高騰や人件費の上昇により、費用については今後も増加していくことが予想されます。

長寿命化では、建替より維持管理の面で費用負担が増えていくことは、容易に推測できますが、現時点では、多くの施設で選択せざるを得ない状況にあります。そのため、より効率的・効果的な手法を検討してまいりたいと考えております。

〔2番 春山和久君発言〕

2 番（春山和久君） また、建替と長寿命化の双方について、ライフサイクルコストや、整備後の維持管理費も含めた数値的比較・分析を難しい部分ではありますが行っているのか、その結果や見通しを町民に丁寧に説明される予定があるのか、ここの部分も併せてお答えください。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） お答えします。令和2年3月に作成した庁舎等個別施設計画では、大規模改修と建替費用を推計しております。

役場庁舎については、大規模改修が8億3, 200万円、建替が13億3, 120万円です。

吉岡町コミュニティーセンターについては、大規模改修が2億4, 825万円、建替が3億9, 720万円となってございます。

しかし、計画の策定時点での想定額であり、先ほども答弁させていただいたとおり、近年、資材費の高騰や人件費が上昇してございます。結果、現在に換算した金額の算出は困難ではありますが、計画の値と比較にならないほど高額になると思わ

れます。町民への説明については、冒頭でもお話をさせていただきましたが、吉岡町総合管理計画及び個別施設計画につきましてはご承知だと思いますが、吉岡町のホームページへ掲載し、周知させていただいております。

今後、計画を更新する際は、議員皆様への説明や町民への周知は、適宜行ってまいりたいと考えております。

〔2番 春山和久君発言〕

2 番（春山和久君） それでは次の質問に移ります。

次はですね、判断の時期についてということでお尋ねをいたします。吉岡町は、現在急速に発展しており、その分支出はあるものの町のさらなる発展、人口増や税増収がしばらく続くと認識しております。

しかしながら、今後は、少子化・高齢化の加速により、町を取り巻く環境はより厳しくなることが予想されます。だからこそ、意思決定の自由度がまだ残されている今こそが、将来世代への責任を果たすための備えの時期ではないかと考えます。

そこでお尋ねをいたしますけれども、整備計画の是非のみならず、決断のタイミングそのものが町の持続可能性に大きな影響を与えることとなります。

一つ目といたしまして、町長、ご自身として、この点をどのように捉えておられるのか。

二つ目といたしまして、町民への説明責任、また、合意形成の在り方をどのように検討していこうとさされているのか。

三つ目といたしまして、町長として描かれているこれから吉岡町の姿とその中における拠点施設の意義についてどのような見解にあるのか、お答えを求める。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） お答えします。①につきましては、町の方向性を左右する施設整備には、財政状況等も加味しなければなりません。施設整備だけでなく、各事業における社会情勢の変化により、ニーズの失われたもの、目的が達成されたもの、新しい施策に基づき別の事業ができているもの、執行実績や利用実績が低調に推移するものは見直していきたいと考えております。

これらを総合的に考え、施設整備に充てられる財源があるのかを判断しなければなりません。議員のおっしゃるとおり、決断しなければならないときは来ます。判断のタイミングをより適切なときに行わなければいけないと考えてございます。

②につきまして、町民への説明責任、合意形成の在り方については、全ての方の納得するものとはなりませんが、皆様の求めることについては、できる限り対応していきたいと考えております。

③につきまして、庁舎に限らず、行政施設は住民福祉を増進するための重大な役

割を果たし、地域の発展に寄与するものと位置づけております。これまで児童保育、学童保育、学校建設等整備してまいりました。これらの決断のタイミングについて、賛否両論はあろうかと思いますが、時期を逸しない適切な時期に行えたのではないかと考えております。

施設を建設すれば、箱物行政と揶揄された時期もありましたが、現在もそのような言い回しをされることもございます。

しかし、それは目的が明確にされず、十分な検討がなされない状態で建設されたものでございます。ご質問のこれから吉岡町の姿と拠点施設の意義ではございますが、地域の文化や伝統を守り、その拠点として大いに利活用されることを期待しております。

〔2番 春山和久君発言〕

2 番（春山和久君） いざれにいたしましても庁舎、そして、コミュニティーセンター、町の施設は、町民のよりどころとなる施設となりますので、しかるべきタイミングにしかるべき処置を行う。これは当然ではありますけれども、そのタイミングを逸しないような形で、常に考えていただき、また、新たな情報等がありましたら、適宜発信をしていただければ、我々、議員としても、また、町民の皆さんも安心して暮らせるのではないかと考えております。

以上で2番春山の一般質問を終了いたします。

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、2 番春山和久議員の一般質問が終わりました。以上で本日の会議で予定されていました一般質問は全て終了しました。明日は通告のあった10人のうち残りの4人の通告者の一般質問を行います。

散 会

議 長（富岡大志君） 本日はこれをもって散会とします。

午後 4時39分散会

令和7年第3回吉岡町議会定例会会議録第3号

令和7年9月4日（木曜日）

議事日程 第3号

令和7年9月4日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No. 7～No. 10）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎 守人君	2番	春山 和久君
3番	藤多 ゆかり君	4番	大井 俊一君
5番	秋山 光浩君	6番	宮内 正晴君
7番	小林 静弥君	8番	富岡 栄一君
9番	飯塚 憲治君	10番	廣嶋 隆君
11番	坂田 一広君	12番	飯島 衛君
13番	小池 春雄君	14番	富岡 大志君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎 徳一郎君	副町長	高田 栄二君
教育長	山口 和良君	総務課長	小林 康弘君
企画財政課長	齋藤 智幸君	住民課長	深谷 智洋君
健康福祉課長	一倉 哲也君	産業観光課長	渡部 英之君
建設課長	大澤 正弘君	税務会計課長	福島 良一君
上下水道課長	永井 勇一郎君	教育委員会事務局長	米沢 弘幸君

事務局職員出席者

事務局長 岸 一憲 係長 関 浩己

開 議

午前9時30分開議

議 長（富岡大志君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は、13名です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。本日は、通告のあった10人のうち残り4人の通告者の一般質問を行います。

これより、お手元に配付してあります議事日程【第3号】により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（富岡大志君） 日程第1、一般質問を行います。

12番飯島 衛議員を指名します。

〔12番 飯島 衛君登壇〕

12番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、公共施設のLED化についてということで、質問します。

（1）公共施設のLED化の現状と今後の計画はということで、お聞きします。水銀による環境汚染や健康被害を防ぐ水銀に関する水俣条約に基づき、一般照明用蛍光灯の製造と輸出入が2027年末で禁止される2027年問題があります。上毛新聞にも5月に載っておりました水銀を巡る2027年問題として掲載されておりました。

これはですね、蛍光灯には、微量の水銀が使用されています。水銀がなければ、蛍光体自体が発光しないため、仕組み上は不可欠な存在です。

しかし、水銀は自然環境や人体においては有害な物質でもあります。特に、廃棄時に適切な処理が行われないと、自然環境を汚染するリスクや生物濃縮による人体へのリスクがあるのです。水銀の排出は、世界的な課題となっていることから、前述の水銀に関する水俣条約が締結されました。同条約では、水銀を含む製品の製造や輸出入が規制されています。日本もこの条約に批准し、既に水銀を使用した体温計、血圧計などの製造は禁止されており、ボタン電池についても、2025年末で製造禁止となります。

そして、2023年秋に開催された水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において2027年末までに全ての蛍光灯の製造、輸出入が段階的に禁止されることが決定しました。

そして、上毛新聞にもですね、公共施設LED化というふうに蛍光灯禁止へ対応急ぐということで見出しで記事が載っておりました。その記事によりますと、太田市では、市役所や行政センターなど、延べ床面積500平方メートル以上の公共施設51箇所について、27年度までにLED化をする方針。総事業費11億8,000万円を投じる一方、省電力により37年度までに電気料金6億4,400万円を節約できる試算で、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティーに向けた施策に位置づけているというふうになっております。

また、高崎市では、来年度、私立の小中学校などのLED化を進めるが、財源の都合上、27年までの完了は難しいとありました。ただ、18年度以降、施設を更新した小中2校はLED化で統一したほか、高崎経済大附属高校は、本年度中にLED化するというふうに書いてあります。市立小中学校の体育館は、既にLED化が完了しているというふうに載っておりました。

そういう点を踏まえてですね、我が吉岡町といたしましてですね、公共施設のLED化への対応がなされておるところでございますけども、現状の実施状況とまだ実施されてない施設はどのくらいあるのか。

また、今後の計画についてお伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

昨日に引き続いて本日、4名の議員さん方から質問をいただいております。

まず、最初に飯島議員のほうから公共施設のLED化についての質問いただきました。

公共施設のLED化は、エネルギーの効率化とCO₂排出量の削減、さらには、住民サービスの質の向上を同時に達成する重要な施策であり、町の長期的な財政健全化と持続可能な行政運営を支える柱と言えるところであります。LED化を進めるべき根拠として、国が推進するデジタル化の趣旨と整合性が挙げられます。国の方針は、省エネルギーとデジタル化を同時に進め、地域の生活サービスの質を高めることを基本に置いており、自治体としての公共空間の照明をLED化することで、エネルギーコストの削減と環境への配慮を図ることが求められています。

さらにLED化は、長寿命化と保守の簡便化によって、維持管理費の抑制にも直結します。これらはまさに財政健全化と住民サービスの向上を同時に実現する施策だと考えております。

詳細につきましては、企画財政課長より答弁をさせます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 町内にある54施設の調査を行いました。

そのうち、LEDを全部導入済みの施設が9施設、一部導入済みの施設が11施設、導入なしが31施設でございました。照明設備がない場所等もありますので、51施設について調査をさせていただきました。

そのうち、学校施設では、全部導入済み、または、一部導入済みです。

河川敷など、振興公社が管理している施設については、一部導入、または、導入なしとなってございます。

体育施設等では、全部導入済み、一部導入済み及び導入なしとなってございます。

今後の計画ですが、財政状況等も鑑みながら、隨時更新を行ってまいりたいと考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今、課長のほうから導入なしというのは、要するにその対象物がないということでよろしいですか。導入なしというのはどういうことでしょうか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） こちらについては、蛍光灯等がついており、LEDが全くついていないということで導入なしということでお答えさせていただきました。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） それでは、いずれはLEDにするということでおよろしいでしょうか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 先ほども申したとおり、財政状況等も鑑みながら隨時更新を行ってまいりたいと考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 本当に製造中止になるということで、期限が迫るとですね。業者が一杯忙しくなったり、LEDが高くなったり、なんかいろいろ様々な問題が考えられるということで、みんな各自治体でね、急いで今対策を練っておるところですけども、やはり、先ほどの高崎さんじゃないですけども、財源の関係でね、27年度までには終わらないというところもあろうかと思いますけども、いずれは全部LEDにしなければならないということで、理解しました。

それではですね、次に（2）といったしまして、自治会の施設のLED化に助成をということで質問をさせていただきます。

自治会は、公会堂など維持管理を行っているところでございます。LED化に助成してもらうと大変助かるというふうに思います。私の住んでる陣場自治会を例にとりますとですね、世帯数は、最も多い自治会と比べるとですね、この事務委託料というのは5分の1の金額なんですね。この事務委託料というのは世帯数によって決

められているということありますけども、陣場自治会といたしましても、そんなに財政的に余裕がありません。

どうかですね、町内の公会堂、集会場というんですかね。そういうところのLED化の助成も考えていただきたいと思いますけども、町長の見解をお伺いいたします。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　自治体が維持管理している集会施設のLED化についてでございますが、今後多くの自治会で取り組んでいただくことになると承知しております。

このLED化の費用に係る補助につきましては、現在もある補助制度の吉岡町集会施設等整備事業補助金の中の集会施設修理事業として補助対象にできるものと考えております。

また、具体的な補助額につきましては、20万円以上の費用の2分の1で限度額100万円となっております。

現在、自治会が維持管理している集会施設は多数あります。補助の要望が同時に多数挙げられた場合については、町の予算も限られておりますので、自治会連合会等で順番を調整した上で複数年にかけて、集会施設のLED化を進めていくことになると考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君）　ぜひよろしくお願ひしたいと思います。特にですね、この陣場自治会、人口も1番少なくて、予算もありませんので、まず1番真っ先にお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

報道ではですね、この一般家庭で広く使用されてきた細長い直管蛍光灯をですね、製造している大手企業は、今年の1月時点で2、3社だそうでございます。今後ですね、値上げする業者も存在し、今後は品薄になる可能性もあるということで、日本照明工業会では、一般家庭に向けても早めのLED化を進めているということです。

けれどもですね、LED化、要するに、変更することにあたってですね、やはりこの先ほど上毛新聞の記事で、住民への注意喚起ということで、消費者の安全確保も急務となっていると交換したLEDと既存の設備との組合せが悪い場合、発煙や発火、ランプの落下といった事故が発生する恐れがあるとして、総務省、消防庁は、24年6月、住民に注意喚起するよう都道府県の担当課などに通知したというふうなことがあります。

また、この中では、富岡甘楽広域消防本部はですね、交換の際には、万が一に備えて専門の業者に相談するよう管轄する自治体の広報紙などを通じて呼びかけている

というふうに書いてありました。やはりこの簡単にできるものもあるんですね、私も自分の自宅の居間のやつをね、この丸い蛍光灯ですけども、やはり電器店で買ってきて、取り替えれば、かちやって入って、すぐ完了するものもあるんですけども、先ほど言ったようにですね、交換したLEDと既存の設備との組合せが悪い場合という、こういうこともありますのでですね、そういった周知も必要ではないかと。

町民に対しての周知、また、この蛍光灯はもう2027年で製造はもう終わってしまうんだよというような注意喚起の広報活動、よしおか広報を利用したですね、広報活動というのも必要ではないかと思いますけども、町長の見解をお伺いいたします。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 今後、蛍光ランプの販売及び輸出入が禁止となることにつきましては、議員がご指摘のように、このことを知らない町民もいると思いますので、なるべく多くの町民に知っていただけるように、また、LED照明への計画的な交換を促せるように、町の広報や自治会回覧等で周知を検討していきたいと考えております。

また、先ほど組合せによって、LEDとの交換が難しいとご指摘を受けましたので、交換等の周知のことにも、今後検討をしていきたいと考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひですね、本当によろしくお願ひいたします。私なんかもこの新聞報道見てですね、蛍光灯は、もう終わってしまうんだというふうに気がついた時代でね、こういう記事を新聞取ってない人とかは、知らなくて後で慌てていったら、電気関係が特需じゃないですけども、電気屋さんが忙しかったりする可能性もあってですね、簡単には取り替えてもらえないということもあるし、既存のね、蛍光灯も寿命までは使えるということでございますけどもね。そういったことで、本当に取り組みのほうですね、サポートしていただければと思います。

それではですね、次に、安心安全対策として、（1）区画線の新たな試みをということで質問をさせていただきます。

6月にですね、消えた道路の白線をですね、応急処置。警察官がスプレー補修とのニュースがありました。

札幌市内で市が管轄する中央線は塗り直されているが、警察が管理する横断歩道は、白線だけ薄くなっていたため、道警の警察官が応急処置として、試験的にスプレーで補修したということでございます。そのときのコメントがですね、専門業者に委託するより、かなり経費が削減されるとの見解でした。

なかなかこの中央線がね、中央線は、市で管理して、横断歩道は、警察というふうに行政のね、今後の垣根を越えた対応っていうのが求められるというふうな問題提言もございました。

我が吉岡町もですね、毎年、外側線等を塗装を行っているわけでございますけども、皆様のお手元の所に写真があろうかと思いますけど、（1）のですね。これが、外測線がですね、薄くなってるということでございますけども、私の住んでる陣場から下野田の鬼ヶ橋の信号のあたりまでが、かなり白線が消えているということが見受けられました。

鬼ヶ橋から小倉のほうまでに関しては、そこそこきれいに塗られてるということでございます。こういったことですね、なかなか予算の都合ということで、本当に遅々として進まないということでございますけども、この外側線がないからって別に支障はないんですけども、やはり安心安全のために外側線、ここからは車の車道だよという外側線はですね、早急な対策が必要ではないかと思います。

そういうところで、先ほどの札幌のですね、横断歩道を緊急的にお巡りさんがスプレーしたと。そんなようなニュースを見たものですからですね。今までのですね、溶融式というんですか。そういうものではなくて、緊急的に、耐用年数は、かなり落ちると思いますけども、緊急的に何ですかね、塗装する。そういうのもありではないかというふうに思うんですけども、町長の見解をお伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 道路の区画線や外測線などの路面標示の補修について、緊急・応急処置としての事例も交えて、ご質問いただきました。

この質問に関しては、建設課長より答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町内には、道路の外側線など、路面標示が消えかかってる箇所が多くあり、議員のご指摘のとおり、予算の都合もあり、対応工事が間に合わない状況でございます。

道路区画線や外側線など、路面標示の役割は、車両の通行区分を明確にし、交通法規の遵守を助けることにより、車や人の交通の流れをよくして、交通事故の防止、減少を図ることです。

このため、国家資格である路面表示施工技能士などの資格を有する業者が適切であると考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） そうなんですよね、この区画線をね、引くにはね。路面表示施工技能士がようなんですよね。それでそんなに試験が難しくないようなことをちょっと調

べました。

これ、要するに資格が1人いれば、管理者としていれば、要するに、端的な話すると役場の職員が、建設課の職員とかが、この資格を取ってですね、あと次の質問みたいに絡むんですけど、町の電気屋さんにですね、塗ってもらうとか、要するに費用の問題を私が言ってるわけなんですよ。

この溶融式というのは、樹脂とね、骨材及び反射材を混合した塗料で、これを袋ごと、熔解がまに入れてですね。180度とか220度加熱して、熔解し、路面に塗布するっていうんで、現在最も広範囲に大量に使われてるということで、私なんかもこの路面の舗装をやってるの見たことがありますよ。大がかりなこういう黄色い車で来て、黄色と白でね。だから、それはもうそれはやるのは分かってるんですけども、私は、要するに札幌のお巡りさんが緊急的にやったっていうのを見てですね。

今回は、路面表示施工技能士がいなければできないんで、それはすぐに町の業者、電気屋さんとかは多分無理だということですけども、やはりこの技能士ですか、路面表示施工技能士、役場の職員もですね、ちょっと挑戦してもらって、1人か2人とか3人とか、そのぐらい一応取つといていただいて、いずれ簡易なね、塗装なんかのときは、ほら、危なくないように、ちゃんと塗るときは、コーンを置いたりしてね。管理者がいれば。管理者というのは、交通の状況とかを見る、そういう管理をする技能士ではないかと思うんですけども、そうすればですね、高いお金を払ってですね、業者を使わなくとも、今、吉岡町ほら町長ね、ちょっと予算かなり苦しいということで、あちこち削ってますね。

だから、こういうときだから逆にこの塗装、今までお付き合いした業者がいるじゃないですか。業者にちょっと、今回ちょっとお金がないから、予算がないから、ちょっとスプレー式の水性のあれでやってくんないかとかはできないんでしょうか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員おっしゃるとおり緊急・応急的には、可能かと考えられますけども、基本的にはそういう資格を有する業者が適切と考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 業者っていうのは、何社かはあるんですけども、その業者の入札っていうのはどうなってるんですか。

契約状況はどうなってるんですか。随意契約なんだがな。それとも、毎年入札するんだかな。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 契約担当課としてお答えさせていただきます。

金額等によりますので、入札、また、少ない量の場合には、隨契ということもあ

りますが、町としてはですね、やはり先ほども建設課長申したとおり、厚生労働省の技能検定制度上の路面表示施工技術者の資格の有資格者を雇用しているものをそちらのほうでも選定している状況でございます。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 技能士持てる所を選定するのは、当然ですけども、量によってね。随意だったり、契約っていうふうに聞いております。

先ほどの1番の資料じゃないですけども、もう長年に渡って、要するにかけてない。こういうところはですね、逆に日曜日とかなんか交通が少ないときに、今いい何かあれですよ、私があちこちこうほら、こういうのを検索するとですね、パソコンにこういうふうに出てくるんですね、いろいろ商品のコマーシャルが。

要するに線引きスプレー道路用だとかね。スプレー缶で400ミリリットルで998円。あとね、よく昔、学校の校庭なんかとか運動会にライン引きますよね、石灰で。あのような形でね、スプレーライナーというのがあるんですよ。3,998円で。要するにスプレー缶なんかをこうやって、二輪の車を押していくとスプレーがバーッとなって、スプレーが噴射してね、幅が10センチと3センチに可変できるという、そういうね、スプレーライナー何つうのが広告に出てくるんですよ。

あと塗料はですね、20キロで1缶2万8,980円だなんてね。能書きがいいですよ。乾きが速く、摩耗に強い。密着がよくケイ砂の配合により、耐摩耗性にすぐれている。水性で安心、シンナー臭もなく、取扱いが簡単、夏は20から30分で乾く。冬は1時間から1.5時間で乾くという何か物すごくですね。ちょっとした緊急のあれなんですから、業者頼まなくとも、道路空いてるときに、ぱっとやっちゃえばいいんじゃないですか。そういうのが、あくまでも、頑なにあれですか、契約した業者にやらせるというのが頑ななんですか、柔軟性はありますか、どうですか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 緊急的な処置は、別としまして新たに設置する区画線などの路面標示に関しては、道路上の工事であることから、道路交通法に係る知識や路面標示の施工に関わる資格を有する専門業者が適切であると考えております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） どうも、何かそっと塗っちゃうというのは駄目みたいな答弁なんで、私はいいんじゃないかと思うんですけどね、そういうことはいいとして、あとですね、この資料の2番見てください。

これは私が常に役場来るとき通る道で外側線のちょっとこの溶融式の分厚いのがあって、その周りにね、白い粉があるんですよ。粉粒がね。それ持ってきたんですよ、拾ってきて、これ溶融式のものの破片なんんですけど、溶融式って先ほど言ったよう

にね、樹脂と骨材、反射材が混合した塗料を溶かして塗る。

要するにこれね、溶融熱硬化性樹脂っていうふうに何かあるんですね、この樹脂。樹脂ってプラスチックじゃありませんか。今ほら、マイクロプラスチック。問題になってるじゃないですか。だからこの溶融式のですね、暑い要するに塗装した場合、劣化してそれがポロポロ剥がれて、この写真の左側の側溝の左にあるのは、剥がれたやつが車の風圧か何かで飛ばされてですね。ほんで散らばってるやつなんですよ。

私拾ってきて、厚さは、3ミリぐらいあるんですね。だから今、逆にこの問題提起じゃないですけども、業者にプラスチックじゃなくて違うものにしてもらうとかね、これが私がほら、検査官じゃないから、この中にプラスチック入ってるか分かりませんよ。

ただ、この溶融熱効果性樹脂っていうふうに、何かあるんですね。ということはプラスチックが。これが細かになって、川に流れて海にいってつつうんでね、今問題になっているプラスチック。ほら、マイクロプラスチックの問題ですから。これは今度は業者ですね、ちょっと聞いてもらって、ぜひですね、プラスチックだったら、もう違う材質に変えたほうがいいんじゃないですかぐらい言ったほうがいいと思いますけど。

課長いかがですか。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） ご指摘の関係につきましては、業者に確認をしたいと考えています。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） それではですね、次に移ります。

こども誰でも通園制度に関してでございます。

この件に関しては、私も以前、質問させていただきました。この制度は、保育施設に通っていない生後6か月から3歳未満の未就園児が対象で、26年度には、全ての自治体で実施されます。

こども家庭庁によると、23年度時点で保育施設に通っていない3歳未満の子供の数は、全体の約6割に当たる134万人とのことです。この制度を利用することにより、子供が同世代と接する機会を得て、発育を促すだけでなく、親が保育者と関わることで、育児負担の軽減や孤独感の解消につながることも期待されています。

そこでお聞きしますが、町の未就園児の人数の把握はできているのでしょうか、お伺いいたします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況等に関わらず、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を対象に月10時間を上限に利

用できる制度であります。

未就園児の人数については、住民基本台帳から対象年齢を抽出し、そこから町の認定を受けた園児数を差し引くことによって、おおよそ把握することは可能であります。これにより、令和7年8月1日時点で、239人が未就園児となっております。

ただし、この239人の中には、町の認定を受けずに、認可外保育園等と保護者が直接契約し入園する町が把握できない子供の数も含まれていることから、おおよその数字ということでご理解いただければと思います。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今、町長にね、お話を伺った人数は、完全には把握できないということをございます。

あとですね、受皿準備ということでござりますけども、どのように体制はできているのでしょうか、お伺いいたします。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） 現在、吉岡町第一保育園にて、令和8年4月1日の開所を目指した増築工事が進められています。

この施設整備により、定員が25名増加する予定です。

また、吉岡町第四保育園においても、令和7年度及び令和8年度の2か年事業として、定員増加のための増築工事を実施する予定であり、整備後は、保育園部分が25名、幼稚園部分が15名それぞれ増加し、合計40名の定員が増加し、吉岡町第四保育園は、認定こども園に移行する予定となっております。

このように、吉岡町では保育の需要が高い傾向にありますので、定員を増加するための施設整備が予定されており、こども誰でも通園制度も含めた受皿準備が進んでいると認識しております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 本当にね、増員の体制ができるということでござります。

あと、あれですか、利用料金、先ほど町長ね、月10時間までということあります。なんか調べると1時間300円程度。施設側には、子供の年齢に応じて1人100円から1,300円ぐらいを自治体が支給するとそのうちの4分の3は国が補助するというふうに書いてあったんですけども、子供に障害がある場合は、また、補助を加算するというふうにあったんですけども、吉岡町もそんなような金額でよろしいんでしょうか。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） はい、利用料金につきましては、今後ですね、いろいろと検討していきたいとは思っておりますが、そういうことになっております。以上です。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 4番目といたしまして、ニーズを把握するためのアンケート調査なんているのは行われていたのか、それともこれから行う予定があるのかをお伺いいたします。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） はい、アンケート調査についてですけれども、こども誰でも通園制度に特化したものではありませんが、令和6年7月に第3期吉岡町子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、アンケート調査を実施しております。

そのアンケート調査の設問の一つとして、こども誰でも通園制度について聞いております。

アンケート調査は、就学前のお子さんがいる1,050世帯に配布し、530世帯から回答がありました。

なお、本制度を利用したいが35.3%、利用したいと思わないが63%という結果になっております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 今課長ね、アンケートしたら、利用したくないっていう人が、63%いるっていうふうにおっしゃいましたけども、この理由を聞く欄はあったんでしょうか。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） アンケート調査に理由の欄というのはございませんけれども、アンケート調査については、未就園児・就園児両方含めた形でアンケート調査をとっています。

その中で、恐らくではありますけれども未就園の方については、結構な割合になるんでしょうかね、利用したいという結果になっているものと推測しております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） ぜひよろしくお願ひいたします。

あとですね、ちょっと飛んでしまったんですけども、今の保育士の確保というのはね、ずっと問題で吉岡もずっと私も見てるとね、保育士さんの確保大変で、何かこう人材派遣でやってるとかね、そういうふうに聞いたことがあります。

その辺のですね、現状の保育士の確保状態、また、待遇っていうのが、どこと比較していいかちょっと分からないですけども、かなり要するにやってみたいなというような金額になってるのかどうか、県の平均みたいのがもしあって、吉岡がどのくらいの保育士さんの給料なんだか分かれば、お伺いいたします。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） すみません。そういうった給料の平均とかそういうった数字はちょっと持ち合わせておりませんけれども、町内に所在する保育園及び認定こども園の6園については、群馬県による認可保育施設であり、1年に1回、県の指導監査として実地検査や書面検査を受けております。

検査は、保育士の配置状況等も監査項目に含まれており、町内各保育施設全てについて、定められた基準を満たしている結果となり、人員は確保されております。

なお、県の実地監査には、町の担当職員も同席し、その内容を確認しております。

また、待遇面については、令和4年度から国の制度により、保育士の給与面における処遇改善が図られ、保育士の収入の引上げの措置がされております。

さらに、町独自制度として、保育士を国の基準よりも多く配置した保育施設に対し補助金を交付する取り組みも行っております。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） よかったですね、保育士の数が足りててね、待遇もね、よくなっているようなことをお伺いいたしました。安心しました。

それでですね、最後にこの地域のつながりの希薄化が進む中で、育児不安や孤独感を抱えながらも、SOSを出せずにいる親も少なくないのではないかでしょうか。保育者と関わりを持つことで、悩みを軽減し、愛着を持って育児に専念するためにも、親子通園というのがね、何かなさってあるとこがあるんですね。

親御さんと子供さんが一緒に通園して、保育士さんといろんな相談をしたり、そういう親子通園というのも導入してもいいんではないかと思いますけども、町長の見解をお伺いいたします。

〔健康福祉課長 一倉哲也君発言〕

健康福祉課長（一倉哲也君） ご指摘の親子通園制度の導入については、子供も親も不安を感じずに通園できることから、親子にとっても保育者にとっても安心につながることが期待され、保育者と保護者が日常的に連携することで、保護者の不安を軽減し、家庭と保育の連携を強化する効果が期待されます。

そして、出産後の支援などに資する要素もあり、その有効性が期待されるものと認識しております。

なお、吉岡町におきましては、町内の各保育施設について、全て民間施設であるため、受入側の保育施設の意向を確認しながら検討をしてまいります。

また、今後も育児不安や孤独感を抱える保護者の方については、保健センターの保健師や心理士、社会福祉士等の専門職による子育て相談、また、吉岡町子育て支援センターの活用を併せて促してまいります。

〔12番 飯島 衛君発言〕

12番（飯島 衛君） 町長、本当に吉岡町ね、子供さんが一杯いて、財政のね、支出も多くて、町長も頭痛いと思いますけども、今後ともぜひ子育ての支援をよろしくお願ひいたします。

ここで一般質問を終わりにします。

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、12番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時45分とします。

午前10時12分休憩

午前10時45分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。4番大井俊一議員を指名します。

〔4番 大井俊一君登壇〕

4 番（大井俊一君） 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

初めに、自治体間交流について、自治体間交流に関して吉岡町は、平成23年10月9日大樹町との友好都市協定を正式に結び、令和6年12月16日神奈川県開成町との災害時における相互応援に関する協定を締結しました。

自治体間交流の内容は、文化交流、経済交流、教育交流、スポーツ交流など多岐にわたるが代表的なものには、災害時相互応援協定、これは国内ですか、それから姉妹都市協定（国外）・観光文化交流協定（国内）などがあります。

都市間協定締結後には、平時の交流が増えることと、有事の際の安全対策協力の担保が期待されます。

具体的には、消防団交流・青少年対策交流・修学旅行・公共施設での交流特産物品の販売PRなどが挙げられます。文化・産業の振興にもつながります。吉岡町における自治体間交流の具体的な現状についてお聞きします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自治体間交流については、議員おっしゃったとおり、平成23年10月9日には、北海道大樹町との友好都市協定を正式に締結、また、令和6年12月16日には、神奈川県開成町との災害時における相互応援に関する協定を締結いたしました。

私も様々な機会を通じて、いろいろな首長の方々とお話しする機会もございます。その際には、トップセールスではありませんが、自治体間における様々な関係性の構築に向け、可能性を模索しているところでございます。

詳細については、企画財政課長より答弁をさせます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 大樹町との友好都市協定締結から11年が経過し、取組については、徐々に変化をしております。

中でも小学生高学年を対象とした子ども交流事業については、コロナ禍で中止となつた時期もございますが、今年度については、初めて大樹町の子供たちを受け入れることとなりました。こちらについては、町を挙げて歓迎していきたいと考えております。

開成町については、現状は災害協定となっておりますが、今後は様々な交流を通じて、その他の取組まで広げることができないか検討していく必要があろうかと考えております。

その他にも様々な機会があるかと思いますので、そうした機会を積極的に捉えていければと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 現在、世界的に気象変動、また、東南海地震が想定される、そういう現状の中で、やはり、開成町と協定を災害時における相互応援協定、こういった形のものというのは非常に大切になってきているのは事実です。そういう面で開成町のみならず、いろんな場合、今回も台風が近づいてますけども、東京方面で大雨になるかもしれませんけど、また、吉岡、雨が少なかったなっていうことで、地域的に気象的にも全然違うような場所と広く交流をしていただくことは、町民の災害時等の対策にとっても大変いいことで、この開成町と始まったのは、非常にすばらしいことだと思っております。

このような状況の中で議会としましても、特別委員会を設置をして、さらに、自治体間交流こういったものについて、あるべき方向を考えていくというそういう状況になってきております。

そういう中で、町の特別委員会に対しての考え方等が現状等含めて、町長のお考えのほうをお聞かせ願いたいです。よろしくお願ひします。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自治体間交流については、議会のほうで特別委員会が組織されました。

議会のほうとまた、いろいろとお話をしながら進めていけたらと思います。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 次に、その他の点について、課長からさっきちょっとお話をありましたけども、近くはオリンピックの柔道の事前合宿で吉岡の体育館で柔道場で練習をされたりとか、そういうことがありましたけれども、現在、単発で現在につながってこなかった過去の交流の事例について、主なものを幾つかお聞かせ願いたいと思います。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） ご指摘の事案でございますが、平成30年8月にハンガリー柔道ジュニア選手団が吉岡町社会体育館で群馬県警などの他、吉中柔道部と合同練習を行う情報が寄せられ、当時の企画部署から吉岡町グッズの提供、当時の観光部署から選手団が宿泊している町内施設に対し、夕食としてぶどうを提供させていただくなどの対応を行ったところです。

この取り組みについては、当時組織されていたオリンピック等キャンプ地誘致4市町村連携に関する研究会における取組であったことから、そこから自治体間協定などを検討するという発想を持ち合わせていなかったというのが実際のところでございます。

今後につきましては、アンテナを高く持ち、様々な事案について情報収集をしていくとともに、相手の意向もございますが、それを確認しながら対応していきたいと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） いろんな場面で町長のお考えもいろいろ、個人的にもお聞かせ願ったこともありますけれども、やはり、いろんな機会を通じて、それぞれ、それを実際にやっている人たちが交流を深めて、それが一人一人、また一人ということで広げていく。広がっていくことで、次の次元、最終的には本当に、自治体ごとの交流にもつながっていくことになると思いますので、ぜひ、そういう機会を活かしてですね、財政的にもありますけれども、最初は個人的なところからも始まりますので、そういった機会を是非広げていただけるような行政的な配慮をしていただけると幸いだと思っています。

次に、自治体間交流については、例えば、質の面で考えると、福島県双葉町などは、現在も帰宅困難地域が広がり、いまだに復興の過程にあります。中学生の旅行などで、こういった現状をかいま見ることは、子供たちの成長のために大きな糧となります。

例のように、自治体間交流の数・質・量・交流のレベルについて、吉岡町においては、どのような内容が適正なのか、町の考えをお聞かせください。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） それぞれのレベルについてのご質問でございますが、数・量・交流レベルについては、多すぎても、お互いの業務を圧迫する懸念もあることから、ほどよいという感覚的な回答で恐縮ですが、そういったレベルが適正ではないかと考えてございます。

質については、連携する自治体がお互いにメリットを享受し合えることが重要となってきます。相手自治体の先進性のみで検討し、先方のメリットが少ない場合には、

メリットを享受し合えることが大前提のため、交流に結びつかない場合も想定されます。

そのため、人口や地域性なども含めて、また、どういった取り組みをし、お互いが何を享受し合えるのか、そういった点も踏まえて検討していく必要があろうかと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） ぜひ、いい方向で、広げていただけるような形でお考えいただけます。国内の多くの自治体間では、海外の自治体との友好都市提携が結ばれ、交流事業が行われています。

町の将来を見据えた子供たちの人材育成を考えた場合、海外の自治体との幅広い交流も重要と考えますが、町長の今後の展望について、お聞かせください。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 通信技術の発達等で日本に、また、吉岡町にいながら、様々な情報を手に入れることができます。日本在住に限らず、世界中の人たちとコミュニケーションが取れる時代となっております。

しかしながら、現地に赴き、現地の文化に接し、現地の方々と顔を合わせながら交流するという実体験に勝るものはないと思います。ご承知のとおり、町において海外の自治体との交流というのはございません。他自治体の状況を拝見すると、過去に何かしらのきっかけがあり、それが連携につながっている事例が多いようです。

現時点では、まだ動きはありませんが、町の将来を見据えた子供たちの人材育成という観点も含め、教育委員会とも連携しながら、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 海外との交流については、メディアを通したもの以外に、やはり実体験、文化に対する実体験、生活習慣についての実体験。そういったものが得られる非常にいい、また、それでないと体験ができないようなそういう内容でもありますので、またですね、群馬県内を見てみると、海外の優良企業が誘致が成功しているところについては、割合、フランス系の企業は、多いんですね。

私も20年以上付き合っているフランスの国会議員なんかも、きのこの仲間でいますので、ぜひそういった町内の人たちの中でも、個人的な海外とのつながり、そういったものをどんどん広げていっていかなければいけないと思いますので、そういう面からも、町の職員の通常業務の中で、そういった方々の活道を支援してあげる、お金だけじゃなくて、いろんな面での支援をしていただき、輪をつなげていただき、将来の吉岡を担ってくれる子供たちが、広く世界でも活躍できるよ

うな認識を持てるように、町としても取組をしていただけないと幸いだと思っております。

次に、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）について、ご質問いたします。

これまで西日本中心であった重症熱性血小板減少症候群（SFTS）が、三重県で獣医の死亡例が報告され、マダニが媒介する感染症です。

2025年7月に関東で初の人の感染者、神奈川県で報告され、栃木県や東京都でも人の感染が報告されています。地球温暖化の影響により、マダニの生息範囲が広がり、合わせて関東においても農業や林業従事者の高齢化による下草刈りの放棄や耕作放棄地の拡大による野生動物の生息範囲の拡大が原因と考えられています。

アライグマなどの野生動物のSFTSの抗体調査結果から関東にも広がっていることが報告されています。発症者が出てからの対策ではなく、注意喚起で知識を普及することで、町民が対策をして感染予防と発症予防が可能な疾病であるので、適切な広報活動が必要だと考えますが、町の考えをお聞きします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は、主にSFTSウイルスを保有するマダニに刺されることで感染する感染症で、発症している動物との接触により感染することもあります。

感染症法で4類感染症に位置づけられ、患者等を診断した医師は、保健所長に届け出ることが義務づけられております。発症すると、発熱や倦怠感、消化器症状が現れ、重症化すると血液中の血小板と白血球が減少して、出血が止まらなくなったり、意識障害等の神経症状やリンパ節腫脹、呼吸器症状が起きたりして死亡することもあるということです。

今年は、これまで感染が確認されていなかった関東地方や北海道でも患者が報告されております。現在、群馬県内では報告例がありませんが、注意喚起は必要だと考えております。SFTSを含め、ダニが媒介する感染症について、草むらなど、ダニが多く生息する場所に入る場合は、肌の露出を少なくする等ダニに刺されないための予防措置や刺された場合の対処方法をホームページ等、様々な方法を活用し、町民に注意していきたいと思います。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 今まで関東には、ほとんどなかったものですから、関東では、知識が非常に少ない知識不足の状況になっております。

ただ、県の林務関係のところでの調査では、群馬県内の野生動物アライグマを代表としてですね、そういった抗体調査をしてみるとですね、SFTSの抗体ですけども、その調査をしてみると、県が把握している中では、結構、群馬県内の割合は、ど

どんどんどんどん増えてきているというそういう現状がありますので、県の調査なども、確認をしていただいて群馬県内で、これからいつ発生してもおかしくないような野生動物のウイルスの保有状況でありますので、なるべく早くですね、町長言われましたように、広報等々のところで、みんなが知らない病気で知らない・知識がないですので、そういったところの安全対策について、諮っていただけたらと思います。

私も群馬県きのこ同好会の採取会等々では、やはり、山岳部は、まだ入ってないんですけれども、日常からダニに対しての対策、予防薬だとかですね、シユツシユツてするだけで、平気のようなそういった薬なんかもあつたりしますので、そういうものも含めて、ぜひ、関東で知識がないんですけども、吉岡では、そういうものは必要な情報をみんなが共有して、事故にならないように配慮していただけたら幸いだと思ってます。

次に、自治会の夏祭り等の開催状況について、お聞きしたいと思います。今年多くの自治会で夏祭りや花火大会などが開催されました。自治会は違っても、近所の子供たちや家族連れが吉岡町で楽しい夏休みの思い出作りの機会にしてあげられることはできないでしょうか。

例えば、町が自治会以外の参加者の参加ルールを調整して、町内の夏祭り・秋祭り等のイベントスケジュールの公表することは可能ではないでしょうか。町の予算の執行方法としては、広く活用されるという意味からもよいことであると考えます。

また、より多くの町民に故郷を感じてもらえるという意味からも、税の執行方法として望ましいと考えます。

町長のお考えをお聞かせください。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君）　自治会の夏祭り等の開催状況について、ご質問いただきました。

今年の夏多くの自治会で、各自治会ごとの祭り等が開催され、今後、9月以降に開催予定の自治会もあると承知しております。

また、開催された各自治会の祭り等の内容については、各自治会役員の皆様のご尽力により、自治会ごとに様々な工夫が凝らされ、子供たちや家族連れなどの多くの住民の皆さんのが、楽しめるものとなっていると聞き及んでおります。

なお、詳細につきましては、総務課長より答弁をさせます。

〔総務課長 小林康弘君発言〕

総務課長（小林康弘君）　ご質問の町が自治会以外の参加者の参加ルールを調整して、町内の夏祭りや秋祭り等のイベントスケジュールを公表することについてでございますが、本来、自治会は、一定の地域に住む住民によって構成され、自治会費などを財源と

して、自分たちの地域をよりよくするために自主的に活動する団体でございます。

そのため、自治会ごとに違った考え方があり、お祭り等の内容、参加者について、町が一定のルールを設けることは、自治会の自主性を阻んでしまう恐れもあるほか、自治会によって、自分の自治会以外の人の参加を認めている自治会もあれば、基本的に自治会員から集めた自治会費をお祭り等の開催費用に充てていることを踏まえ、自治会員のみを対象としてお祭り等を開催している自治会もあるようですので、現時点では、町が自治会員以外の参加者の参加ルールの調整を行うことは考えておりません。

また、イベントスケジュールの公表に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも自治会員の参加が優先でありまして、お祭り等の開催の案内は必要な人には、自治会内の回覧板などで周知されていることから、安易なスケジュールの公表は、かえって当日のお祭り会場の混乱を招きかねないと考えております。

よって、自治会自らが公表を望む場合以外は、町からの積極的な公表は控えたいと考えております。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 現在も役場庁舎内に大久保寺上祭りの花火大会のポスター等が掲示されていますけれども、そういったオープンにやってくださっている自治会、そういったところも現実にあります。

今年も花火大会も幾つか開催されましたけども、ほかの地域では余り交流のないところですと、どんどんと音がしてから、見に行ったりとか、そういったこともあります。そういったところもありますので、自治会連合会の中でもですね、そういった点で、みんなに見てもらって、負担にならないような形の催しイベント、そういったものについては、ぜひ役場で調整をしていただいてですね、役場の広報関係、ホームページ等で、開催を周知できるようなところの同意をしてくださるような自治会については、調整をして多くの町民に楽しんでいただけるような形での、そういった点をぜひお願いをしたいと思います。

二つ目に、吉岡町には、古くから伝わる登録無形文化財と最近できたような無形の文化がたくさんあります。残念ながら、コロナ禍以降ですね。無形文化は、継承者不足で困っているところが多く見られます。その中で、自治会単位で無形文化の継承がなされているところが多くせっかく無形文化の継承に興味を持ってくれた他の自治会の子供たちが練習に参加できないことがあります。

税金の使い方としては、あまり好ましくないことだと思われます。学業以外でも、練習に参加したことに対する評価を形にしてあげることはできないでしょうか。

自治会員以外の無形文化練習の参加とその評価について、町長のお考えをお聞かせ

ください。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 町では、地域文化の振興を図るため、伝承される郷土芸能の振興を保存及び育成並びに後継者の養成等を行う郷土伝承芸能団体に補助金を交付しております。

地域の郷土伝承芸能を継承していくことは、人と人とのつながりを生んだり、古い文化を未来へつなぐという点ですばらしいことだと考えます。

また、今年度、町文化協会の協力のもと、地域の無形文化継承に貢献するような活躍を見せた小中学生を表彰する制度を整えました。これは、頑張っている子供たちを地域の大人が認め、励ます機会になると考えており、さらなる活性化の糸口になることを期待しているところです。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 小学生の評価、そういったところも含めて改善をしていただいているということで、ぜひ、さらに推進をしていただきたいと思います。併せて、子供が集まらないようなそういう状況のところについて、他の市町村などでは、やはり、公民館等で広くですね、一般市町村民に対して、講習会を文化財の継承者のための講習会をやっている市町村などもありますので、そういったものも今後ぜひ検討をしていただけ幸いだと思っております。

次に、部活動の地域移行に伴う指導者の処遇について、お聞きをします。

教員の働き方改革から始まった部活動の地域移行ではありますが、吉岡町における部活動の地域移行については、県内においても、また、全国的に見ても、注目されている現状は、これに関わる役場職員を含めて、関係者のたゆまぬ努力により作り上げられたものと感謝するしだいあります。

つきましては、その現状について、お聞かせください。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 部活動の地域移行について、私のほうから答弁させていただきます。

吉岡町の部活動の地域移行への取組は、休日部活動の段階的な地域移行として、令和4年度からスタートしました。基本理念には、部活動の地域移行を人づくり、町づくりのチャンスと捉え、吉岡町をさらに活気のあるまちに、ということを掲げております。

そして、取組の目的として、教員の働き方改革の一環というものではなく、地域の子供たちは、学校を含む地域で育てる。

また、持続可能な地域スポーツ・文化芸術活動体制の構築を図る。そして、生徒、顧問、地域指導者それぞれの思いを反映させていくということにしております。こ

これまで活動の受皿の確保、町内のスポーツ少年団としながら、スポーツ協会専門部や民間企業の協力を得ることにも、町が主体となって積極的にアプローチして、現在に至っています。

取組のスタートから4年目に当たる令和7年度の現状、そして、その概要を説明いたします。

今年度、これから9月の新人戦が行われますが、この大会が終わってからの毎月第2土日、そして第4土日の休日の活動は、中学校の教員が顧問として指導するのではなく、地域クラブ活動として、資格や経験のある外部指導者のもとで活動を行うことが原則になります。運動部活動だけでなく、文化部の土日の活動も同様です。

現在、その指導者数は32名となり、そのうち3名は、町内外の小中学校の現職教員が兼職兼業制度を使って指導に当たっております。この体制は、吉岡町部活動地域移行検討委員会が主体となって構築してまいりました。その委員として、有識者の立場となる大学教授、県の教育委員会指導主事のほか、町スポーツ協会からは会長ほか、部の代表2名、町のスポーツ少年団の各団の代表、中学校長及び保護者の代表、文化協会会长等を委嘱しております。

運営事務局は、町教育委員会職員が務めており、指導者の登録や謝金の支払い、保険の手続、事故対応、施設の調整、鍵の管理、学校や顧問との連携事務など、多様な職務を行いながらコーディネーター的役割を担っております。

来年度の後半には、中学校体育連盟主催の大会や練習会以外は、土日に行う活動の指導を全て地域の指導者が行うということを目標に準備を進めているところです。

そして、これら吉岡町のこれまでの取組の現在地やこれからの方針性が間違っていないかどうかを探るため、去る8月25日、教育委員会事務局職員が東京渋谷区で開催された部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラムに出かけ、吉岡町の取組の現在地を確認してまいりました。

このフォーラムでは、室伏スポーツ庁長官をはじめ、青山学院大学陸上競技部の原監督、WBC日本代表の栗山元監督、全国スポーツ少年団益子本部長などによるシンポジウムも参加し、そこから見えたこととして、今までのこの吉岡町の取組が町の活性化につなげていること、部活動の持つ教育的意義を大切にしていること、また、民間の力を活用していること、そして改革の理念を幅広い関係者と共有していることなど、吉岡町が大切にしている基本的方向性は、国の進める改革理念と共通しているということが確認できました。

また、本町が抱えている課題でもある指導者の確保と育成、そのための財源確保などは、全国各地で共通していることも分かりました。この部活動改革の一番の目的は、急激な少子化が進む中でも将来にわたって、生徒が継続的にスポーツや文化芸

術活動に親しむ機会を保障することにあります。人口増加を続けている我が吉岡町であっても、子供たちに地域全体で豊かで幅広い活動機会を将来にわたって提供できるよう、今からこの取組を進めておくことは大変意義あることだと考えております。

以上が吉岡町の休日部活動地域移行の現状となります。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 部活動の地域移行に伴う指導者は、様々な形で指導に当たっているのが現状であります。苦労している指導者への社会的な評価の方法として、指導を受けている子供たちの社会的な評価の方法について、町の考え方をお聞かせください。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） まず、各部の指導者の皆様のことについて、お答えします。

指導者の皆様については、体制構築の理念を十分に理解した上で、吉岡町の持続可能な地域スポーツ・文化芸術活動体制のため、大変献身的に努力をしていただいており、私としても頭の下がる思いです。指導者への社会的評価の方法についてとのご質問ですが、まず、指導者の皆様は無償ボランティアではなく、国と県の補助金と町からの支出により指導時間に応じた謝金をお支払いし、指導者としての資格取得や資格更新にかかる費用を町が全額負担しております。

また、指導者からなる協議会を組織し、効果的な指導方法や生徒指導に関する情報共有も含めた研修を定期的に実施しております。そこでは、安全な指導法、勝利至上主義に陥らない指導の在り方を習得するとともに、あわせて人権を否定するような指導に陥ることのない信頼される指導者としての在り方も追求しております。

指導者の中には、本業の仕事を行いながら、週末の指導をしている方もいらっしゃいます。

まずは、指導を受けている生徒、そして、その保護者の皆様には、指導者への感謝の気持ちを忘れないことは、基本に置かなければならないというふうに考えております。

町や町教育委員会として何らかの感謝の気持ちを伝えることは、議員のおっしゃる社会的評価につながると思いますので、今後、検討委員会等で話題にしていくことも一考であると考えております。

次に、指導を受けている子供たちの社会的評価についてですが、部活動の地域移行に伴って行われる土日の活動そのものについての子供たちへの社会的評価ということについては考えておりません。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 指導者の研修については、ぜひとも、幅広くですね、教育長がお話あ

りましたように安全、勝利至上主義ではない。それから、人権についても、それを大切にすることがどれだけ子供たちの吉岡町の子供たちの将来に大切なことになるかっていうようなところを中心にぜひとも、毎年、全員が必ず、研修を受けるような形で、将来の子供たちの羽ばたく力を伸ばしていただくなら幸いだと思います。

また、子供たちとそれから指導者に対する評価の方法としては、表彰という制度になると制度を固定をして基準を設けてというような形になろうかと思いますけれども、警察でよく交付している感謝状というような形であれば、余り縛られることもなく、数も幾つ出しても法的に全然問題ない。そういうもののなども検討していくだけで、真面目に一生懸命やっている子供たち、指導者の中でそういう折に触れてですね、何かの機会のときに感謝状というような形、そういうもののも、ぜひ検討していただけだと幸いだと思います。

次に、子供たちが利用する公園の利用状況と夏季も安全に楽しめる対策について、お聞きをします。

今年の夏は、昨年に比べてもさらに酷暑が続いていますが、昨年の夏と比べて1日中、一人歩きをする高齢者や真っ赤な顔をして自転車に乗ってる中学生が減少したことにつきましては、町の取り組みに感謝するところであります。

しかしながら、外に出る子供がいないということは、子供たちが利用すべき公園等で昼間、子供たちの顔や声が聞く機会がほとんどないことも現実の問題になってきています。子供たちが安全に遊べ、父兄が安心して見守れる公園に必要な対策を、町はどのように考えているのか、お聞きします。

他の市町村においては、日中多くの家族連れが、歓声を上げて遊びまわる多くの公園があります。吉岡町にもこんな光景が見たいです。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） この夏は異常な気温が続き、猛暑の中では、日中の屋外での活動は危険な状況で、熱中症には引き続き注意を呼びかけていかなければなりません。

議員から公園のにぎわいということでご質問いただきました。

この件につきまして、建設課長のほうから答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 夏の公園の利用に当たっては、異常な高温の連日続く中、熱中症に気をつけていただくことが必要でございます。

上野田ふれあい公園には、熱中症対策として、ミストポールを令和5年度に設置しております。

また、天神東公園の再整備計画では、夏でも楽しそうで誰でも行ってみたくなるような魅力のある公園を目指し、家族連れに喜ばれ、道の駅と一体となる公園の再整

備に取り組んでおります。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） やはり今、課長から、ご回答いただきましたように、ミストだとかですね。ボタン押すとシャワーがバーッと出てきたりっていうようなそういうものを設置してある公園っていうのが、子供が親子で、膝下、くるぶしよりちょっと上ぐらいでも水に入れる公園とか、そういったところでは、非常に多くの親子が夏の暑い盛りでも楽しく歓声を上げてですね。やってるところがたくさん群馬県内ありますので、ぜひそういったところについても、ご検討いただいて早い機会に整備をしていただくとよろしいかと考えます。

こういった施設が吉岡ではみはらし公園と上野田の公園について、そういうところ、両者とも、吉岡でいうと駒寄のインターチェンジからのルートで行けるような形、伊香保に行く途中のルートにも当たりますので、そういった面でも早く整備をしていただけだと、吉岡の子供だけじゃなくて、あるいは、県内の各地域からも大勢の方が遊びに来てもらえるような、そして吉岡のいい町だっていうのは、そういう評価にもさらにつながると思います。ぜひそういったものを検討していただけたらと思っています。

交通の便もよく、平野部から標高差で気温も低く風光明媚な吉岡の上野田ふれあい公園や吉岡町城山みはらし公園が子供たちが涼しく遊べ、多くの町外の親子連れが増え、親子の歓喜に満たされるようになると吉岡町の認知度がさらに向上する。伊香保への新たな観光ルートの開発にもなります。

これは町に農業を含めた大きな経済効果をもたらすと考えますが、町長のお考えをお聞きします。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町では、令和5年度に町民ワークショップを開催して、遊びの自由や安心感など様々な視点、評価項目で選ばれた複合大型遊具を上野田ふれあい公園に設置しました。

また、城山みはらし公園においては、バスケットボールを設置し、近隣では数少ないバスケットボール施設のある公園として利用をいただいております。上野田ふれあい公園及び城山みはらし公園は、主に町民の利用を目的とした公園の位置づけでございますが、既存の公園施設を有効に活用して、町外の家族連れにも利用される公園づくりを努めてまいりたいと思います。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 次に、町施設の自動販売機設置について、お聞きします。

今年は、酷暑が続き、町民グラウンド等利用者の中には、冷たい飲料の持参がなく

て困っている方が散見されました。熱中症対策として、冷たいスポーツドリンクの補給等が重要な上、現在、吉岡町のグラウンド等における自動販売機設置状況はどのような状況でしょうか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 公有財産への自動販売機設置について、町の考えですが、設置する重要度が高いと思われる場合には、町の公有財産への設置スペースや防犯対策等の検討を行い判断しなければなりません。

その上で、一方的な町の意向を企業へ押しつけることもできませんので、協議しながら、必要と思われる場合は、設置場所の提供をしていきたいと考えます。

なお、お聞きの自動販売機の設置台数、場所ですが、現在、町役場本庁舎、文化センター、社会体育施設では、社会体育館の正面玄関入り口に設置、また、城山みはらし公園に設置をしているところでございます。

〔4番 大井俊一君発言〕

4 番（大井俊一君） 今年は、本当に暑いですので、そういう対応についてですね。次にですね。現在、大規模小売店舗の進出により、生活が非常に便利になってきた吉岡町であります。その他の小売店舗は、コンビニ以外になくなっています。コンビニも利用頻度の高い場所に集中したため、グラウンドや体育館等の熱中症予防対策として、冷たいスポーツ飲料の補給等が1番必要な場所の近くにないのが実情です。

大人ならすぐに車で買いに行けますが、徒歩や自転車で来た小中学生は、十分な量の飲料を持ち歩けなかったり、予想以上の暑さで飲料がなくなってしまったり、残り少なくなった場合、必要十分な量を飲まずに我慢してしまったり、熱中症発生のリスクは、急上昇いたします。

今後は、年々、夏の暑さが増していくことが想定される現在、町の施設における自動販売機設置の重要性が増していくと考えられますが、町の考えをお聞かせください。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） グラウンドへの自動販売機の設置についてですが管理上、グラウンドの近くに設置した場合は、土ほこりなどで自販機が汚れやすいので、注意が必要であり、また、同時に夜間利用が多い場所や人目につきにくい場所に設置する場合は、治安維持面からの課題も考えられます。

このような課題はあるものの、大井議員がおっしゃるような利用者の利便性向上及び熱中症対策としての水分補給機の提供などの有効性もあります。

また、吉岡町が推進している休日部活動の地域展開を資金面から応援した災害発生時の備蓄庫としての役割を果たす地域貢献型自動販売機の設置を進める企業の存

在も明らかになりました。これらのことと踏まえ、町民グラウンドや八幡山グラウンド、緑地運動公園への設置について、課題を解決しながら検討していきたいと考えています。

〔4番 大井俊一君発言〕

4番（大井俊一君） 以前設置されていた自動販売機がなくなってしまったというような現状いろいろ問題があるということ等も承知はしておりますけれども、やはり、この夏ですね、暑さ、子供たちが持つて歩いてるのは、500ミリか、せいぜい1リットルまでは持つて歩いてないので、そういった子供たちが、土日の練習だとかそういう場合にはやはり、不足してしまうと、大きな事故にもつながりかねませんので、その課題をぜひとも解消しながら、いい方向になるように検討をお願いをしたいと思っております。

以上で、私、大井の一般質問を終了します。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、4番大井俊一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を13時とします。

午前11時40分休憩

午後 1時00分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。13番小池春雄議員を指名します。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず第1点目でありますけれども、経費の節減ということで、出しておきました。経費節減につきましては、これまでどのように、どんなことに取り組んできたか。そして、その結果はどうだったかということをまず、初めに、お伺いをしておきます。その中には喜ばれるものもあれば、批判であるとか、制度の後退ではないかというそういう声も聞かれますけれども、このような件に対して、どのように対応していくのか、まずはお伺いをします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町では、住んでみたい、ずっと住み続けたいと思っていただける施策を実施してまいりました。

また、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりの中、年少人口の増加が続く全国的にもまれな自治体の一つであります。これに伴い、児童保育、学童保育、学校建設（増築等）、多くの公共施設を整備してまいりました。こうした状況の中、吉岡町においても高齢化が進むなど、社会構造の変化とともに、近年の人員費の大幅な引上げ等の影響により、直接的な人員費のみならず、物件費として支出されている委託料の単価が上昇するなど、町の財政負担が増加しております。従来どおりの町

民サービスの維持向上に努めてきた結果が、自主財源だけで町の財政を運営していくことがままならなくなり、財政調整基金を取り崩し、令和5年度末時点では、財政調整基金残高が20億を下回り、令和6年度はさらに減り続けている状況でございます。

福祉の後退だとご指摘やお叱りを受けるかもしれません、福祉関係だけでなく、この事態を乗り越えるためには、吉岡町の財政状況の推移及び予算の執行状況を勘案し、中長期的な視点で今後の財政見通しを立て、事業の見直しを行うことで、将来にわたる安定した町民生活の確立を目指さなければなりません。

詳細につきましては、企画財政課長より答弁をさせます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 経費削減について、町長の補足説明をいたします。

現在、吉岡町や他の多くの自治体においても、経費削減の明確な基準はありませんが、町長の答弁でもあったように、物価高騰等により著しく社会情勢が変化しております。社会情勢の変化を理由に、やみくもに事業の見直しを行うものではなく、このような状況の中でも吉岡町を成長、発展させるべく事業を進めていきたいと考えております。

ご質問について、本町では、予算編成の中で、多くの自治体で取り入れている手法、いわゆる具体的な事業や施策を個別的に精査する一件査定方式を採用しております。各課は、事業の予算要求をする際、現在において当然となっているプロセス、P D C Aサイクルを行ってからの要求となります。

吉岡町では、P D C Aサイクルは全ての事業に対して行う必要があると考え、その上で要求された事業内容をさらに検討し調整しております。当然、全ての方が納得することは困難だと思いますが、限られた財源ですので、新規事業を取り入れ、継続的に実施する際には、既存事業であろうと、優先度の低い事業、新しい施策に基づき事業が達成できているものについては、苦渋の決断とはなりますが、削減しないかなければならないものと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私聞きたかったのは、その経費削減と。そういう中で、経費節減のために、節約だったり、削減という言い方してますけども、この中で、どのようなことに取り組んできたかと。例えばというね、いろいろあるじゃないですか。私なんか見てて1番感じたのは、青パトなんかもなくなりましたよね。これやっぱり経費削減策だと思うんですけども、しかし、それ主だったものがどういうものがありましたよという、まずは知らせてほしいんですよ。こういうものがなくしましたと。

その中にいわゆる福祉の部分では、敬老祝金であったり、それとか介護慰労金もそ

うですよね。減らしたり、なくしてきたじゃないですか。そういう意味でだから、予算の説明のときにも、そういう説明の仕方ってしないんですね。本当、そういうふうにしてくれるとすごくありがたいんですけども、そういう説明の仕方をしない。だから聞くよりしようがない。その主だったものは、今私がいくつか並べましたけども、皆さんのはうで、今まであったものがなくなったというものは、私なんかそう一個ずつ、さんは、それぞれの担当がありますから、担当で自分のとこでは自分の課では、削れるものというので、見てるでしょうけども、これ全体、見渡すとなかなか見えにくいもんですから、そういう中で、まずは聞きたいのは、取り組んできたのはどういうものでしたかと。その結果がどうでしたかって聞いてるんですよ。

あるものについては、恐らくもう減らすだけじゃなくて、検証もしてるとと思うんですよ。検証ね。ただ減らせばいいんじゃなくて、減らして検証することで、この部分については、減らしたらまずかったなとか、いろいろあるじゃないですか。だから経費節減ということで始めたことが結果はどうであったかというところを聞きたいんですよ。

いろんなどういうP D C Aサイクルとかそういうその方法で見直しをしたという話ですけど、それはどんなやり方でもいいですよ。でも実質的には、主だったものは、こんなものがとなって、そして、結果的に住民からは、こういう声があるとかというところが確認したいんですよ。

その辺は、いかがでしょうかね。また、その課長のとこだけじゃなくて、いろいろ様々な担当部署で取り組みをしたと思うんですけども、その中でやってみたけども、まずは、だから何を減らしたか聞きましょうか。そして、その中で取り組んできたけども、その結果はどうだったかと。そして、あるものには福祉の後退だというふうになってますけれども、それについては、今後、また、どう取り組んでいくのかそのまでいいのか。見直しをするのか、その辺を一体的に聞いてみたいんですよ。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） 予算編成を担当している企画財政課としましては、今まで需用費等は、各課の要求どおりに出していただいたものをつけておりました。しかし、財政需要という財政難ということで、枠を設けまして、まず、需用費に関しては、各課はもうここまで需用費に抑えてくれということでそのようなことも取り組んでまいりました。なかなか経費削減、こちらのほうには、今こちらのほうとしてこれだっていうのはちょっと言えないんですけども、今回の補正予算等で上げさせていただいております。電気料金等もかなり高騰しております。その点においてですね、サービスプロバイダーという電気料金をですね、的確適正に検討していただ

ける会社がございます。そちらのほうを委託等をしてですね、電気料金等を減らす方向で考えてございます。また、公用車等はですね、かなり町のほう、保有しているんですけども、今、公用車の適正な台数について、調査をしております。今後そちらのほうの結果が出ましたら、公用車等も削減していくという形になると考えております。そのほかにも今回ですね、議員さんからの質問等にもありましたネーミングライツ、そういう削減だけではなく、収入等もですね、増やしていく作業を今、進めているところでございます。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私の質問の仕方が悪かったかな。まずね、経費節減についてこれまで取り組んで、主だったものは、この7年度は、何がありました。6年からでもいいですよ。何がありましたかっていうふうに聞いたほうがいいですかね。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） ご質問の何がという形ではなく、事業等を進めていく中で、なるべく電気料金とかですね、そういうものを普段かかってしまうものに関しては、お昼等には必ず電気等を消灯してくれとか、そういうお触れ等を出させていただいですね、取り組んできています。

これっていう形でのものは、なかなかお示しできないんですけども、今後そちらのほうに努めてまいりたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私はね、先ほど例を出したじゃないですか。介護慰労金であるとか、敬老祝金であるとか、青パトとか、あとは、会議録なんかも今まで業者委託したものをできるだけ庁舎の職員の中で作らせるとか、こうに言われば、見えてくるじゃないですか。こういうものやったんだなっていうのが。その他に何がありました。私が思いつくものを言いましたけども、そのほかに何がありましたかって聞いてるんですよ。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 先ほど議員がおっしゃったとおり議事録の公開システムにおける議事録起こしですね、こちらのほうもかなり削減という形にはなってございます。その他ですね。キャッシュレスサービス等の機械等も導入したことにより、人件費等の削減等にもつながっているというふうに考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 分かりました。

私はね、言いたいのは、経費削減することによって、その最後に言いましたけど、それが制度の後退ではないかと。対住民にとってどうであったかと。経費削減する

ことはいいですよ。でもその経費節減というものを本当に、町が思っていた目的に合致するかどうかと。先ほど議事録の業者委託というありましたよね。業者委託をすると、今度は今まで業者に委託したもの今度は町の職員がするということになると、予算書の製本であったり、何かもそうかな。そうすると、今まで業者委託してると、今度それを職員がするっていうと慣れない職員がそれを無理にするわけですよね。今までの職員が暇だったわけじゃないですね。

やっぱり、それはやるべき仕事が与えられたんだけども、その他に新たな仕事が増えるわけじゃないですか。でも業者委託するっていうのは、それを専門にやってる業者ですから、受けければやっぱり早いですよ。お金は、少し減るかもしれないけども、今度は、その負担が職員にかかる。そうすると職員のほうは、やるべきことができなくなるんじゃないかというふうに思うんですよね。

それらとか、青パトもなくしましたよね。でもその青パトをなくしたことによってこれまでやっぱり、保護者の方たちっていうのは、町には、この青パトというのがあって、これが町を巡回していってくれるので、やっぱり安心だったわけですよ。それだって議会で質問しましたけども、ただ運転してるだけじゃなくて、通りの安全の確保ということで、草が伸びて、子供の歩道が見通しが悪いですよと、事故になる懸念もありますよとかそういうところは、道路にへこみがあるよとか、そういうものが見えるじゃないですか。

そういうことを一緒にやっていただければありがたいというようなことで、これからは青パトの人に通学のことだけじゃなくて、そういうところまでは配慮してみてもらうというような話もあったわけですよ。でもそれがなくなったということは、確かに経費は節減できましたけれども、子供たちの安心安全という部分については、後退じゃないですか。

ただ、私はその経費を節減することによって、メリットもあればデメリットもある。そういう中で、経費節減のためにやることは、決して悪いと言いませんけども、必ず検証して、やっぱりあったほうがよかったよねとか、なくしたことによって、こんなことが起きたと恐らくね、こういうので、青パトなんかもなくして、また事故なんかあれば、やっぱりあればよかったとか、これからもまた必要だねという話になると思うんですよ。

そういうことも考えると、やみくもに、ただその経費節減というんじゃないくて、そういう制度を使って経費節減をすれば、検証というのは必ず必要だと思うんですよ。メリット・デメリットの検証はこれからするかもしれませんけども、今見えてるものってあるじゃないですか。

また、そういう回答もしてるじゃないですか。これからも、よくその検討していく

たいというような回答も得てますよね。そうすると、やってよかったものと悪かったものってあると思うんですよ。検討してみた結果、やっぱり必要だと言えば、またすぐそれを戻すという勇気ってのは必要だと思うんですよ。それについては、どうお考えですか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） そちら事業のですね、検証のことなんですけれども、最初にですね、お話しさせていただいたP D C Aサイクルですね。Cがですね、そちらの評価という形になりますので、必ず事業等の削減等が行われた場合には、P D C Aサイクルに則り、評価をした後、もしそれが十分ではないとか、行き過ぎだとかいうものであれば、最後にですね、改善をするという形でこのサイクルを進めてまいりたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） その中にね、大事なことっていうのは、先ほども言いましたけれども、住民の声というのが大事だと思うんですよ。経費の節減というのはね、住民に今まで喜ばれたものがなくなったと復活してほしいという声もあるじゃないですか。ですけど、あるいは、その福祉の後退だと。でも最初から分かっていて、でもその中でも、切り込んでいったんでしょうけども、やっぱり見直しになれば、何でも早いほうがいいんですよね。

だってことが、先ほど言ったその青パトとかそういうので、事が起きてから、やっぱり間に合わないと思うんですよね。でも起きれば、必ずやっぱり必要だねというふうになると思うんですよ。ですから、物によれば、その1年経過するものもあるでしょうけども、やってみたけども、気づきがやっぱり遅かったということっていうのは、困るわけなんで、そういう部分については、見直し、絶えずしっかりとしたその見直し、私はどういう形で皆さんを見直しをしようとしてるんだか分かりませんけども、担当課だけでするのだから、それともその全体の住民の意見・意識を聞く中で、見直しをしていくんだか。

でも全部話を聞いてると。そこまでは、何ていうんですかね。住民の声を聞いてまでというふうには、なっていないように気がするんですけども、住民の声も聞きまし、やっぱり安全というのが、ある程度その先回りをして、安全というのは、保てるこってありますよね。ですから、そういう部分はどうに考えているのか。再度、お尋ねして、この問題ばかりに関わっていていられませんので、最終的に、今後、どう対応していくかの決意だけでもお伺いしますけども。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 議員のご意見をですね、真摯に受け止めながら、検証等を行う

場合には町民の声を十分に聞いた上で今後の在り方について考えていくべきと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、2番目の循環型社会の構築についてお尋ねします。

これまでの議会でも同趣旨の質問をしていますが、その姿の一面は、役場駐車場に設置された資源ごみの積極回収でもその一部は見えますが、先の議会でも言いましたが、渋川広域市町村圏は、35市町村の中でリサイクル率が最低となっております。それに応じて、大きなコストの支払いが余儀なくされております。これらの改善で多額な経費節減ができますと同時に資源の有効活用が図られます。知恵を使えば、まだまだたくさん取り組めるものがあると思います。

職員を挙げて、知恵を出し、住民の協力を得て先進地となれる取り組みをと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町のリサイクル率は、公表されている令和5年度において、6.1%で県内35市町村中34位となっております。

令和6年度には、渋川広域圏内の3市町村でプラスチックごみの収集を開始したほか、町においては、西側駐車場にストックハウスを設置し、資源ごみの回収を始めたところであります。

この結果として、令和6年度のリサイクル率については、国の公表前で町の試算段階になりますが、8.2%となっております。令和5年度から2.1%上昇した状況となります。それでも順位として、変化のないことが予想されます。令和5年度のリサイクル率が、県内1位である神流町は、47.6%で、2位の31.6%と16%もの差がある状況で突出しておりますが、これについては、神流町では、燃えるごみとして排出された生ごみを燃料化していることが大きな要因と考えられます。

議員ご指摘のとおり、循環型社会の構築、資源の有効活用を飛躍的に推進するためには、先進的な取組が必要であります。

ただし、今の町の現状は、県内34位であり、一般的な団体の取組もできていないのが、実態であると言わざるを得ません。逆に言えば、他の自治体が行っている取組の中に、町が取り組めるものも多々あるものと考えております。まずは、こうした取組を着実に増やしながら、先進自治体の取組等を参考として、循環型社会の構築を進めてまいりたいものと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この問題につきましては、先の議会でも質問したんですけども、時

間切れになってしまいまして、全くその議論する余地がなかったものですから、また、再度、質問させてもらってるわけでありますけれども。

今町長のほうから答弁があつて吉岡町のリサイクル率が本当に低いと。でもその低いっていうのは、1番下にいるんですから、1番上にいるのだと、上がれないんですけど。1番下にいるんですから、どんどん上がる可能性っていうのはあるんですよね。このことがまた、町もそうですけれども、その住民が同じその共通認識を持っているかどうかということでも大きく違ってくると思います。やっぱりその啓蒙活動というのは、町が住民に対してやっていく責任というものもありますし、それと同時に住民が、そのことを理解をしてもらうということからスタートすると思います。

そして、今、町長からも話がありました。その方法っていうのは、いろいろあると思うんですよね。考えれば、もう先進地事例を見てくれれば、すぐ分かるんですけども、先ほど言いましたけれども、1番目の問題でその経費の節減ということで質問しましたけども、そのために、今までよかつたものを減らすんじゃなくて、今あるまさにこの循環型社会の構築ができれば、広域組合に出す負担金も減らすことが可能ですし、また、業者委託しての収集運搬ですよね。これを減らすことも可能ですよね。

また、この循環型社会ですから、今は集めて、残飯に燃料をかけて燃やしてやっているのが実情ですから、これが、循環型にすると、燃やすのではなくて再利用する。リサイクルするという方法でやってる市町村も最近すごく増えてます。燃やすんじゃなくて、これを肥料化する・堆肥化するということで取り組んでいる市町村もあります。

生ごみっていうのは、ごみ絶対量の中の40数%と言われてますから、これが多いんですよね。重量にしても、これを圧縮すれば、相当減らることができます。今燃してますけど、これが、リサイクルになるとまさに循環型社会の構築に大きな一歩を踏み出すことができると思います。

そして、リサイクルであつたり、リユースでありますけれども、そういう中によく3Rと言われますけれども、その中の知恵を出す方法でも、私は、全職員にね。これだけの職員がいるですから、どんなことがいいかって考えつくもの。知恵を出してくれというふうに言えば、いろんな方法が出てくると思うんですよ。それぞれ思ってるってことってあると思うんすよ。でもその担当してたその課だけが真剣にやるんじゃなくてやっぱりこの循環型社会っていうのは、これ町民全体の問題ですけども、その中で、役場の職員も重要な位置を占めてると思うんですよね。

よく言われる三人寄れば文殊の知恵って言うふうに言われますけれども、この文殊

の知恵っていうのは、仏教用語らしいですけども、そこに踏み込みませんけども、文殊の知恵っていうのは、一人じゃ駄目だけども、その人がより集まれば、まさにそれは3人でも5人の中にですか。より集まれば、いろんなその知恵が出てくると、ですからそういう知恵を活用して、それぞれ皆さん持ってると思うんですね。でも、知恵っていうのは、小さなことの積み重ねが大きなものになりますから、以前にもちょっと言ったこと也有ったと思うんですけども、まずは、その専門の部署を置いても、この経費節減で相当な経費節減できますから、やりようでそういういろんな知恵を集約する担当であったり、いろんなところからいろんな知恵を学んでくる担当であったりして取り組んでも、職員の年収を上回るものが確保できるんではないかというふうに思ってるんですよ。

それやりようは、どうでもいいですけども。そういうような決意、そういうような考え方で、あらゆるその知恵を結集して、群馬県で今ケツのほうにいるんですから、先ほど町長のほうから南牧でしたか。その上回るリサイクル率に上げることも可能だと思うんですよ。中には、ごみゼロウェイストっていうごみゼロを目指している。実際にやってる市町村もあるわけですから、そこまでいかないにしても、その近くにいけることは、可能なんですよね。

ですから、群馬県で1番になるぐらいのつもりで私は、やってもいいと思うんですよ。それやれば、そのことによって、時代の要請につながる循環型社会の構築ができる、そして、ごみの減量化ができますよね。そういう取り組みを真剣になってやってほしいと思うんですよ。

この問題については、余り言っても時間かかっちゃうんで、まず町長の決意だけお伺いしますけど、いかがでしょうか。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員がおっしゃるように、この循環型社会の構築、これは町として大きな課題としてとらえさせていただいております。

そういう中で、昨日も飯塚議員のほうからも質問にあって、お答えさせていただいたように、これは町だけではなくて、先ほど小池議員からもお話が出ましたように、広域ともいろんな絡みもございます。そういう中で近隣町村あるいは、広域圏の連携、そして、民間事業者等も含めた中での総合的な研究、検討は必要ではないかと思ってます。

いずれにしましても、循環型社会の構築に向けては、真剣に取り組みたいと思っております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 広域組合でも、市長が代わりまして、今度は、星名さんになりますけ

ども、星名さんは、まだまだこの広域組合の中では、右も左も分からぬ中にいると思うんですよね。

でも、広域の議会で今1番長く経験してるのは、柴崎町長ですから、そういう部分では、新しい管理者に対しても、物事を教える立場にあると思うんですよね。そういう中でぜひとも広域組合も町長は先達になって、ましてや今度はその順番が吉岡町に最終処分場が来るわけですから、発言力も増してきますし、また、その当事者としても、廃棄物処理場が来るね。当事者としても、発言力も大いにあろうかと思います。

そういう中で、大きなリーダーシップを果たしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

続きまして、3点目ですけども、物産館かざぐるまの運営について、お尋ねをするものであります。振興公社の運営になりましたけれども、見えてきた課題と現在の取り組みと今後の対応について、どう考えているのかをお尋ねします。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員より、物産館かざぐるまの運営に関して、ご質問をいただきました。

ご承知のとおり、物産館かざぐるまは、株式会社吉岡町振興公社の一部門として、令和6年度から運営を開始し、本年度からは、指定管理施設となっております。これにより、物産館を含めた各施設の指揮命令系統が統一され、施設間の連携と相乗効果、経営資源の有効活用、安定した運営体制が図られております。

今年は、道の駅開業15周年を迎えます。振興公社として企画力を一層高め、積極的な誘客活動と売上げの増加に取り組み、町としても支援してまいりたいと考えております。

物産館の運営状況・対応等につきましては、産業観光課長より答弁をさせます。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 物産館かざぐるまの運営につきまして、町長の補足答弁をいたします。

物産館かざぐるまに関しては、令和4、5年度に実施したコンサルティングの成果を生かし、温泉施設の売店及びレストランに係る経営改善、運営ノウハウ、分析手法を横展開する形で、売れる売り場づくりと挑戦する風土の醸成に取り組んでおるところでございます。

課題としますと、利用者に満足いただける商品を継続して陳列できるよう生産者、仕入業者の開拓が重要という点が挙げられます。

季節性のほか時間帯、特に午後や夕方時における商品の欠品がないよう他の地域の

生産者への声掛けを行い、着実に生産者、仕入業者の増加が見られるほか、売上構成比、販売数量、売上額等といった指標を用いた分析を継続的に実施し、適時改善しております。

取組として、また、振興公社による運営を開始以降、各種イベントの開催や売店によるテイクアウト商品の新開発、来訪者へのおもてなしの心を打ち出した店舗前及び店舗内の改善、期間限定ポイントカードや設備を活用した本日のお勧め商品等のアナウンスの導入をはじめ、様々な施策を隨時企画してまいりました。

その結果、令和6年の売上金額、売上個数、客数、客単価は、いずれも前年比を上回り、今年度4月以降も同様の推移が見られております。

今後の対応といたしましては、生産手法にこだわりのある商品や地産地消に取り組む特徴ある商品へのアプローチをはじめ、道の駅は、天神東公園の再整備に併せて、町の東の玄関口としてふさわしい施設となるようリニューアルを検討していることから、物産館かざぐるまが名実ともに道の駅の主軸を担う施設となることができるよう、振興公社と町が強固に連携して取り組んでまいります。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） かざぐるまのところは前橋の道の駅赤城と競合する部分ですから、厳しいところってのも、大変あるかと思いますけども、やりようで、個性のあるところにすれば、私はやりようは、あると思ってるんですよね。

そういう中におきまして、今、答弁にありましたけれども、生産者の増加という話がございましたけれども、生産者の増加というのが、これまでの昔からと言いましたけども、3年間ぐらいで、生産者の人数というのは、どれぐらいになってますか。生産者の参加者。参加人数。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 物産館が振興公社になる前の令和6年3月31日、4月1日から振興公社ですけど、このときにですね、生産者個人、また、業者・団体合わせてですね、こちら実質取引に限りますが、138団体・名となっております。

で、令和7年5月31日、今年の5月31日現在ですが、こちらですね、生産者個人が114名、業者団体が124ということで、238となっており、増減数については、生産者が27人増、業者団体は73団体増、合わせて100の増となっております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そもそもできた、その経緯っていいますか、物産館っていうのは、農業者をね、育成というところから始まったんで、物産館といえども、普通の何というんですかね。お店で売ってるようなお土産っていうんか、乾き物というか、その

仕入物っていうんですかね。それを全く否定するわけじゃないんですけども、出店をやっぱり、農業とその農家と消費者をつなぐと。

消費者によく、そして農家・高齢者なんかにもよくということでスタートしたと思うんですよね。そういう中におきましては、ただのお店が増えると、仕入れが増えっていうんじゃなくてやっぱり、いかにして生産者が安心して、そこに出せるかということがやっぱり大事になってくると思うんですよね。

そういう中におきまして、現在は町内の生産者がどのぐらいいるのか、また、その町外がどのぐらいなのかという数はつかんでおりますか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） すみません。手元にですね、ちょっと資料がございませんが、当然のことながら届出を出しておりますので、そこら辺を把握できますので、また、後日お示しできればと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） できればね、私は、今の吉岡町だけだとちょっと難しい部分があるかなというふうに思いますので、これまで、近隣の市町村に対する訴えかけというのは、どうなったでしょうか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） かざぐるまが振興公社になってからですね、実際ですね、かざぐるまのほうの担当者のほうですね、町内限らずですね、町外の農業生産者にも直に開拓という形ですね、開拓を進めてですね、出品を進めているという話は聞いております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私は、直接その生産者についていんじゃなくて、やっぱり、渋川市であったり榛東村であったりというところに、やっぱり公のところに、ちゃんとしたルートで公のルートで担当する部署ってありますよね。

渋川でも榛東にも、一部、前橋市で言えば、前橋でも北橘地域とか、昔の旧の富士見地域、あるいは、清里ですか。その辺もありますよね。その辺までは、可能になってくるんじゃないかなと思うんですよ。

要するに地場産といえば、ほとんどが地場に近いですね。そういうところまでの、訴えかけということも、私は大事だと思うんですよ。特にその榛東村にはありませんよね。ですから榛東村に訴えれば、そして、やっぱりその行政が1枚加わって、やってることになると、やっぱり生産者も安心しますし、消費者も安心すると思うんですよね。

そういうような方法で、より多くの品揃えがあることによって、また、お客様も

来るというふうに思いますので、ぜひその辺の訴えかけというのも、やっていけたらというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 議員提案についてはですね。十分受け止めてですね、検討させていただきたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、どうですかね、担当のほうは、受け止めてやってみたいという話でしたけども、担当にもお願ひしますけども、割に榛東村ってのは、農家・生産者が多いんですよね。生産者が。

ですから、直接、町長が榛東の村長にでも話をすれば、話もすごく早いと思うんですね。そんなことも可能ではないかと思うんですけど、町長いかがでしょうか。

榛東村の村長でも、話しかけてみたら、いかかでしょうか。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もちろん、振興公社が主体でございますので、そちらのほうとしっかり話を進めていけたらと思います。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、振興公社の社長でもありますから、社長が言えば、物事ってのは、スムーズに動きますので。ぜひ、そんなことやっていただければと思います。

そのことによりまして、このかざぐるまが、名実ともに生産者にとってもよく、また、消費者にとってもよくというような形で動いていただくことをぜひとも望んでおります。

続きまして、4番の教育制度の充実についてでありますけれども、この教育制度の中で、我が町が勝っているもの、また、劣っているものと思われるものは、どんなものがありますか。

子供を育てるなら、吉岡町と標榜してますけれども、それに見合った施策を進めなくてはなりません。ハード・ソフトとも、充実が求められますけれども、今後の対応についてもお伺いをするものであります。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） ただいま、小池議員から質問のご趣旨である勝っている、劣っているという視点から本町の教育について語ることが、少しこうこの表現がですね、難しいため、長所と短所という視点から特徴を述べさせていただきたいと思います。

教育委員会といたしましては、子供を育てるなら吉岡町を実現するために課せられた大きな課題の一つは、学校教育の充実であるというふうにずっと考えてまいりました。

長所としては、この後4つほど挙げさせていただきます。

まず、本町は国のG I G Aスクール構想のもと、令和2年度からH i B A L I プランによって、個別最適化された学びと協働的な学びを推進し、また、同時に校務DXにおいても、全国に先駆けて先進的な取り組みを進めております。これまで、県内の自治体や学校、教育委員会はもちろん、県の知事や教育長、議員団、教育委員会、そして県外の東京都、県・市町村教育委員会や学校、また、国内閣府デジタル庁、また、海外のルワンダ、ネパール国等、国内外各地から多くの視察団が訪れるなど、学校教育にデジタル学習基盤を効果的に利活用し、授業改善や校務改善を推進している町として、各方面から高い評価を頂いていると考えております。

具体的には、先進校への視察や大学との連携を通じて、一人一人の教員が授業改善に努め、令和の日本型学校教育に基づいた授業実践が進んで、児童生徒が主体的に学びを深める事業が展開されておりまして、これにより子供たちが未来社会を生き抜くために必要な情報活用能力や思考力を育もうとしているということに挑戦していると捉えています。全ての3校が連携して実施する研修が、子供主体の事業実現に向けた実践的な学びの場となり、それぞれの学校で得られた知見が町全体の教育力向上にもつながっていると考えております。

二つ目としまして、学校と地域が連携した教育活動の充実です。昨年度、コミュニティースクールと地域学校協働活動の一体的な推進が、文部科学大臣表彰を受賞いたしました。これも客観的に言いますと長所として捉えられると考えております。

また、三つ目として、誰一人取り残さない教育を推進するための教育支援センター等、不登校対策の充実も挙げたいと思います。ひばりの家やふれあい教室、Y O D S事業により、教員経験者や福祉的支援の経験を持つ専門職員が、不登校傾向にある児童生徒や保護者に寄り添い、安心して学べる居場所を提供していると考えております。

そして、次に、先ほど大井議員のところでも答弁させていただきましたけど、中学校の休日部活動の地域移行の着実な取り組みもございます。持続可能な中学生のスポーツ文化芸術活動について、今後のまちづくりの視点を取り入れながら、地域の検討委員さん、学校職員、保護者、事務局が連携して、子供たちが地域全体で育つ仕組みを着実に構築していると考えております。

その一方で、短所として取上げたいのが、本町の教職員の時間外勤務時間が、県の平均を上回る状況であるということです。これは教職員のウェルビーイングのみならず、教育の質の持続的な向上にも影響を及ぼしかねない喫緊の課題です。これは本町の教育実践上の短所であり、課題であると捉えられます。

国においても、教職員の働き方改革は、重要課題と位置づけられており、吉岡町と

しても早急な対応が求められています。先ほどの長所となる様々な実践を支えているのは、まさに職員一人一人です。それぞれの専門性や経験を生かして業務を遂行し、また、新たな取組にチャレンジすることができている職員が吉岡町で生まれてきており、この力を最大限に発揮できる風通しのよい組織風土があることも強みでありますので、これらの取組を最大限に生かし、今後も子供たち一人一人が持つ可能性を最大限に引き出せるよう、今後も教育の充実と教職員の一層の働き方改革に努めてまいります。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 時間の制約もありますので、おおむね分かりましたので、理解しましたので。

次にこの教育制度の充実の中に、奨学金制度の創設ということを出しておきましたけれども、これにつきましては、群馬県には12市ありますけれども、12市全てに奨学金制度があります。そして、町村の中では、15の町村が奨学金制度がございます。

中には、貸与であったり、いわゆるあげると貸すんじゃなくて、あげますよというのも、いろいろ様々ですけども、私これまでに町にぜひともそういう制度をつくって欲しいというと県の中にもそのいろんなその制度がありますので、それを使ってくれとそれで使ってくれというような回答で我が町でつくるその考えはないというふうにずっと言ってきてるんですよ。

でも、そうじゃなくて、そうであれば、何で他の市町村が皆、奨学金制度持ってるかと言えば、やっぱりその子供たちに応じた貸し方ができると。確かに、群馬県の中にも今までありました。これは公益財団法人群馬県教育事業団ですけれども、これは17年からは、これはそれまで日本育英会でしたよね。それが名称変えてそういう形で残ってますよ。

でも、それだけでは、足りないからそれぞれの市町村が皆持ってるんですよ。ですから、私はね、くれるというんじゃなくても、少なくともその貸与でもいいから制度として、まして今、6人に1人が貧困というふうに言われてる時代の中でヤングケアラーの問題であったり、子供の貧困というものを言われてる中ですから、ましてや子供たちが、確かに授業料は、無料にはなってますけれども、それだけでは済みませんから、それ以上にかかるお金を町が貸与するという制度をね、よそに頼るんじゃなくてやっぱりその町が制度として持っていて、やっぱり町に頼ってもいいんだよということがあって、私いいんだと思うんですよ。

その町のくれちゃうんじゃありませんから、貸与ですから、町で持てるんですから、町は、財調もあるわけですから、その中の一部を原資にして、制度として貸す

と。貸してもそんなに大きな額にならないんですよね。ですから制度としてやっぱりあるということは、そこに住んでる子供たちがやっぱりその安心にもなると思うんですよ。いざというときは、町から借りられると。やはり県の制度を利用する人もいるでしょう。

しかし、身近にあるのが町ですから、そのために市町村がこれだけのところはみんな持っていますから、ぜひ考えていただきたいと。最近も、新聞報道でもありましたよね、あれは下仁田町ですか、ねぎとこんにゃく奨学金という制度ができたなんというのが新聞で取り上げられていましたけども、町でもぜひともすべきだというふうに思いますけれども、再度、また、お尋ねをするものでありますけども。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員から議会のたびに奨学金制度の質問をいただいております。

町としても、考えたいところでありますけども、厳しい状況下、現状では、町独自の奨学金の導入は考えておりません。

国や県における既存の制度の周知を十分に図っていきたいと考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長ね、その国・県にも確かに制度あるんですよ。でもそれで足りるんであれば、先ほど言ったように12市で全部持っていますよ。それでさっき言ったように15の町村が、持ってるんですよ。27市町村が持ってるんですよ。

ということになれば、やっぱりその中で吉岡とかその8市町村が持っていないんですけども、貸すんですからね。町にお金が全くないっていうんじゃなくて、財調を空にするわけじゃありませんから、財調の中でその一部を充てれば、いいわけですから、町長がそうだなというんで、そういうましてや生活困窮者の多い特にですね、多い時代になってきましたから、やろうかというふうに町長が腹をくくれば、すぐ簡単にできることなんですよ。

財調で出しちゃって、そこ崩して、あげちゃえってことじゃなくて、貸してあげたって話ですから、いかがですか。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現時点においては、考えておりません。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私は、町長が何でそんなにかたくなに奨学金ごときで。どこでもやってことができないで考えていないと言つてることが、ちょっと理解に苦しむんですよね。

だって、子供を育てるなら吉岡と言つてるでしょう。育てるなら吉岡ですから、ぜひとも検討してくださいよ。言つてることとやっていることが違うじゃないですか。

最後の都市計画道路の見通しについて、お伺いをするものであります。計画はありますけれども、優先順位としての現在どのようになっているか。どのように考えて進捗されていますか。

また、先日新聞報道でもありましたけれども、どのように計画をされ、進んでいますか。お尋ねをするものであります。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議員のほうから、都市計画道路大久保上野田線、県道名では、前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸計画、進捗状況について、質問をいただきました。

質問の件につきましては、建設課長より答弁をさせます。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 県道前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸については、現在、群馬県、渋川市、吉岡町の3者による勉強会の場で協議を実施しております。

現在、吉岡バイパス延伸に伴うまちづくり構想の具体化や道路ネットワークの在り方などを協議をしております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今まで、先の新聞の中にありましたよね。前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸、次期県土整備プランで着工予定の事業となり、県内はもちろん、東京圏や新潟、長野といった信越地域の連結線となるというような話で、前はこれなかった話なんですね。

向こうの何だ、上毛大橋から真っすぐ抜ける道路ができたときに、こっちの道路っていうのは、その様子を見て考えますよって話だったんですけども、その頃から見るという話は、一步、進んでるんですよね。前から見ると。

そうに思うと、前進かなと思って、その中で川久保踏切も含めた開発というものも考えないとならないと思うんですけども、そこんとこやっぱり早急にすべきだと思うんですけども、現在の町の考えは。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町としては、道路がつながって初めて効果を発揮することから、道路ネットワークとして構築する必要があり、渋川市の半田南線など、吉岡バイパス延伸に伴う終点側の整備が必要であると考えております。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これはあと1分あるんだっけ。

これ前にも質問してるんですけども、これがつながって初めて一歩前進だと思うんですよね。県土整備プランの中で格上げっていうんですかね。一歩進んだんですよね。そうすると真剣になって、その対応していかなきゃなんない。渋川市とその話

が進んでるというようなその記事になってるんすけども、実際どこまで進んでるか私分からないんですけども、ぜひこの問題って話を進めていって、何といってもその17号バイパスと産業道路、伊香保バイパスがつながるということがやっぱり一番大事なことだと思いますので、隨時、いろんなことが決まり次第、議会にも報告していただきたいということをお願いしておきます。

終わります。

議長（富岡大志君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を14時15分とします。

午後 2時01分休憩

午後 2時15分再開

議長（富岡大志君） 会議を再開します。11番坂田一広議員を指名します。

〔11番 坂田一広君登壇〕

11番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして、一般質問いたします。

町の財政について、令和6年度決算から見た町の財政状況と今後の事業展開について、お伺いします。

まず、町の財政状況についてであります。令和6年度の決算を受け、町長は町の財政状況について、どのようにお考えになるか、所感を伺うものであります。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 令和2年度末より、新型コロナウイルス感染症は、世界へ拡大が始まり、日本国内でも蔓延しました。これにより、数年間、新型コロナウイルス感染症対策が優先されましたが、感染症も5類感染症へ位置づけられ、社会は、本格的なアフターコロナを迎えることとなりました。

しかし、近年は激しい物価高騰や賃金の値上げもあり、一概に傾向等を見通すことは、難しいと考えております。このことを踏まえ、令和6年度決算結果に係る所管のご質問について、財政健全化判断比率数値（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率）から見解を申しますと、各指標とも、早期健全化基準に達していない状況であります。

しかし、財政分析指標から見ますと、経常収支比率は、年々上昇しており、財政構造の硬直化も高い水準で、財源的に余裕があるとは言えない状況であります。その要因の一つに、義務的経費が歳出に占める割合が多い状況であり、言い方を変えれば、施策として、自由に利用できる財源が少ないということとなり、大変厳しい状況でございます。

また、水道事業会計の収益的収入については、比較的安定していると捉えておりますが、下水道事業会計の収益的収入は、その4割ほどが一般会計からの補助金とな

っております。

その一方、費用面では、両事業とも保有する資産の減価償却費や企業債の支払利息も大きなウエイトを占めております。これらのことから、一般会計において、今後の事業実施については、社会情勢の変化等により、ニーズが失われたもの、事業目的が達成されたもの、新しい施策に基づき別の事業ができているもの、執行実績が低調に推移するものは、事業規模や財政状況を見据えた上で行いたいと思います。

しかし、同時に、町として将来に向けて必要な投資は、積極的に行ってまいりたいと考えております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 続きまして、各種指標等について伺います。経常収支比率についてであります。先ほど町長の答弁にもありました、総務省の令和7年度版地方財政白書によると、令和5年度の経常収支比率の市町村平均は93.1%、町村の平均は88.2%、80%以下というのが望ましい状態と言われておりますけれども、平均値だけ見ると全国の市町村において高水準で財政の硬直化が進んでいると言えます。これですから吉岡町に限ったことではないというようなことがあります。令和5年度の吉岡町は93.0%、6年度は94.1%で、前年より1.1%上昇しております。この上昇の原因はどのようなことが挙げられますか。原因について、お尋ねするものであります。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） お答えします。令和6年度においては、物価や人件費の高騰などを要因として、保育所運営委託料を初めとする扶助費、物件費が増加、人件費も職員数の純増などを背景に増加したことなどが影響し、分子である経常経費充当一般財源は、前年度から大きく増加しました。

一方で、歳入においては、固定資産税をはじめとする町税の増加により、分母となる経常一般財源収入額についても前年度比増となっております。結果として、分子増・分母増の構造となりましたが、分子である経常経費充当一般財源の増加率が大きかったため、経常収支比率は、前年度から上昇しております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 続きまして、扶助費について、伺うものであります。扶助費は言うまでもなく義務的経費に当たり、経常収支比率を上昇させる要因の一つであります。

一方で、人口が増加したり充実した福祉施策を講じれば、必然と多額になります。扶助費が増えることが一概に悪いことではないと私は考えます。扶助費の一般会計に占める割合はどれくらいになりますか。

ちょっと、長期的なスパンで見たいので、過去20年間、5年ごとにお願いしたい

と思います。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） まず、令和6年度決算に占める扶助費の割合については、34.2%となってございます。

平成15年度は、12.7%、平成20年度は、15.9%、平成25年度は、21.5%、平成30年度は、26.7%、令和5年度は、31.9%となってございます。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 平成15年度から比べると倍以上になってるという比率だけで見るとこれは福祉が充実したというよりは、対象、子供の数とその対象人口が増えたからというふうに考えればいいんですかね。ちょっとその辺の要因のほうは、まだ分析できてませんか。

どうですか。分かれば、教えてください。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 今、議員のほうがおっしゃったとおりですね、子供の数が増えているというのも一因だと考えられております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 分かりました。

では次、財政調整基金について、伺うものであります。財政調整基金残高は、令和6年度決算において17億5,220万4,685円であり、昨年度に比べ、1億9,891万6,000円の減となりました。過去20年間5年ごとの推移は、どうなっておりますか、伺うものであります。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 財政調整基金の過去の割合については、平成15年度は、14億1,579万5,000円。平成20年度は、22億5,633万3,000円。平成25年度は、28億1,225万4,000円。平成30年度は、23億586万1,000円。令和5年度は、19億5,112万1,000円と推移しており、5年ごとのため、一概には言えないところですが、近年は減少傾向にあると考えられます。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 平成15年度って14億ですけど、この辺が過去最低になるんですね。もっと少なかった時期ってあるんですか。分かればいいんですけども。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） ただいま資料を持ち合わせてございませんので、お答えしかね

ます。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そうすると平成25年度には、28億まで積み上がった財政調整基金が、平成30年度には23億、そして令和6年度決算においては17億5, 220万ということで減っていってしまっているんですけども、財政調整基金をある程度ないと、本当にいざというときに困る財源でありますし、地方財政法上は、実質収支額の2分の1を下らない額は、財政調整基金に割当てなければならないということ就可以了けれども、吉岡町の場合、一般会計の実質収支額も極めて少ない状況というのがずっと続いております。

そうするとですね、今までのような予算の立て方をしていると財政調整基金も底をつくということが考えられますけれども、この点については、どのようにお考えになつてますか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 議員のおっしゃるとおり、何か手だてをとらないとですね、このまんまとどんどん少なくなつていく状況でございます。

そのためにですね、中長期的な財政の見通しをですね、立てて今取り組んでいる状況でございます。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 続きまして、町債・企業債について、伺うものであります。令和6年度決算において、町債残高は46億7, 322万4, 824円で昨年度決算時に比べ、3億581万9, 983円の減となっております。

企業債については、水道事業が8億5, 341万460円で前年比212万5, 469円の増、下水道事業が19億8, 229万4, 678円で前年比6, 319万7, 688円の減となりました。

これらの起債残高のうち、交付税措置されるものはどれぐらいありますか、伺うものであります。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 交付税措置のある地方債は、後年度の元利償還金の一部が普通交付税の算定の計算に入ります。令和6年度決算時点で元利償還金の地方債残高は、一般会計46億7, 322万4, 824円。水道事業会計8億5, 341万4, 60円。下水道事業会計19億8, 229万4, 678円で合計しますと75億892万9, 962円でございます。

後年度に交付税措置として算入される見込額は、46億8, 482万2, 000円です。

なお、公営企業会計においては、地方債の発行額が基準財政需要額として、一般会計の普通交付税に算入されるため、交付税算入される会計は一般会計のみとなります。

また、交付税算入額は、国が想定した利率、借入条件によって算定するものであるため、借入期間よりも長期間に分割されて、交付税算入される地方債もございます。

また、吉岡町は、過年度に金利が高い地方債に対して減債基金を活用し、繰上償還したことでの地方債残高の抑制も行ってまいりました。

したがって、地方債現在高から交付税措置される金額を正確に算出することはできません。ご参考の数値となってしまいますが、一般会計においては、令和6年度に発行した地方債が1億5, 936万2, 000円でしたが、後年度の理論上の交付税算入額は約3, 910万ほどです。

なお、発行した1億5, 936万2, 000円のうち2, 076万2, 000円は、全額交付税算入される臨時財政対策債となりますので、臨時財政対策債を除いた事業債の発行額で計算しますと発行額1億3, 860万円のうち交付税算入額が約1, 834万円であり、交付税算入率は約13%となります。

上水道事業会計においては、令和6年度に発行した地方債が6, 890万円でしたが、交付税算入はありません。

下水道事業会計においては、令和6年度に発行した地方債が1億620万円でしたが、後年度の理論上の交付税算入額は、約5, 192万円で、交付税算入率は約4.9%となります。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 続きまして、広域公債について伺うものであります。渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下「広域組合」という。）といいますけれども、こちらのですね、公債残高のうち吉岡町の負担部分はどれくらいになりますか、伺うものであります。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合における吉岡町の令和7年度当初公債費負担は、区分ごとに申し上げますと、火葬運営に係る公債費は、12万1, 000円。ごみ運営に係る公債費は、1, 589万6, 000円。し尿運営にかかる公債費は、59万3, 000円。消防救急に係る公債費は、3, 405万7, 000円となり、合計5, 066万7, 000円となります。

吉岡町が負担する合計6億1, 808万1, 000円のうち、8.19%となります。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 続きまして、渋川広域では、今後大きな事業として、最終処分場の建設が予定されております。

基本計画の概要については、議会に説明がありました。しかしながらですね、建設費用やその財源、国等からの補助金の有無、吉岡町の負担割合と不明な点もまだまだあります。これらの点について、現時点で分かっていることについて、説明していただければと思います。

〔住民課長 深谷智洋君発言〕

住民課長（深谷智洋君） 渋川広域組合の廃棄物処理施設については、令和8年度から令和10年度に清掃センターの基幹的改良工事、令和9年度から令和11年度に次期最終処分場の新設工事、令和14年度から令和16年度でし尿処理施設の新設工事が予定されております。

次期最終処分場に係る事業費等につきましては、渋川広域組合の施設整備基本計画では、概算工事費42億6,569万円。施工管理費1億664万2,000円の計43億7,233万2,000円となっております。

これに対する財源につきましては、国庫補助金として、環境省の循環型社会形成交付金8億5,740万3,000円。起債として、一般廃棄物処理事業債28億9,330万円。構成市町村の負担金である一般財源としては、6億2,162万9,000円を見込んでおり、吉岡町の負担としては、起債28億9,330万円の後年度償還に対する負担と、また、建設時の一般財源6億2,162万9,000円に対する負担が発生します。

起債の後年度償還、公債費に対する構成市町村の負担割合は、人口割94%、均等割6%で、建設時の一般財源に対する構成市町村の負担割合は、搬入量割94%、均等割6%となっております。

直近の令和7年度当初予算ベースの負担割合で申し上げますと起債の後年度償還に係る負担割合が20.522%、建設時の一般財源に係る負担割合が20.04%であり、この割合で試算しますと、起債の後年度償還に係る負担額が、5億9,376万3,000円。

建設費の一般財源に係る負担額が、1億2,457万4,000円で、計7億1,833万7,000円となります。

ただし、公債費に対する負担割合は、直近の国勢調査人口によることとされておりまして、一般廃棄物処理事業債の償還年限は最長で30年であるため、吉岡町の人口増、渋川市の人口減により、この試算値より町の負担割合、負担額が増加していくことが想定されます。

また、この試算には、起債の利子償還分は含まれておりませんので、これに加えて

利子償還分に対する負担も発生することになります。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） なかなか渋川広域のことってのは、伝わってこないんですけれども、最終処分場以外にもごみ処理場の基幹関係の工事であるとか、し尿処理場の新設工事と大きなものが、私の知らない二つもあって町の負担部分というのがさらに増えると。

この広域公債につきましても、当然、町が将来支払うべきお金ということで、将来負担比率に影響してくるわけなので、この際、お聞きしました。

知らなかつた部分もあるのでね、もうちょっとし尿処理とかその五輪平の焼却施設の件も聞きたかったわけですけども、今回質問に入ってなかつたので、これにとどめておきます。

それで、今後予定されている町の事業についてなんですけど、まず、産業団地について、伺うものであります。駒寄インターチェンジ西側の産業団地の企業誘致については、土地の買収・造成の後、分譲・販売まで県に任せるとか、それとも買収・造成の後、県から町が買いとりましてですね、分譲販売を行うのかというそのオーダーメイド方式、レディーメイド方式というスキームの選択をしなければならないというようなお話を以前伺いました。

今の事業の進捗状況と企業誘致の方法・スキームの選択に至るまでのこのスケジュールはどうなっているか、伺うものであります。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 事業の進捗状況について、特に用地関係に関して申し上げますと、6月20日、22日に第4回関係者説明会を開催し、その後も、地権者の皆様、全てのご同意がいただけるよう戸別訪問を含む丁寧な説明に全力を尽くしているところでございます。

議員おっしゃるオーダーメイド、または、レディーメイド方式の選択までのスケジュールは、地権者の皆様の同意が得られた段階で県との協議を行い、決定となります。

いずれにしましても、地権者のご協力を得ることを現在、最優先に取り組んでおります。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） これ時期的なものは別として、仮に得られた場合に町としてはオーダーメイドかレディーメイドかていう選択をしますよね。それまでの各種イベントと申しますか、区切りの、例えば、買収が仮に終わった場合に、次にこれをします、あれをします。そして、最終的に選択に至りますよと。予定している順番、仮に得

られたのを前提として、得られるかどうか分かりませんよ。相手方があることだし、滅多なことは言えないということは分かってますけども、一応あそこに産業団地を誘致するということで大まかな流れというのはできると思います。その大前提の土地の用地交渉ができなきゃ、できないんですけども。その次の段階でどのような段階を踏んでそういう選択にまで至るのかの順番については、どのようになってますか、伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） まずは、取りあえず同意を第一に考えておりますが、現在ですね、基本計画策定ということで、現在、総工事費のほうの算定も行っておりますので、こちら同意が得られて、総工費のほう算出されればですね、速やかにですね。その方式のほうの決定のほうに、判断のほうに入っていきたいと考えております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そうするとこれあれですか、例えば、同意が得られることが前提なんですけども、同意が得られてからそういう算定・決定まで、どれぐらいの期間がかかりますか、それは分からぬ。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 当然ですね、事業を進めているうちの課だけでなくですね、建設課やですね、財政部局も含めての判断となりますので、期間については、ちょっとここでは明言することはできません。申し訳ございません。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） これちょっと確認をしたいんですけども、仮にオーダーメイドを選択した場合っていうことも、まだ選択肢としては、ありうるわけですね。そういう場合にですね、この町が、スキームの選択をするのとその実際に県から買い戻す。土地を買う際には、議会の何ですか、当然、土地開発公社、資産持つてませんから、債務保証しなきゃならないと、それに対する債務負担行為。恐らく議会で議論するのは、債務負担行為があるときだけで、実際にオーダーメイド・レディーメイドの選択をする場合ってのは、議会の債務負担行為が前提となって選択するのではなくて、オーダーメイドかレディーメイドか選択した後に、議会の手続きとしては、債務負担行為というのがどれくらいの期間、空くか分からぬけれども、俎上に上るという理解でよろしいんですか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 議員おっしゃるとおりでございます。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） これ選択の方式によりますけども、オーダーメイド方式をとる場合つ

てのは、ということは、それについてはもう町というか執行側の中の話合いだけで決められるということでいいんですよね。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 現在ではそのようになっております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 次、費用負担等について、伺います。

本年度、当初予算においても産業団地関連の道路設計予算が計上されております。

本年3月21日に議会に説明のあった産業団地基本計画（案）によると、産業団地開発に伴う造成のほか道路・緑地・公園・調整池等が含まれております。

県と町の費用負担は、どうなっておりますか。また、前橋市と町の橋梁の費用負担はどうなっておりますか。

もし決まってないようだったら、いつぐらいに関係についても分かるのか、お伝えいただければと思います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 産業団地造成に伴う県と町の費用負担でございますが、地権者の方の同意が得られた後に決定を行うこととなります。

議員のご質問には、現状、想定する費用負担について、答弁させていただきます。南北・東西の幹線道路及び公園については、町が事業主体となって施行します。企業へ分譲する区画の造成、緑地、調整池、区内道路は、県に施工をお願いする予定です。

次に、橋梁の費用負担については、前橋と協議を重ねているところでございます。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 具体的な金額っていうか、それぞれの工事費、造成費も含めてですね、そういうったものが分かるっていうのはどれくらいになります。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 団地の造成に関しては、うちのほう、現在、基本計画策定中ですので、こちらがですね、完成すれば、その中に費用のほうもあるような形になっております。

道路費用に関してはですね、道路のほうもですね、町で自主的に施工するため、こちらが基本設計ができればですね、概算の費用のほうがお示しできると考えております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 今年中には、分かりますか、分からないですか。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 基本計画の策定業務ですね、現在ですね、工期のほうが年内になつておりますので、現時点では年内にお示しできるものと考えております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そういうことが分かり次第、議会にもお知らせいただきたいと思います。

続きましてですね、オーダーメイド方式、仮にお話ですけれども、仮にオーダーメイド方式を選択した場合の財政に及ぼす影響についてを伺うものであります。産業団地について、オーダーメイド方式を選択した場合、土地開発公社が県から土地を購入することになり、その土地を土地開発公社が分譲販売することになります。

土地の購入資金は、土地開発公社が金融機関から借り入れ、町は債務保証し、債務保証した金額については、債務負担行為として議会の議決を経なければなりません。これは以前、お聞きしたとおりです。

ここで将来負担比率は、一般会計、特別会計、企業会計のほか、地方公社や第三セクターの借入金を含め、町債など町が将来支払っていく可能性のある負担等の現時点の残高を指標化したものです。

そこでオーダーメイド方式を選択し、県から購入した土地が売却できなかつた場合、何年か保有している場合ですね、そのうち売れるかもしれないけども、取りあえず、県から買戻してしばらくは持つてなきゃ売れるまでの間、持つてなきゃいけないわけですよね。その間のですね、土地開発公社がプロパー土地を保有している場合の土地開発公社の負債に係る将来負担額の算定方法というのは、どうなつてゐるかを伺うものであります。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） 将来負担比率は、一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。将来負担額は、将来負担比率を算定する上の分子に相当するもので、現時点での将来払っていく可能性のある地方債残高、債務負担行為の額、公営企業、組合、設立法人等への負担見込額の合計額となっております。

今回、ご質問いただいた土地開発公社の負債についても、将来負担額に算入されることとなります。算定方法については、土地開発公社の貸借対照表上の負債から、現金及び預金、事業未収金、プロパー土地の評価額、投資その他の資産等を差し引いた額が土地開発公社の負債に係る将来負担額となります。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そこちょっと、プロパー土地の評価額ってのは、県が地権者から買い取つた値段なのか、それとも、県から町が買い取つたときの価格なのか。そちらど

ちらで評価されることになるんですか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） そちらについては、大変申し訳ございません。資料がございませんので、お示しすることができません。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） でも、私質問に書いてますし、だって明らかに土地の値段違うわけですよね、簿価でやるっていうふうに書いてあるけれども、それじゃ簿価の判断ってのは、どこで誰が、どこで買い取ったときの値段なのか。そこを考えていただかなかつたら、私の質問の趣旨っていうのは、答弁になってないじゃないですか。少なくとも私が聞いたかったのは、そこなんですけども、資料がないということなので、次の質問に進めますけども、これあれですか。

仮に、土地開発公社が負債ってのは、そのように現金預金とかプロパー土地の評価額を土地開発公社の負債から現金預金とかプロパー土地の評価額とかその他の資産等々を差し引いた額が将来負担額として算入されるってのは理解できたんですけども、それとは別に町としても債務負担行為を行っているわけですね。どっちが二重に評価されるわけですか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） あくまでも先ほど言ったプロパー土地の評価額や投資等の差し引いた額というのは算定方法でございまして、やはり債務負担行為というものを基準に考えていきたいと考えております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 県から50億円で買い取ったとして、プロパー土地の評価額が25億だとしたら、その25億で評価するんですか。それとも、町は県から買い取るときの50億ってのを債務保証して、債務負担行為をかけるわけですけども、この50億なのかそれとも25億なのか。その辺はどうなってます。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 大変申し訳ございません。明確な答えができます。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） こういった判断をしないと、将来財政に与える影響というのは考えられませんよね。実際に将来負担額にどの金額が上ってくるのかって50億と25億じゃ全然違いますからね。倍違うわけで、こういった計算をしなければ、財政に与える影響というのは考えられないし、やみくもにどっちを選んだらいいのかっていうその判断をするときに困るんじゃないですか。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） こちらにつきましては、明確な答えが出ましたら、また、後日お示ししたいと考えております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 次の質問に移ります。

本年第2回臨時会で土地開発公社の経営状況についての報告がありました。土地開発公社の資産は、現金預金で約1,800万であり、土地が売却されるまでの金融機関の利息の支払いには、到底、資力は足らないと考えられます。その場合、土地開発公社の利払いというのは、町が負担するのでしょうか、伺います。

〔産業観光課長 渡部英之君発言〕

産業観光課長（渡部英之君） 議員おっしゃるとおり、借入金の利息支払いは、借入時の債務保証を行った町の負担となると考えております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 恐らく幾らになるか分からぬけれども数十億のお金は、オーダーメイドを選択した場合は、借入れなければならない。その利子だけでも数千万にのぼるだろうというようなことが考えられるわけであります。ところで、吉岡町と類似団体である玉村町は、レディーメイド方式で産業系の企業誘致を現在行っております。開発面積は、19.6ヘクタール、分譲面積は15.4ヘクタール、本年8月までの経過を見ると、令和4年12月から募集を開始し、令和6年度に4区画が売却できましたが、令和7年8月時点で1区画約1.5ヘクが仮契約中2区画、約5ヘクタールが再募集となっております。

6月の頃、見た限りでは、この全区画もう募集停止になったわけでありますけども、やはり契約にまで2区画至らなくて、また、再募集というような形になっておるようであります。県企業局の営業力、情報発信能力、情報収集能力、人材の層も厚いですし、ノウハウの蓄積もあります。このような県の企業局をもってしてもですね、3年経つんですかね。それでもまだ完売には至っていないと。15.4ヘクのうち、6.5ヘクがまだ売れ残ってるよというようなことであります。

仮に町がオーダーメイド方式を選択した場合、土地開発公社の金融機関の借入れから企業に売却が完了するまでの間の利払いは、相当な額に上り、町が現在行っている事業や将来行う予定の事業に対して大きな影響を及ぼすと考えますけども、この点をどのように考えるか、伺うものであります。

〔企画財政課長 齋藤智幸君発言〕

企画財政課長（齋藤智幸君） 大型事業を行う場合は、議員のおっしゃるとおり財政に大きな影響を与えます。春山議員の質問で答弁させていただきましたが、町の方向性を左右する施設整備には、財政状況等も加味しなければいけません。

施設整備だけでなく、各事業における社会情勢の変化により、ニーズの失われたもの、目的が達成されたもの、新しい施策に基づき別の事業ができているもの、執行実績、利用実績が低調に推移するものは見直してまいります。こ

れらを総合的に考え、施設整備に充てられる財源があるのかを判断しなければいけません。ご質問の大型事業の実施については、実施する内容や財政の影響力を考え、慎重に判断していかなければならぬと考えております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 続きまして、給食センターについて、伺うものであります。事業の進捗状況について伺います。

本年6月12日の全員協議会において、給食センター建て替え事業に係る説明がありました。その中で事業方式としては、PFI方式、PFIの中のBTO方式かDBO方式で行うということでありました。令和7年から8年までの予定として事業者募集、選定とありました。説明資料にあったサウンディング調査に対する回答等進捗はあったのでしょうか。

また、今後の事業者の募集、選定以外のスケジュールはどうなってますか、伺います。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 現在の進捗状況についてですが、委託業者によるサウンディング調査の結果の取りまとめを行っている段階で最終的に今月中にこのサウンディング調査の報告を受ける予定となっており、その報告結果を踏まえ、PFIを含めた手法検討を進めていくところとなります。

手法として、PFIとなった場合には、事業発注に伴う諸業務を進めていくこととなり、具体的な予定としては、令和7年度中に要求水準書の作成を行い、令和8年度に事業者の選定、公募、事業者決定等を進めていきます。

また、現在、造成計画のための測量調査も進めており、本定例会上程中の補正予算で計上した用地買収費の可決後、用地買収を進めていく予定です。最終的には令和11年の9月から給食の提供を始めたいというふうに考えております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 実際そのサウンディング調査の回答って何件ぐらいだか、それは分かれますか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 回答は、複数者が出てます。ただ、その結果自体の報告としては、今月中なので、また、出た段階で議会のほうにおつなぎしたいというふうに考えております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 続きまして、補助金についてであります。

前日の説明資料の中で概算の建設工事費は、込み込みで35億800万円とありました。国等の補助金は、どれぐらい交付されるのか、特に従来の文科省の補助金に加えてですね、説明資料見るとZEB Ready対応にするというようなことが書いてありました。

ZEB Readyに伴う補助金等もあるようであります。これらの併用はできるのでしょうか。

また、BTO方式で事業実施する場合、建設に係る費用は、SPC（特別目的会社）が行うとされておるわけであります、この場合においても交付対象となるのか、伺うものであります。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） まず、補助金の関係ですが、文科省関係の学校環境改善交付金ですが、こちら低く見積もっているところもありますが、1億5,000万円程度というふうに今現状では見込んでおります。

また、ZEB関係なんですが、こちらについてはですね。着工っていうか施工の段階の法令等もありますので、現段階では幾らというのは、お示しができません。

ただ、補助については、先ほどの文科省関連との併用というのは可能です。

また、先ほどのPFI事業で建設した場合についてですね、PFI終了後ですね、町に権利が引き渡されるため、補助の交付対象にはなります。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 思ったより文科省の補助金ってのを低く見積もってる。もっと、建物の一部の三割補助等を考えていたんですけども、随分少ないんだなというふうに感じました。それしか受けられないって言ったらそれまでなんで、あれなんですけども。

続きまして、BTO方式、DBO方式による費用削減効果についてを伺います。PFI事業やDBO方式の導入を検討する際に、どれだけ費用を削減するかというのが重要な観点であると思います。あえて、従来方法に変えてPFIを選択したってのは、事業費を削減できるかって、その効果が1番大きいかと思うんです。

給食センター建て替え事業は、今まで町が行ってきた建設事業の中で恐らく最大のものであり、かつ、学校給食事業を行わなくてはならない事業でもあるにもかかわらず、町の財政に大きな影響を及ぼすことは明らかであります。費用削減効果をどれぐらい見込んでおるか伺うものであります。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） PFI事業の検討に当たり、建設のみだけでなく、維持管理運営等も含めた事業全体の費用対削減効果について、現在、算定中ということあります。PFI事業で費用削減効果が期待できる要因として、設計、建設から維持管理、運営までの一括発注であるため、設計に建設、維持管理、運営段階の意見を取り入れ、効率的・効果的な施設整備が可能となること。

また、性能発注であるため、民間ノウハウを生かした効率的・効果的な施設整備が可能となること。

また、維持管理、運営段階では長期契約による業務効率化によるコスト削減、修繕、更新を計画的に行う予防保全の実施によるライフサイクルコストの最適化等の効果が見込まれます。

お聞きの削減の額とかなんですが、これについては、事業者選定に非常に影響があるので、この場でのちょっと答弁はできないんですが、一般的にPFI方式が始まった頃は、10%程度の削減効果があったと言われています。最近の状況を見ますと、大体3から5%程度ということで参考までに答弁させていただきます。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 続きまして、PFI事業で給食センター建て替え事業を行った場合の財政指標への影響について伺います。

DBO方式で事業を行う場合、建設費用等の調達は町が行うので、財政指標への影響、特に起債した場合の将来負担比率への影響は従前どおりということで、起債した分だけが将来支払うべき債務に充てられるということは理解できているんですけども。

PFI事業として行った場合には、資金調達は特別目的会社が行うわけあります。PFI事業は、長期にわたるため、自治体は事業契約を締結する前に、事業期間全体のサービス対価について、債務負担行為を設定し、サービスが開始する年度から当該年度のサービス購入費について予算に計上することとなります。

そこでPFI事業における債務負担行為に基づく支出予定額は、将来負担比率の対象になるんでしょうか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） こちら財政当局に確認したところ、PFI事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するものなどは、将来負担比率の算定の対象となっています。

具体的には将来負担比率を算定する上での分子に相当する将来負担額のうち、債務負担行為の額に計上されることとなっております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） これ要するに建設にかかった分だけで、いわゆる今やってる調理業務委託、運営に関する部分、例えば、6年度決算でいうと調理業務委託料で6,358万円で、例えば、20年30年で契約結ぶと、30年で19億、20年で12.7億になっちゃうんですけども、仮にこの35億ってのを記載した35億プラス19億とかそういう話じゃなくて、この35億円ということでおろしいんですかね。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） あくまで施設整備と用地取得ということになります。先ほど言ったその35億に関しては、あくまでその施設整備にかかるもので、それとは別に委託部分ということで、年間1億ぐらいですかね。町単で出ているということになります。そちらに関しては、通常の町の経費ということになります。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） オについては、抜かします。力に進みます。

国の多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針についてということで、PPPやPFI手法によって、自治体の事業を行う場合、そのデメリット・問題点として、入札や契約締結、モニタリングなど高度な専門知識を要し町にとってもPFIやDBOは初めての経験であり、町の職員がこうしたノウハウを持っていないことで民間事業者との交渉で不利になったり、適切な監視ができなかつたりするリスクがあるとされております。

SPC（特別目的会社）、金融機関、自治体相互の主な法律関係だけを見ても、特別目的会社の間で特別目的会社を公共施設の設計、建設、維持管理、運営、または、これらを組合せて行うと自治体は、特別目的会社が提供するサービスの利用の対価として定期的に料金を支払う。

リスクの分担、サービス水準、事業期間、契約変更・解除の条件、ペナルティ規定などを内容とするPFI事業契約等を締結し、SPC（特別目的会社）と金融機関の間で融資契約、担保契約を締結し、自治体と金融機関の間で特別目的会社が融資契約に違反した場合（債務不履行）や事業契約に重大な違反があった場合など、特別目的会社に対する事業の継続が困難になった際に金融機関が自治体に対し、特別目的会社の事業契約上の地位の継承や自治体による事業契約の解除手続きの猶予などを求める権利などを定めた直接協定を締結すると、大変複雑な法律関係になっております。

主なものだけを見ても。国の多様なPPP／PFI手法を優先的に検討するための指針によると、これらの事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知識、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度がある。

この制度を利用する考えはありませんか。

また、契約や協定を結ぶ際、PFIを通じた弁護士等専門家の必要となると考えますが、そういった考えはないか、伺うものであります。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） 今議員が述べられた国の制度についてですが、そちらについて把握をしております。

町とすれば活用できるものであれば、活用したいというような考えであります。現段階ではですね、PFI事業で決定した場合には、先ほど議員が答弁してたとおり、高度な専門知識が必要となるということから、この事業を進めるに当たりまして、アドバイザリー業務契約の発注を考えております。この中でですね、先ほどの答弁にありましたことであるとか、要求水準書の策定であるとか、そういった形をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） そうするとそれぞれの協定書は、契約書の作成なんかもそのアドバイザリー契約の中に含まれていると考えてよろしいんですか。

〔教育委員会事務局長 米沢弘幸君発言〕

教育委員会事務局長（米沢弘幸君） そちらについては、まず、契約の仕方だと思いますので、その辺、検討していきたいと考えています。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 続きまして最後の質問になります。給食センター建て替え事業、産業系企業の誘致でオーダーメイドを採用した場合などは、町が手がけてきた中で最も費用のかかるものであると考えます。

繰り返しになりますが、リスクを抱えれば、町のほかの事業に大きな影響を与えかねません。慎重な判断が求められると思いますが、再度、お考えを伺うものであります。

〔企画財政課長 斎藤智幸君発言〕

企画財政課長（斎藤智幸君） 給食センターの建て替え事業及び企業誘致事業は、町にとっても類を見ない規模の大型事業でございます。この大型事業は、資産規模が大きく、現在の財政状況を踏まえると、優先順位の明確化と段階的な執行が不可欠でございます。財政の健全性を損なう過度な投資は、住民サービスの低下や財政信認の低下を招く恐れがあるため、今後、地域経済の活性化と財政健全化の両立を図るべく慎重に判断していく必要があると考えております。

〔11番 坂田一広君発言〕

11番（坂田一広君） 例えば、扶助費の中で町独自の部分、どんどんどんどん削っていくとか、そういったことがないようにやっていただきたい。もちろん、不要というか明

らかに役割を終えたとか、効果が薄いもの、それを見直していくことについてまで、どうこう申し上げるつもりはないけれども。

町独自の扶助費をどんどん減らしていくのかと。そういうところは、しっかり考えていっていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わりにします。

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、11番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

以上で本日の会議で予定されていました一般質問が全て終了しました。

散 会

議 長（富岡大志君） 本日はこれをもって散会といたします。

午後 3時15分散会

令和7年第3回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和7年9月16日（火曜日）

議事日程 第4号

令和7年9月16日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 委員会議案審査報告

（総務産業・予算決算 各常任委員長報告）〔第2～第19〕

（委員長報告に対する質疑）

日程第 2 議案第44号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 3 議案第54号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 4 議案第45号 吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関
する条例の一部を改正する条例

（討論・表決）

日程第 5 議案第46号 吉岡町公園条例

（討論・表決）

日程第 6 認定第 1号 令和6年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
（討論・表決）

日程第 7 認定第 2号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

（討論・表決）

日程第 8 認定第 3号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
について

（討論・表決）

日程第 9 認定第 4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

（討論・表決）

日程第10 認定第 5号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
について

（討論・表決）

日程第11 認定第 6号 令和6年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第12 認定第7号 令和6年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(討論・表決)

日程第13 議案第47号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第14 議案第48号 令和7年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第15 議案第49号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第16 議案第50号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第17 議案第51号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第18 議案第52号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第19 議案第53号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第21 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第22 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第23 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第24 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第25 自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	山崎 守人君	2番	春山 和久君
3番	藤多 ゆかり君	4番	大井 俊一君
5番	秋山 光浩君	6番	宮内 正晴君
7番	小林 静弥君	8番	富岡 栄一君
9番	飯塚 憲治君	10番	廣嶋 隆君
11番	坂田 一広君	12番	飯島 衛君
13番	小池 春雄君	14番	富岡 大志君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	柴崎 徳一郎君	副町長	高田 栄二君
教育長	山口 和良君	総務課長	小林 康弘君
企画財政課長	齋藤 智幸君	住民課長	深谷 智洋君
健康福祉課長	一倉 哲也君	産業観光課長	渡部 英之君
建設課長	大澤 正弘君	税務会計課長	福島 良一君
上下水道課長	永井 勇一郎君	教育委員会事務局長	米沢 弘幸君

事務局職員出席者

事務局長 岸 一憲 係長 関 浩己

開 議

午前9時30分開議

議 長（富岡大志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより、御手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

本日は、各常任委員会に付託した議案の委員長報告を、議事日程第1で行う予定ですので、各委員長におかれましてはよろしくお願ひします。

日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・予算決算 各常任委員長報告）

議 長（富岡大志君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

総務産業、予算決算の各常任委員会に付託した議案の審査報告をお願いします。

それでは、総務産業常任委員会、飯塚憲治委員長、委員長報告をお願いします。

〔総務産業常任委員会委員長 飯塚憲治君登壇〕

総務産業常任委員長（飯塚憲治君） それでは議長の指名のとおりに、ただいまより総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

9月1日、本会議場にて議長より、当委員会に付託されました議案4件について、9月5日金曜日午前9時半30分より委員会室において、委員全員、議長及び執行部から町長、副町長、教育長、課長、局長、室長の出席の下、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、初めに議案第44号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、第1番目の質疑、改正案によるビラポスターの公費負担額は最高幾らまでかとの質疑には、吉岡町長4万1,900円、議員が1万3,408円との答弁。ポスターは、町長・議員同額で38万6,568円との答弁でした。

次の質疑は、本議案の提案理由に公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第200号）とありますが、この200号にはビラポスターの公費負担に関して、触れられているが、そのほかの選挙費用事務所、事務費など一般的費用についてはない。これについての見直しは行われるのかの質疑に対しては、今回は、政令第200号にしたがって条例で定めることになっている。その部分の改正議案となっている。今後の選挙、一般的経費等については、国の法律によって改正されるものであって、次回選挙から提供されるものと考えているとの答弁でした。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。

次です。議案第54号 吉岡町職員の育児休業に関する条例及び吉岡町職員の勤

務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、一つ目は、今回の制度改正では、勤務時間を少なく勤務して働くことができる時間において、この休業時間の給与はどのような取扱いになるのかの質疑については、勤務しなかった時間についてはその時間分の給与が減額になるとの答弁でした。

また、続いて次のような質疑もありました。給料減額分の補填や支援策がないのか。

また、補填するための個人的な検討はないのかに対しては、行政としての支援策はなく、保険は管理していないとの答弁でした。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決しました。

次です。議案第45号 吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例については、一つ目、農地利用最適化推進員の主な仕事は、遊休農地の解消及び農地の集約等ですが、近年は農業就業者でないものの農地の所有、就農者の高齢化などで遊休地、耕作放棄地が増加している傾向にある吉岡町、農地の面積は減少したからといって、推進員の数を単純に削減するというのは、逆の感じがするがどうなのかという質疑に対しては、推進員の活動に逐次記録しています。委員は毎年農地パトロールを実施しており、町内農地の状態は把握できている状態です。その活動の成果は、耕作放棄地の発生とその解消及び農地集約の面積など、その実績が上がっております。その内容は、提出資料の6年度の主要施策成果説明書にお示しするとおりですとの答弁でした。

提案説明において、農地の面積が730ヘクタールから654ヘクタールに減少したことだが、それぞれの面積、測定確認した時期はいつのものなのかとの質疑には、730ヘクタールを平成28年4月、654ヘクタールは令和7年4月するものとの答弁でした。

説明資料の中で推進員がそれぞれの担当地区に振り分けられているが、それぞれの地区の農地面積に比例した人数配慮がどのようになされるのか。

また、今回の改正では1人削減するわけだが、それはどこの地区かとの質疑に推進員の人数は地区ごとの農地面積に比例して政令によって定められている計算式により決めて地区配分をしている。

また、1人を削減する地区は、大久保・漆原地区を考えているとの答弁でした。

審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決いたしました。

次です。議題議案第46号 吉岡町公園条例については、一つ目の質疑、本条例を定め、町立公園を整備するときには、国の補助金があるとの説明では、その内容はとの質疑には、町立公園として整備した公園が都市公園法による都市公園に指定されると社会資本総合整備交付金が使用できることになる。それに加え、公園面積

に応じた地方交付税交付金、これは毎年交付されるとのことであり、具体的には今回、都市公園として報告する予定の六つの公園の面積から算定すると、年間約1,000万程度の交付金を受けることになるとの答弁でした。

次の質疑です。交付金1,000万円の使い道は、町立の小規模公園の整備、これにも使えるかとの質疑には、この交付金は、都市公園に指定された公園にのみに使用できるもので、一反程度の小規模公園には使えないとの答弁でした。

次、本条例を定め、今後の都市公園整備の計画は本町にはあるのかとの質疑に対しては、天神東公園についてこれを都市公園に指定して、再整備をする予定であるとの答弁でした。

また、天神東公園は、約3.5ヘクタールあるとのことでした。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決いたしました。以上、付託議案、4件の審査報告といたします。

議長（富岡大志君） 報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め質疑を終結します。

飯塚委員長、自席へお戻りください。

次に、予算決算常任委員会、小池春雄委員長。委員長報告をお願いします。

〔予算決算常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算常任委員長（小池春雄君） それでは、予算決算常任委員会、委員長報告を行います。

去る9月1日本会議におきまして当委員会に付託されました議案について、9月9日から12日の4日間にわたり、午前9時半より委員会室において委員全員、議長、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長の出席の下、慎重に審査を行いましたので報告いたします。

なお、各議案につきましては、歳入歳出とも、款項目の目ごとに審査を行いました。

認定第1号 令和6年度吉岡町一般会計歳入歳出決算については、9月9日町民税、個人、法人、固定資産税、軽自動車税の不納欠損の質疑に対し、破産、行方不明、国外転出、相続人不存在、生活保護などが挙げられました。

固定資産税の不納欠損は、相続人不存在や清算法人が関係し、所有権移転や公売が難しく、即時欠損と処理されている例があるとのことでした。

地方特例交付金が前年度比で大幅に増（約205%）になった点は、国の定額減税等による税収減の補填（コロナ関連の減収補填）によるとのことでした。

国庫支出金では、子どものための教育、保育給付交付金の増額は人件費・物価上昇に伴う公定価格の上昇等が主な要因とのことでした。

町営住宅の滞納では、分割納付の誓約書による回収努力を行っているが、低所得者の支払い困難な問題について質疑がありました。

自治会事務委託費（広報配布等）について、委託費の推移や今後の方針に関する質疑がありました。

情報システム（総合行政システム、ガバメントクラウド）については、現在導入のシステムは、将来の標準化・クラウド化に対応できるが、将来のリプレイス時は機能・価格等を検討し公募型で選定する方針とのことでした。

9月10日歳出では、ファミリーサポートセンター（渋川・吉岡・榛東の共同運営）について質疑があり、利用・登録状況は年によるばらつきがあり、登録促進のための児童館での説明や広報を実施しているとのことでした。

産前産後ケアの委託件数や補助の仕組みについて質疑があり、補助は、利用しやすい料金設定・償還払い等の工夫がされているとのことでした。

保育士確保事業補助金（町単独約654万円）は、国基準を上回る保育士を配置した施設に対し補助しているとのことでした。

第3学童クラブ増築の総費用は、設計監理等を含め5,081万円、建築費は、役4,300万円で定数増40名に伴う施設整備の費用配分の質疑がありました。

公園の遊具点検委託料の増加は、業者的人件費高騰によるものと説明がありました。

一般廃棄物収集運搬業務委託料（約6200万円）について、入札の競争性が十分でないとの質疑があり、一般競争入札を実施しているとのことでした。

町が実施する水質検査と住民団体（勤労者協和会）の活動が重複している点、補助金の交付基準や報告・説明の質疑がありました。

獣害対策（わな等）の対応や有償無償についての質疑が出ました。

側溝・排水路の堆積の目詰まり、道路愛護の状況について質疑があり、業者委託での詰まりの除去は毎年実施しているが予算制約があり、重点箇所の対応を継続しているとのことでした。

用地買収（漆原総社線）の状況や累計買収費はとの質疑があり、工期を変更され令和12年度までの見込みとのことでした。

G I S（統合型・公開型）の導入を国の補助で進め、固定資産や水道等を統合する計画とのことでした。

最後に総括を行い、審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

9月11日です。認定第2号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出

決算の認定については、給食費の納入の過年度未納について質疑があり、過年度未納者への対応は、弁護士等と相談しながら対応しているということでした。

第三子以降の給食費無償化は、令和6年度から対象年齢を義務教育相当から18歳以下に拡大したということでした。

給食の残渣（食べ残し）や再利用について質疑がありました。廃棄物の削減の状況確認が求められました。

審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定3号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、国民健康保険税の不納欠損、滞納問題の質疑があり、パンフレット等で納税の周知をしているとのことでした。

雑入の主なものはとの質疑に対し、前年度2月分の療養給付費精算金が主なもののことでした。

審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、施設業者の倒産・閉鎖に伴う請求の不当請求があり、入所者の移行・影響について、詳細説明を求める質疑がありました。

徘徊高齢者対策（GPS貸出）は、6年度末時点で6名、身元確認支援システムは、登録21名。装着方法や使い勝手についての質疑がありました。

介護給付（居宅介護等）の延べ人数や給付費についての質疑があり、延べ人数減少の要因は、認定有効期間の見直し（最長期間等）によるものでした。必ずしも給付需要の減少を意味しないとのことでした。

介護給付準備基金の積立金が増加している点について質疑があり、3年ごとの計画・見直しに基づく資金調整であるとのことでした。

審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第5号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、被保険者数（成果説明では2,721人）が確認され、特別徴収・普通徴収の割合は、特別徴収約75.6%、普通徴収、24.6%とのことでした。

高齢者保健事業の重症化予防等について、保健師が健診結果などから対象を抽出して支援する事業とのことでした。

審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第6号 令和6年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定については、漏水修繕は、昨年度で計51件、そのうち本管、公道など大規模本管修繕は複数件。主因は、老朽化（塩化ビニール管の劣化、耐用年数40・50年程度）とのことでした。

貸倒引当金繰入（約41万円）は、過去の不納欠損（倒産・転出先不明・死亡等）によるものとのことでした。

審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

認定第7号 令和6年度吉岡町下水道事業会計特別会計利益の処分及び決算認定については、公共下水の処理原価が農集排より低いため単価差が生じている。農集排を公共下水に編入すると処理単価は下がる見込みとのことでした。

農集排の老朽化による維持管理コストが高く、編入によって町の建設投資や一般会計からの繰出金（補助金）を削減できる可能性があるということでした。

広域処理（玉村）の処理能力は余裕が大きくなかったが、人口減少もあり、当面は維持可能とのことでした。

損益計算上は営業収益から営業費用差引で約2億6,000万円の欠損が示されているとの説明があり、この差額は一般会計から補助金や過去の受入補助金の償却で穴埋めしている。したがって、一般会計への依存が大きいとのことでした。

審査の結果、賛成多数で認定、可決されました。

9月12日議案第47号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）については、駒寄産業団地等の土壤調査委託約1,400万円は、汚染の恐れがある箇所の聞き取りに基づく調査で、造成・企業誘致に備えた事前の調査とのことでした。

コミュニティーセンター関連で防犯カメラは購入より借上（リース）で平準化する方針で、今後可能な範囲でリース導入を進める意向とのことでした。

児童保育関連の施設整備補助は、国・県・町の負担割合がメニュー（増築・改修）や施設部分（保育・教育）により異なるとのことでした。

感染症対策で実施した風疹抗体検査の接種率は約40%。事業は令和6年で終了予定とのことでした。

公園再整備（天神東公園）で国庫補助（社会資本整備総合交付金）を申請するため、費用対効果算出業務（約340万円）について質疑があり、マニュアルに基づく評価で効果対費用が1以上であることが要件とのことでした。

給食センター関連では、現段階で事業法（PFI）を検討中。補正で要求水準書作成支援などのアドバイザリー業務委託を想定しており、専門的支援を入れて事業方式の可否や発注仕様を詰める方針とのことでした。

J-ALERTは、本体が平成30年度に更新され、その前後の関連機器整備もあり、おおむね7、8年周期で更新しているとのことでした。

審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第48号 令和7年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）については、学校給食の減額理由はの質疑に当初見込み児童生徒数が少なく、当初予算

で59名分の減とのことでした。当初見込みとの差異が補正の主因とのことでした。

審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第49号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第50号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、介護保険関係（地域開放・福祉空間整備等）は、国の補助名で、町内グループホーム等への非常用自家発電設備を設置するための補正とのことでした。

審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第51号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第52号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、賛成多数で可決されました。

議案第53号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、賛成多数で可決されました。

なお、当委員会では、審査の過程で課題となった事案に対して要望書を提出することを決定いたしました。来年度の決算書の作成及び令和8年度当初予算編成に関する要望書。

1. ふるさと納税の強化・充実を図られたい。
2. 予算決算書の説明資料のさらなる改善を図られたい。
3. 地域福祉交流拠点施設の西部地区の設置と有効活用のための人員配置、施設で実施する事業の拡大を図られたい。
4. 補助金・契約の適正化（随意契約も含む）
5. SDGsの推進を図られたい。
6. 学童保育の入所条件の緩和を図られたい。
7. 学校給食費の無料化を図られたい。
8. ごみの減量化への取組強化と資源化を図られたい。

以上の要望書は、議員の皆さんにも配付したいと思います。

以上、委員長報告といたします。

議長（富岡大志君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長席へお戻りください。

日程第2 議案第44号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第2、議案第44号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号 吉岡町議会議員及び吉岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第54号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（富岡大志君） 日程第3、議案第54号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号 吉岡町職員の育児休業等に関する条例及び吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（富岡大志君） 起立多数です。

よって議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第45号 吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

議 長（富岡大志君） 日程第4、議案第45号 吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号 吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第46号 吉岡町公園条例

議 長（富岡大志君） 日程第5、議案第46号 吉岡町公園条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号 吉岡町公園条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 認定第1号 令和6年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議 長（富岡大志君） 日程第6、認定第1号 令和6年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号 令和6年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 認定第2号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（富岡大志君） 日程第7、認定第2号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号 令和6年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8 認定第3号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（富岡大志君） 日程第8、認定第3号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号 令和6年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9 認定第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（富岡大志君） 日程第9、認定第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号 令和6年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10 認定第5号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（富岡大志君） 日程第10 認定第5号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号 令和6年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11 認定第6号 令和6年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 長（富岡大志君） 日程第11、認定第6号 令和6年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号 令和6年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 認定第7号 令和6年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議 長（富岡大志君） 日程第12、認定第7号 令和6年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号 令和6年度吉岡町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（富岡大志君） 起立多数です。

よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 議案第47号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）

議 長（富岡大志君） 日程第13、議案第47号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号 令和7年度吉岡町一般会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第48号 令和7年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（富岡大志君） 日程第14、議案第48号 令和7年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号 令和7年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第49号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（富岡大志君） 日程第15、議案第49号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号 令和7年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第50号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（富岡大志君） 日程第16、議案第50号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号 令和7年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第51号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（富岡大志君） 日程第17、議案第51号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号 令和7年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定する事にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第52号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算第1号

議 長（富岡大志君） 日程第18、議案第52号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号 令和7年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第53号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）

議 長（富岡大志君） 日程第19、議案第53号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 討論なしと認め討論を終結します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号 令和7年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出について

日程第21 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

日程第22 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

日程第23 議会広報常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

日程第24 予算決算常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

日程第25 自治体間交流推進特別委員会の閉会中の継続審査の申し出について

議 長（富岡大志君） 日程第20から第25号までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題とし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決定しました各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会委員長から吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これからこの申出6件を分離して採決します。

最初に議会運営委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に総務産業常任委員会からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に予算決算常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に自治体間交流推進特別委員会委員長からの申入れについてお諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

日程第26 議会議員の派遣について

議 長（富岡大志君） 日程第26、議会議員の派遣についてを議題とします。

ここで暫時休憩とします。

午前10時11分休憩

午前10時15分再開

議 長（富岡大志君） 会議を再開します。

お諮りします。

お手元に配付してあるとおり、議員研修のため、議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（富岡大志君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり、議会議員を派遣することに決定しました。

町長挨拶

議 長（富岡大志君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申出を許可します。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

暦の上では立秋を過ぎ、秋の気配を感じるはずの時節柄でありますが、まだまだ強烈な日差しが降り注いでおります。この夏の平均気温は統計開始を最も高い記録を更新したという報道もあったように、実際、毎日のように熱中症警戒アラートが輩出されるような日々がありました。

昔のようにエアコンがなくても扇風機があれば、夏を過ごせたという頃を懐かしくうらやましく思う今日この頃であります。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案、認定及び同意案件につきましては、いずれも可決、認定いただき誠にありがとうございました。

本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘ご意見等々に対しましては、今後の町政執行の中でできる限り反映させてまいりたいと考えております。

県内では、百日咳や新型コロナウイルス感染症、マイコプラズマ肺炎の報告が続

いており、先日は県内でインフルエンザによる学級閉鎖報道もありました。

議員皆様におかれましては、くれぐれも健康には十分ご留意の上、ますますご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（富岡大志君） 以上をもちまして、令和7年第3回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前10時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 富岡大志

吉岡町議会副議長 富岡栄一

吉岡町議会議員 藤多ゆかり

吉岡町議会議員 大井俊一